

附属書一（第三章関係） 第五条に関する表

第一節 一般的注釈

1 第五条の規定の適用に当たっては、各締約国の表2欄に掲げる品目について、表4欄に掲げる次の区分及び表5欄の注釈に定める条件を適用する。

(a) 表4欄に「A」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日に撤廃する。

(b) 表4欄に「B1」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から二千三年四月一日において当該品目に適用されている実行最恵国税率を適用し、二千六年四月一日に撤廃する。

(c) 表4欄に「B2」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から日本国については一キログラム当たり〇・五円、メキシコについては二・六パーセントとし、二千十年四月一日に撤廃する。

- (d) 表4欄に「B4」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの四回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。
- (e) 表4欄に「B5」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの五回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。
- (f) 表4欄に「B6」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの六回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。
- (g) 表4欄に「B7」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの七回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。
- (h) 表4欄に「B8」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの八回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。
- (i) 表4欄に「C」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの十回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。
- (j) 表4欄に「Ca」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から

行われる基準税率から無税までの十一回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(k) 表4欄に「D」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から二千四年一月一日において当該品目に適用されている実行最恵国税率を適用し、六年目の初日から行われる基準税率から無税までの六回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(l) 表4欄に「E」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、十一年目の初日に撤廃する。

(m) 表4欄に「P」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日に表5欄の注釈に定める税率まで引き下げる。

(n) 表4欄に「Q」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、表5欄の注釈に定める条件に従う。

(o) 表4欄に「X」を掲げた品目に分類される原産品は、関税の撤廃又は引下げの対象から除外される。

2 この附属書の規定に従って行われる関税の撤廃又は引下げについては、従価税の場合には、〇・一パーセント未満の端数は切り捨て、従量税の場合には、各締約国の公式貨幣単位の〇・〇一未満の端数は切り捨てる。ただし、この2の規定は、統一システムの第〇二〇三・一二号、第〇二〇三・一九号、第〇二〇

三・二二二号、第〇二〇三・二九号、第〇二〇六・四九号、第〇二一〇・一一号、第〇二一〇・一二号、第〇二一〇・一九号、第〇七〇三・一〇号、第一六〇二・四一号、第一六〇二・四二号、第一六〇二・四九号、第七九〇一・一一号及び第七九〇一・一二号に分類される原産品について課される関税であつて、次節日本国の表についての注釈2(b)又は日本国の表3欄に規定する特定の額と課税価格との差額を用いて算定されるものについては、適用しない。

3 この附属書における記載は、二千二年一月一日に改正された統一システムに従つたものである。

4 1(d)から(k)までの規定の適用上、「基準税率」とは、表3欄に定める税率であつて、撤廃に向けた関税の毎年均等な引下げの開始点における税率をいう。

5 この節及び次節に定める関税の毎年均等な引下げの実施に当たっては、次の規定を適用する。

(a) 一年目の引下げは、この協定の効力発生の日に行う。

(b) その後の毎年の引下げは、毎年四月一日に行う。

6 1(k)の規定が適用される場合を除くほか、この節及び第三節に定める関税の毎年均等な引下げの実施に当たっては、引下げは、この協定の効力発生の日から開始し、毎年の当該効力発生の日と同じ日に行う。

7 この節及び次節の規定の適用上、「年」とは、一年目については、この協定の効力発生の日からその後の最初の三月三十一日までをいい、その後の各年については、当該各年の四月一日に開始する十二箇月の期間をいう。

8 この節及び第三節の規定の適用上、「年」とは、この協定の効力発生の日に開始する十二箇月毎の期間をいう。

第二節 日本国の表

日本国の表についての注釈

次の1から33までに定める条件は、メキシコから輸入される原産品であつて表5欄にこれらの番号を掲げた品目に分類されるものについて適用する。メキシコから輸入される原産品であつて表5欄に「R」を掲げた品目に分類されるものは、二千十四年四月に第五条3(a)(i)の規定に従つて両締約国が協議する対象となる産品とする。

両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があつた場合には、統一システムの第三類又は第十六類に分類される魚類及びその製品の貿易の促進について協議を行う。両締約国は、相互の同意により、民間部門の代

表者を当該協議に招請することができる。

1 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(a) 一年目及び二年目については、合計割当数量はそれぞれ十メートル・トンとし、枠内税率は無税とする。

(b) (i) 八年目（二千十二年）から十二年目（二千十六年）までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。

(A) 八年目（二千十二年）については、一万五百メートル・トン

(B) 九年目（二千十三年）については、一万二千メートル・トン

(C) 十年目（二千十四年）については、一万三千五百メートル・トン

(D) 十一年目（二千十五年）については、一万五千メートル・トン

(E) 十二年目（二千十六年）については、一万五千メートル・トン

(ii) 八年目（二千十二年）から十二年目（二千十六年）までの各期間に適用される枠内税率は、次のとおりとする。

(AA) 表2欄に一個の星印（＊）を付した品目に分類される原産品に適用される枠内税率は、日本国の平成十五年度初めにおける実行最恵国税率から当該実行最恵国税率の百分の十を減じて得た税率とする。

(BB) 表2欄に二個の星印（＊＊）を付した品目に分類される原産品に適用される枠内税率は、日本国の平成十五年度初めにおける実行最恵国税率から当該実行最恵国税率の百分の二十を減じて得た税率とする。

(CC) 表2欄に三個の星印（＊＊＊）を付した品目に分類される原産品に適用される枠内税率は、日本国の平成十五年度初めにおける実行最恵国税率から当該実行最恵国税率の百分の四十を減じて得た税率とする。

(c) (a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。(a)の場合におけるこれらの証明書の発給については、市場の開拓及び販売の促進を目的として行われる。両締約国は、これらの証明書を不当に遅滞することなく発給する。両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があった場合には、これらの証明書の

発給その他の運用に関する事項に関連して生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。

(d) 両締約国は、十一年目（二千十五年）において、第五条3(a)(i)の規定に従って、十二年目（二千十六年）の終了後の合計割当数量及び枠内税率について、特に、十二年目（二千十六年）の合計割当数量及び両締約国間の貿易の実績を考慮して協議する。協議の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、十二年目（二千十六年）の合計割当数量及び枠内税率を適用する。

(e) この1の規定に従って行われる関税割当てに基づいて輸入される原産品については、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）（その改正を含む。以下同じ。）第七条の五に規定する牛肉に係る関税の緊急措置を適用しない。

2 関税割当ては、次の規定に従って行う。

- (a) 八年目（二千十二年）から十二年目（二千十六年）までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。
- (i) 八年目（二千十二年）については、八万三千メートル・トン
 - (ii) 九年目（二千十三年）については、八万六千メートル・トン

- (iii) 十年目（二千十四年）については、九万メートル・トン
- (iv) 十一年目（二千十五年）については、九万メートル・トン
- (v) 十二年目（二千十六年）については、九万メートル・トン
- (b) 八年目（二千十二年）から十二年目（二千十六年）までの各期間に適用される枠内税率は、次のとおりとする。
 - (i) 表2欄に一個の星印（*）を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が一キログラムにつき五十三円五十三銭以下のものについては、一キログラムにつき四百八十二円とする。表2欄に一個の星印（*）を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が一キログラムにつき五十三円五十三銭を超え、五百三十五円五十三銭を一・〇二二で除して得た額以下のものについては、一キログラムにつき五百三十五円五十三銭と課税価格との差額とする。表2欄に一個の星印（*）を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が一キログラムにつき五百三十五円五十三銭を一・〇二二で除して得た額を超えるものについては、二・二パーセントとする。
 - (ii) 表2欄に二個の星印（**）を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が一キログラムに

つき五百七十七円十五銭を〇・六四三で除して得た額以下のものについては、一キログラムにつき五百七十七円十五銭と課税価格に〇・六を乗じて得た額との差額とする。表2欄に二個の星印（**）を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が一キログラムにつき五百七十七円十五銭を〇・六四三で除して得た額を超えるものについては、四・三パーセントとする。

(c) (a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。両締約国は、これらの証明書を不当に遅滞することなく発給する。両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があった場合には、これらの証明書の発給その他の運用に関する事項に関連して生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。

(d) 両締約国は、十一年目（二千十五年）において、第五条3(a)(i)の規定に従って、十二年目（二千十六年）の終了後の合計割当数量及び枠内税率について、特に、十二年目（二千十六年）の合計割当数量及び両締約国間の貿易の実績を考慮して協議する。協議の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、十二年目（二千十六年）の合計割当数量及び枠内税率を適用する。

(e) この2の規定に従って行われる関税割当てに基づいて輸入される原産品については、関税暫定措置法

第七条の六第一項に規定する豚肉等に係る関税の緊急措置及び同条第二項に規定する豚肉等に係る特別セーフガード措置を適用しない。

(f) 両締約国は、日本国の豚肉に係る関税制度、特に、分岐点価格制度について検討するため、協議する。

3 関税率は、四・三パーセントとする。

4 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(a) 一年目については、合計割当数量は十メートル・トンとし、枠内税率は無税とする。

(b)(i) 八年目（二千十二年）から十二年目（二千十六年）までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。

(A) 八年目（二千十二年）については、八千六百メートル・トン

(B) 九年目（二千十三年）については、八千七百メートル・トン

(C) 十年目（二千十四年）については、八千八百メートル・トン

(D) 十一年目（二千十五年）については、八千九百メートル・トン

(E) 十二年目（二千十六年）については、九千メートル・トン

(ii) 八年目（二千十二年）から十二年目（二千十六年）までの各期間に適用される枠内税率は、日本国の平成二十二年度初めにおける実行最恵国税率から当該実行最恵国税率の百分の四十を減じて得た税率とする。

(c) (a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。(a)の場合におけるこれらの証明書の発給については、市場の開拓及び販売の促進を目的として行われる。両締約国は、これらの証明書を不当に遅滞することなく発給する。両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があった場合には、これらの証明書の発給その他の運用に関する事項に関連して生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。

(d) 両締約国は、十一年目（二千十五年）において、第五条3(a)(i)の規定に従って、十二年目（二千十六年）の終了後の合計割当数量及び枠内税率について、特に、十二年目（二千十六年）の合計割当数量及び両締約国間の貿易の実績を考慮して協議する。協議の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、十二年目（二千十六年）の合計割当数量及び枠内税率を適用する。

5 両締約国間において養殖のきはだまぐろの貿易が開始された場合には、両締約国は、第五条3(a)(i)の規定に従って、養殖のきはだまぐろの取扱いについて協議する。

6 (a) 関税率は、輸入の時点における実行最恵国税率から当該実行最恵国税率の百分の二十を減じて得た税率又は三パーセントのうちいずれか高い税率とする。

(b) 実行最恵国税率が三パーセント以下である場合には、両締約国は、関税率の問題について協議する。

7 (a) 関税率は、三パーセントとする。

(b) 実行最恵国税率が三パーセントよりも低い場合には、両締約国は、関税率の問題について協議する。

8 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(a) 一年目及びその後の毎年の合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。

(i) 一年目については、六百メートル・トン

(ii) 二年目については、七百メートル・トン

(iii) 三年目については、八百メートル・トン

(iv) 四年目については、九百メートル・トン

(v) 五年目以降については、毎年千メートル・トン

(b) 枠内税率は、無税とする。

(c) (a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。両締約国は、これらの証明書を不当に遅滞することなく発給する。両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があった場合には、これらの証明書の発給その他の運用に関する事項に関連して生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。

9 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(a) 一年目から十年目までの合計割当数量は、それぞれ二万メートル・トンとする。

(b) 枠内税率は、無税とする。

(c) (a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。両締約国は、これらの証明書を不当に遅滞することなく発給する。両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があった場合には、これらの証明書の発給その他の運用に関する事項に関連して生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。

(d) 十一年目の初日に関税割当てを廃止する。

10 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(a) 一年目及び二年目については、合計割当数量はそれぞれ十メートル・トンとし、枠内税率は無税とする。

(b) (i) 八年目（二千十二年）から十二年目（二千十六年）までの合計割当数量は、それぞれ四千メートル・トンとする。

(ii) 八年目（二千十二年）から十二年目（二千十六年）までの各期間に適用される枠内税率は、それぞれ次のとおりとする。

年	六月一日から十一月三〇日までの期間に適用される枠内税率	十二月一日から五月三十一日までの期間に適用される枠内税率
八年目（二〇一二年）	七・四%	一四・八%
九年目（二〇一三年）	六・八%	一三・六%
一〇年目（二〇一四年）	六・二%	一二・四%

一一年目（二〇二五年）	五・六%	一一・二%
一二年目（二〇二六年）	五・〇%	一〇・〇%

- (c) (a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。(a)の場合におけるこれらの証明書の発給については、市場の開拓及び販売の促進を目的として行われる。両締約国は、これらの証明書を不当に遅滞することなく発給する。両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があった場合には、これらの証明書の発給その他の運用に関する事項に関連して生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。
- (d) 両締約国は、十一年目（二千十五年）において、第五条3(a)(i)の規定に従って、十二年目（二千十六年）の終了後の合計割当数量及び枠内税率について、特に、十二年目（二千十六年）の合計割当数量及び両締約国間の貿易の実績を考慮して協議する。協議の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、十二年目（二千十六年）の合計割当数量及び枠内税率を適用する。
- 11 (a) 関税率は、輸入の時点における実行最恵国税率から当該実行最恵国税率の百分の二十を減じて得た税

率又は三パーセントのうちいずれか高い税率とする。

(b) (a)の規定にかかわらず、一般特惠制度に基づく特惠関税が課される場合には、関税率は、輸入の時点における一般特惠制度に基づく特惠税率から当該特惠税率の百分の二十を減じて得た税率又は三パーセントのうちいずれか高い税率とする。

(c) 実行最惠国税率が三パーセント以下である場合には、両締約国は、関税率の問題について協議する。

12 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(a) 一年目及びその後の毎年の合計割当数量は、それぞれ千メートル・トンとする。

(b) 枠内税率は、無税とする。

(c) (a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。輸入締約国は、輸出締約国と協力して関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。

(d) いずれか一方の締約国の要請があった場合には、両締約国は、関税割当制度の運用に関連して生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。

13 関税割当では、次の規定に従って行う。

(a) 八年目（二千十二年）から十二年目（二千十六年）までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。

年	統一システムの第二〇〇九・一 一号又は第二〇〇九・一九号に 分類される原産品についての割 当数量	統一システムの第二〇〇九・一 二号に分類される原産品につい ての割当数量	総数量（参考のためにのみ掲げ られたもの）（注）
八年目（二〇二二年）	六、三六〇	二、二〇〇	六、八〇〇
九年目（二〇一三年）	六、五二〇	二、九〇〇	七、一〇〇
一〇年目（二〇一四年）	六、六八〇	三、六〇〇	七、四〇〇
一一年目（二〇一五年）	六、八四〇	四、三〇〇	七、七〇〇
一二年目（二〇一六年）	七、〇〇〇	五、〇〇〇	八、〇〇〇

（単位 メートル・トン）

注 「総数量」とは、統一システムの第二〇〇九・一一号及び第二〇〇九・一九号並びに第二〇〇

九・一二号に分類される原産品についての割当数量の合計をいう。ただし、総数量を計算するに当たっては、統一システムの第二〇〇九・一二号に分類される原産品についての割当数量を統一システムの第二〇〇九・一一号又は第二〇〇九・一九号に分類される製品の相当量に換算する。その換算に当たっては、統一システムの第二〇〇九・一一号又は第二〇〇九・一九号に分類される製品のメートル・トンには、統一システムの第二〇〇九・一二号に分類される製品の五メートル・トンに相当するものとする。

(b) 八年目（二千十二年）から十二年目（二千十六年）までの各期間に適用される枠内税率は、それぞれ次のとおりとする。

八年目（二〇一二年）	年	表2欄に一個の星印（*）を付した品目に分類される原産品の枠内税率	表2欄に二個の星印（**）を付した品目に分類される原産品の枠内税率	表2欄に三個の星印（***）を付した品目に分類される原産品の枠内税率
		一一・四%	一三・四%（その率が一キログラムにつき一〇円三四銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	九・五%

九年目（二〇一三年）	一〇・一%	一・九%（その率が一キログラムにつき九円一八銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	八・四%
一〇年目（二〇一四年）	八・八%	一〇・四%（その率が一キログラムにつき八円二銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	七・四%
一一年目（二〇一五年）	七・五%	八・九%（その率が一キログラムにつき六円八六銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	六・三%
一二年目（二〇一六年）	六・三%	七・四%（その率が一キログラムにつき五円七〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	五・三%

(c) (a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。両締約国は、これらの証明書を不当に遅滞する

ことなく発給する。両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があった場合には、これらの証明書の発給その他の運用に関する事項に関連して生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。

(d) 両締約国は、十一年目（二千十五年）において、第五条3(a)(i)の規定に従って、十二年目（二千十六年）の終了後の合計割当数量及び枠内税率について、特に、十二年目（二千十六年）の合計割当数量及び両締約国間の貿易の実績を考慮して協議する。協議の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、十二年目（二千十六年）の合計割当数量及び枠内税率を適用する。

14 関税割当では、次の規定に従って行う。

(a) 一年目及びその後の毎年の合計割当数量は、それぞれ百四十メートル・トンとする。

(b) 枠内税率は、無税とする。

(c) (a)及び(b)の規定の適用上、関税割当では、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が関税割当の証明書を発給して行う。両締約国は、これらの証明書を不当に遅滞することなく発給する。両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があった場合には、これらの証明書の発給その他の運用に関する事項に関連して生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。

15 関税割当ては、次の規定に従って行う。

- (a) 一年目及びその後の毎年の合計割当数量は、それぞれ八百メートル・トンとする。
- (b) 枠内税率は、無税とする。

(c) (a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。両締約国は、これらの証明書を不当に遅滞することなく発給する。両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があった場合には、これらの証明書の発給その他の運用に関する事項に関連して生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。

16 関税割当ては、次の規定に従って行う。

- (a) 一年目及びその後の毎年の合計割当数量は、それぞれ六十メートル・トンとする。
- (b) 枠内税率は、無税とする。

(c) (a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。両締約国は、これらの証明書を不当に遅滞することなく発給する。両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があった場合には、これらの証明書の発

給その他の運用に関する事項に関連して生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。

17 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(a) 一年目及びその後の毎年の合計割当数量は、それぞれ六百メートル・トンとする。

(b) 枠内税率は、無税とする。

(c) (a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。両締約国は、これらの証明書を不当に遅滞することなく発給する。両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があった場合には、これらの証明書の発給その他の運用に関する事項に関連して生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。

18 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(a) 一年目及びその後の毎年の合計割当数量は、それぞれ二百メートル・トンとする。

(b) 枠内税率は、無税とする。

(c) (a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。両締約国は、これらの証明書を不当に遅滞する

ことなく発給する。両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があった場合には、これらの証明書の発給その他の運用に関する事項に関連して生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。

19 関税割当ては、次の規定に従って行う。

- (a) 一年目及びその後の毎年の合計割当数量は、それぞれ七十メートル・トンとする。
- (b) 枠内税率は、無税とする。

(c) (a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。両締約国は、これらの証明書を不当に遅滞することなく発給する。両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があった場合には、これらの証明書の発給その他の運用に関する事項に関連して生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。

20 関税割当ては、次の規定に従って行う。

- (a) 一年目から五年目までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。
 - (i) 一年目については、七万平方メートル
 - (ii) 二年目については、八万四千平方メートル

- (iii) 三年目については、十万平方メートル
- (iv) 四年目については、十二万平方メートル
- (v) 五年目については、十四万五千平方メートル
- (b) 枠内税率は、無税とする。
- (c) (a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。輸入締約国は、輸出締約国と協力して関税割当て制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。
- (d) いずれか一方の締約国の要請があった場合には、両締約国は、関税割当て制度の運用に関連して生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。
- (e) 十一年目の初日に関税割当てを廃止する。
- (f) 両締約国は、五年目以降、第五条3(a)(i)の規定に従って、必要に応じ協議し、六年目以降の合計割当数量について検討する。この場合には、六年目以降の合計割当数量については、協議を行った年の合計割当数量よりも少なくなることをないよう検討する。このような協議により新たな合計割当数量について

て両締約国間で合意が得られるまでの間は、五年目の合計割当数量を引き続き適用する。

21 関税割当ては、次の規定に従って行う。

- (a) 一年目から七年目までの合計割当金額は、それぞれ次のとおりとする。
 - (i) 一年目については、八千六百七十一万五千円
 - (ii) 二年目については、一億四百五万八千円
 - (iii) 三年目については、一億二千四百八十七万円
 - (iv) 四年目については、一億四千九百八十四万四千円
 - (v) 五年目については、一億七千九百八十一万二千元
 - (vi) 六年目については、二億千五百七十七万五千円
 - (vii) 七年目については、二億五千八百九十三万円
- (b) 枠内税率は、無税とする。
- (c) (b)に規定する枠内税率は、(a)に規定する一年目から七年目までの各期間について、輸入額がそれぞれ(a)に規定する合計割当金額を超えることとなる月の翌月の末日までの間、この21の規定が適用される原

産品のうち、関税暫定措置法に規定する輸入申告又は蔵入れ申請がされたものに適用する。

(d) いずれか一方の締約国の要請があった場合には、両締約国は、関税割当制度の運用に関連して生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。

(e) 八年目の初日に関税割当てを廃止する。

22 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(a) 一年目から五年目までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。

(i) 一年目については、一万五千平方メートル

(ii) 二年目については、一万八千平方メートル

(iii) 三年目については、二万二千平方メートル

(iv) 四年目については、二万六千平方メートル

(v) 五年目については、三万平方メートル

(b) 枠内税率は、無税とする。

(c) (a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。輸入締

約国は、輸出締約国と協力して関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。

(d) いずれか一方の締約国の要請があった場合には、両締約国は、関税割当制度の運用に関連して生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。

(e) 十一年目の初日に関税割当てを廃止する。

(f) 両締約国は、五年目以降、第五条3(a)(i)の規定に従って、必要に応じ協議し、六年目以降の合計割当数量について検討する。この場合には、六年目以降の合計割当数量については、協議を行った年の合計割当数量よりも少なくなることはないよう検討する。このような協議により新たな合計割当数量について両締約国間で合意が得られるまでの間は、五年目の合計割当数量を引き続き適用する。

23 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(a) 一年目から五年目までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。

(i) 一年目については、一万五千平方メートル

(ii) 二年目については、一万八千平方メートル

- (iii) 三年目については、二万二千平方メートル
- (iv) 四年目については、二万六千平方メートル
- (v) 五年目については、三万平方メートル
- (b) 枠内税率は、無税とする。
- (c) (a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。輸入締約国は、輸出締約国と協力して関税割当て制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。
- (d) いずれか一方の締約国の要請があった場合には、両締約国は、関税割当て制度の運用に関連して生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。
- (e) 十一年目の初日に関税割当てを廃止する。
- (f) 両締約国は、五年目以降、第五条3(a)(i)の規定に従って、必要に応じ協議し、六年目以降の合計割当数量について検討する。この場合には、六年目以降の合計割当数量については、協議を行った年の合計割当数量よりも少なくなることを検討する。このような協議により新たな合計割当数量について

24

て両締約国間で合意が得られるまでの間は、五年目の合計割当数量を引き続き適用する。

関税割当ては、次の規定に従って行う。

- (a) 一年目から七年目までの合計割当金額は、それぞれ次のとおりとする。
 - (i) 一年目については、六十九万七千円
 - (ii) 二年目については、八十三万七千円
 - (iii) 三年目については、百万四千元
 - (iv) 四年目については、百二十万五千元
 - (v) 五年目については、百四十四万六千元
 - (vi) 六年目については、百七十三万五千元
 - (vii) 七年目については、二百八万二千元
- (b) 枠内税率は、無税とする。
- (c) (b)に規定する枠内税率は、(a)に規定する一年目から七年目までの各期間について、輸入額がそれぞれ(a)に規定する合計割当金額を超えることとなる月の翌月の末日までの間、この24の規定が適用される原

産品のうち、関税暫定措置法に規定する輸入申告又は蔵入れ申請がされたものに適用する。

(d) いずれか一方の締約国の要請があつた場合には、両締約国は、関税割当制度の運用に関連して生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。

(e) 八年目の初日に関税割当てを廃止する。

25 関税割当ては、次の規定に従つて行う。

(a) 一年目から七年目までの合計割当金額は、それぞれ次のとおりとする。

- (i) 一年目については、二千三百五十二万二千円
- (ii) 二年目については、二千八百二十二万六千円
- (iii) 三年目については、三千三百八十七万二千円
- (iv) 四年目については、四千六十四万六千円
- (v) 五年目については、四千八百七十七万五千円
- (vi) 六年目については、五千八百五十三万円
- (vii) 七年目については、七千二十三万七千円

(b) 枠内税率は、無税とする。

(c) (b)に規定する枠内税率は、(a)に規定する一年目から七年目までの各期間について、輸入額がそれぞれ

(a)に規定する合計割当金額を超えることとなる月の翌月の末日までの間、この25の規定が適用される原産品のうち、関税暫定措置法に規定する輸入申告又は蔵入れ申請がされたものに適用する。

(d) いずれか一方の締約国の要請があった場合には、両締約国は、関税割当制度の運用に関連して生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。

(e) 八年目の初日に関税割当てを廃止する。

26 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(a) 一年目から七年目までの合計割当金額は、それぞれ次のとおりとする。

(i) 一年目については、三億四千五百五十五万五千円

(ii) 二年目については、四億千四百六十六万六千円

(iii) 三年目については、四億九千七百六十万円

(iv) 四年目については、五億九千七百七十二万円

- (v) 五年目については、七億千六百五十四万四千円
 - (vi) 六年目については、八億五千九百八十五万二千元
 - (vii) 七年目については、十億三千百八十二万三千元
 - (b) 枠内税率は、無税とする。
 - (c) (b)に規定する枠内税率は、(a)に規定する一年目から七年目までの各期間について、輸入額がそれぞれ(a)に規定する合計割当金額を超えることとなる月の翌月の末日までの間、この26の規定が適用される原産品のうち、関税暫定措置法に規定する輸入申告又は蔵入れ申請がされたものに適用する。
 - (d) いずれか一方の締約国の要請があつた場合には、両締約国は、関税割当制度の運用に関連して生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。
 - (e) 八年目の初日に関税割当てを廃止する。
- 27 関税割当ては、次の規定に従って行う。
- (a) 一年目から七年目までの合計割当金額は、それぞれ次のとおりとする。
 - (i) 一年目については、三千二百二十五万二千元

- (ii) 二年目については、三千八百七十万三千円
 - (iii) 三年目については、四千六百四十四万三千円
 - (iv) 四年目については、五千五百七十三万二千円
 - (v) 五年目については、六千六百八十七万八千円
 - (vi) 六年目については、八千二十五万四千円
 - (vii) 七年目については、九千六百三十万五千円
- (b) 枠内税率は、無税とする。
- (c) (b)に規定する枠内税率は、(a)に規定する一年目から七年目までの各期間について、輸入額がそれぞれ
- (a)に規定する合計割当金額を超えることとなる月の翌月の末日までの間、この27の規定が適用される原産品のうち、関税暫定措置法に規定する輸入申告又は蔵入れ申請がされたものに適用する。
- (d) いずれか一方の締約国の要請があった場合には、両締約国は、関税割当制度の運用に関連して生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。
- (e) 八年目の初日に関税割当てを廃止する。

28 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(a) 一年目から五年目までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。

(i) 一年目については、二十五万足

(ii) 二年目については、三十万足

(iii) 三年目については、三十六万足

(iv) 四年目については、四十三万二千足

(v) 五年目については、五十一万八千足

(b) 枠内税率は、無税とする。

(c) (a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。輸入締

約国は、輸出締約国と協力して関税割当て制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。

(d) いずれか一方の締約国の要請があった場合には、両締約国は、関税割当て制度の運用に関連して生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。

(e) 十一年目の初日に関税割当てを廃止する。

(f) 両締約国は、五年目以降、第五条3(a)(i)の規定に従って、必要に応じ協議し、六年目以降の合計割当数量について検討する。この場合には、六年目以降の合計割当数量については、協議を行った年の合計割当数量よりも少なくなることはないよう検討する。このような協議により新たな合計割当数量について両締約国間で合意が得られるまでの間は、五年目の合計割当数量を引き続き適用する。

29 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(a) 一年目から七年目までの合計割当金額は、それぞれ次のとおりとする。

(i) 一年目については、二千六百七十四千円

(ii) 二年目については、三千二百四十五千円

(iii) 三年目については、三千八百四十五万三千円

(iv) 四年目については、四千六百十四万四千円

(v) 五年目については、五千五百三十七万三千円

(vi) 六年目については、六千六百四十四万七千円

(vii) 七年目については、七千九百七十三万七千円

(b) 枠内税率は、無税とする。

(c) (b)に規定する枠内税率は、(a)に規定する一年目から七年目までの各期間について、輸入額がそれぞれ

(a)に規定する合計割当金額を超えることとなる月の翌月の末日までの間、この29の規定が適用される原産品のうち、関税暫定措置法に規定する輸入申告又は蔵入れ申請がされたものに適用する。

(d) いずれか一方の締約国の要請があつた場合には、両締約国は、関税割当制度の運用に関連して生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。

(e) 八年目の初日に関税割当てを廃止する。

30 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(a) 一年目から七年目までの合計割当金額は、それぞれ次のとおりとする。

(i) 一年目については、千五百七十二万六千円

(ii) 二年目については、千八百八十七万千円

(iii) 三年目については、二千二百六十四万五千円

- (iv) 四年目については、二千七百十七万四千円
 - (v) 五年目については、三千二百六十万八千円
 - (vi) 六年目については、三千九百十三万円
 - (vii) 七年目については、四千六百九十五万六千円
- (b) 枠内税率は、無税とする。
- (c) (b)に規定する枠内税率は、(a)に規定する一年目から七年目までの各期間について、輸入額がそれぞれ
- (a)に規定する合計割当金額を超えることとなる月の翌月の末日までの間、この30の規定が適用される原産品のうち、関税暫定措置法に規定する輸入申告又は蔵入れ申請がされたものに適用する。
- (d) いずれか一方の締約国の要請があった場合には、両締約国は、関税割当制度の運用に関連して生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。
- (e) 八年目の初日に関税割当てを廃止する。
- 31 関税割当ては、次の規定に従って行う。
- (a) 一年目から七年目までの合計割当金額は、それぞれ次のとおりとする。

- (i) 一年目については、六千五百一十八千円
 - (ii) 二年目については、七千八百二万千円
 - (iii) 三年目については、九千三百六十二万五千円
 - (iv) 四年目については、一億千二百三十五万千円
 - (v) 五年目については、一億三千四百八十二万千円
 - (vi) 六年目については、一億六千七百七十八万五千円
 - (vii) 七年目については、一億九千四百十四万二千円
- (b) 枠内税率は、無税とする。
- (c) (b)に規定する枠内税率は、(a)に規定する一年目から七年目までの各期間について、輸入額がそれぞれ
- (a)に規定する合計割当金額を超えることとなる月の翌月の末日までの間、この31の規定が適用される原産品のうち、関税暫定措置法に規定する輸入申告又は蔵入れ申請がされたものに適用する。
- (d) いずれか一方の締約国の要請があった場合には、両締約国は、関税割当制度の運用に関連して生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。

(e) 八年目の初日に関税割当てを廃止する。

32 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(a) 一年目から七年目までの合計割当金額は、それぞれ次のとおりとする。

(i) 一年目については、九百五十万七千円

(ii) 二年目については、千百四十万八千円

(iii) 三年目については、千三百六十九万円

(iv) 四年目については、千六百四十二万八千円

(v) 五年目については、千九百七十一万三千円

(vi) 六年目については、二千三百六十五万六千円

(vii) 七年目については、二千八百三十八万七千円

(b) 枠内税率は、無税とする。

(c) (b)に規定する枠内税率は、(a)に規定する一年目から七年目までの各期間について、輸入額がそれぞれ

(a)に規定する合計割当金額を超えることとなる月の翌月の末日までの間、この32の規定が適用される原

産品のうち、関税暫定措置法に規定する輸入申告又は蔵入れ申請がされたものに適用する。

(d) いずれか一方の締約国の要請があった場合には、両締約国は、関税割当制度の運用に関連して生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。

(e) 八年目の初日に関税割当てを廃止する。

関税割当ては、次の規定に従って行う。

(a) 八年目（二千十二年）から十二年目（二千十六年）までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。

(i) 八年目（二千十二年）については、五十メートル・トン

(ii) 九年目（二千十三年）については、六十メートル・トン

(iii) 十年目（二千十四年）については、七十メートル・トン

(iv) 十一年目（二千十五年）については、八十メートル・トン

(v) 十二年目（二千十六年）については、九十メートル・トン

(b) 八年目（二千十二年）から十二年目（二千十六年）までの各期間に適用される枠内税率は、二十五

パーセント又は一キログラムにつき十二円五十銭の従量税率のうちいずれか高い税率とする。

(c) (a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。両締約国は、これらの証明書を不当に遅滞することなく発給する。両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があった場合には、これらの証明書の発給その他の運用に関する事項に関連して生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。

(d) 両締約国は、十一年目（二千十五年）において、第五条3(a)(i)の規定に従って、十二年目（二千十六年）の終了後の合計割当数量及び枠内税率について、特に、十二年目（二千十六年）の合計割当数量及び両締約国間の貿易の実績を考慮して協議する。協議の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、十二年目（二千十六年）の合計割当数量及び枠内税率を適用する。

日本国の表

関税率表番号	1	品名	2	基準税率	3	区分	4	注釈	5

<p>第一類</p> <p>○一・〇一</p> <p>○一〇一・一〇</p>	<p>動物（生きているものに限る。）</p> <p>馬、ろ馬、ら馬及びヒニー（生きているものに限る。）</p> <p>純粋種の繁殖用のもの</p> <p>馬</p> <p>サラブレッド種、サラブレッド系種、アラブ種、アングロアラブ種又はアラブ系種の馬（以下この項において「軽種馬」という。）以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>ろ馬、ら馬及びヒニー</p> <p>その他のもの</p> <p>馬</p> <p>軽種馬以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。）</p> <p>その他のもの</p>
<p>X A A A X A A</p>	

<p>第二類</p> <p>○二・〇一</p> <p>○二〇一・一〇</p> <p>○二〇一・二二〇</p>	<p>○一・〇六</p> <p>○一・〇五</p> <p>○一・〇四</p> <p>○一〇三・九二</p> <p>○一〇三・九一</p> <p>○一〇三・一〇</p> <p>○一・〇三</p> <p>○一〇二・九〇</p>	<p>肉及び食用のくず肉</p> <p>牛の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）</p> <p>枝肉及び半丸枝肉</p> <p>その他の骨付き肉</p>	<p>ろ馬、ら馬及びヒニー</p> <p>牛（生きているものに限る。）</p> <p>純粋種の繁殖用のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>水牛</p> <p>その他のもの</p> <p>豚（生きているものに限る。）</p> <p>純粋種の繁殖用のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>一頭の重量が五〇キログラム未満のもの</p> <p>一頭の重量が五〇キログラム以上のもの</p> <p>羊及びやぎ（生きているものに限る。）</p> <p>家きん（鶏（ガルルス・ドメステイクス）、あひる、がちょう、七面鳥及びほろほろ鳥で、生きているものに限る。）</p> <p>その他の動物（生きているものに限る。）</p>	<p>X</p>	<p>A A A X X A X A A A</p>
--	---	--	---	----------	----------------------------

○二〇三・一九	○二〇三・一一	○二〇三・一二	○二〇三・一三	○二〇二・三〇	○二〇二・二〇	○二〇二・二〇	○二〇二・二〇	○二〇二・二〇	○二〇二・二〇	○二〇二・二〇		
その他のもの	枝肉及び半丸枝肉 いのししのもの その他のもの	骨付きのもの肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。） いのししのもの その他のもの*	豚の肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。） 生鮮のもの及び冷蔵したもの 枝肉及び半丸枝肉 いのししのもの その他のもの	骨付きでない肉 ロインのもの* かた、うで及びももの** ばらのもの** その他のもの*	その他の骨付き肉**	その他の骨付き肉**	枝肉及び半丸枝肉	牛の肉（冷凍したものに限る。）	骨付きでない肉**	四分体のもの その他のもの*		
Q	A	X	A	Q	Q	Q	Q	Q	X	Q	Q	X
2				1	1	1	1	1		1	1	

○二〇三・二二	冷凍したもの 枝肉及び半丸枝肉	いのししのもの その他のもの*	Q	A	2
○二〇三・二二	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）	いのししのもの その他のもの*	Q	A	2
○二〇三・二九	その他のもの	いのししのもの その他のもの*	Q	A	2
○二・〇四	羊又はやぎの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	その他のもの*	A	A	
○二〇五・〇〇	馬、ろ馬、ら馬又はヒニーの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）		A	A	
○二・〇六	食用のくず肉（牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニーのもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）				
○二〇六・一〇	牛のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） 臓器及び舌*** その他のもの 牛のもの（冷凍したものに限る。）		X	Q	1

〇二〇六・二一	舌***
〇二〇六・二二	肝臓*
〇二〇六・二九	その他のもの 頬肉及び頭肉*** その他のもの 臓器***
〇二〇六・三〇	豚のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） いのししのもの その他のもの
〇二〇六・四一	豚のもの（冷凍したものに限る。） 肝臓 いのししのもの その他のもの
〇二〇六・四九	その他のもの いのししのもの その他のもの 臓器
〇二〇六・八〇	その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） その他のもの*

A	Q	P	A	X	A	X	A	Q	Q	Q	Q	Q
	2	3						1	1	1	1	1

○二〇七・三二	分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）												
○二〇七・三三	分割してないもの（冷凍したものに限る。）												
○二〇七・三四	脂肪質の肝臓（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）												
○二〇七・三五	その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）												
○二〇七・三六	その他のもの（冷凍したものに限る。）												
○二・〇八	その他の肉及び食用のくず肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）												
○二〇九・〇〇	家さんの脂肪及び豚の筋肉層のない脂肪（溶出その他の方法で抽出してないもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限り。）												
○二・一〇	肉及び食用のくず肉（塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限り。）並びに肉又はくず肉の食用の粉及びミール												
○二一〇・一一	豚の肉												
○二一〇・一二	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）												
○二一〇・一九	* ばら肉及びこれを分割したもの**												
○二一〇・二〇	その他のもの** 牛の肉												
○二一〇・九一	その他のもの（肉又はくず肉の食用の粉及びミールを含む。）												
○二一〇・九二	霊長類のもの 鯨、イルカ及びネズミイルカ（くじら目）のもの並びにマナティー及びジュゴン												
		X	X	Q	Q	Q		A	A	X	X	X	X
			2	2	2								

<p>〇二一〇・九三 〇二一〇・九九</p>	<p>(海牛目)のもの 爬虫類(へび及びかめを含む。)のもの その他のもの 豚又は牛のもの その他のもの</p>	<p>第三類 〇三〇一 〇三〇一・一〇 〇三〇一・九一 〇三〇一・九二</p>	<p>魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物 魚(生きているものに限る。) 観賞用の魚 その他の魚(生きているものに限る。) ます(サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラ ルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコ ルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル) うなぎ(アングイルラ属のもの) 養魚用の稚魚 その他のもの こい その他のもの 養魚用の稚魚 その他のもの</p>
<p>A X X X</p>	<p>A X X X</p>	<p>A A X A A A</p>	<p>A A X A A A</p>

○三〇二・〇二	<p>にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルデイノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)</p> <p>その他のもの</p>	A X
○三〇二・一一	<p>魚(生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。)</p> <p>さけ科のもの(肝臓、卵及びしらを除く。)</p> <p>ます(サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル)</p> <p>太平洋さけ(オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス)、大西洋さけ(サルモ・サラル)及びドナウさけ(フコ・フコ)</p> <p>その他のもの</p> <p>ひらめ・かれい類(かれい科、ひらめ科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルミダエ科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらを除く。)</p> <p>ハリバット(レインハルドテイウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロスス・ヒポグロ</p>	X
○三〇二・一九	<p>その他のもの</p>	X X
○三〇二・二二	<p>その他のもの</p>	

○三〇二・二二	スス及びヒポグロソス・ステノレピス)	
○三〇二・二三	プレイス (プレウロネクテス・プラテスサ)	A
○三〇二・二九	ソール (ソレア属のもの)	A
	その他のもの	A
○三〇二・三一	まぐろ (トウヌス属のもの) 及びかつお (エウテイヌス (カツオヌス) ・ペラミス)	
○三〇二・三二	(肝臓、卵及びしらこを除く。)	
○三〇二・三三	びんながまぐろ (トウヌス・アラレンガ)	X
○三〇二・三三	きはだまぐろ (トウヌス・アルバカレス)	A
○三〇二・三三	かつお	A
○三〇二・三四	めばちまぐろ (トウヌス・オベスス)	X
○三〇二・三五	くろまぐろ (トウヌス・テイヌス)	X
○三〇二・三六	みなみまぐろ (トウヌス・マツコイイ)	X
○三〇二・三九	その他のもの	X
○三〇二・四〇	にしん (クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ。肝臓、卵及びしらこを除く。)	X
○三〇二・五〇	コッド (ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス。肝臓、卵及びしらこを除く。)	X
○三〇二・六一	その他の魚 (肝臓、卵及びしらこを除く。)	
	いわし (スプラトウス・スプラトウス、サルディナ・ピルカルドウス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの)	

〇三〇二・六二 〇三〇二・六三 〇三〇二・六四 〇三〇二・六五 〇三〇二・六六 〇三〇二・六九	<p>サルディノプス属のもの その他のもの</p> <p>ハドック（メラノグラナムス・アイグレフィヌス） コールフィツシュ（ポルラキウス・ヴィレンス） さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス） さめ うなぎ（アングイルラ属のもの） その他のもの</p> <p>にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）、さんま（コロラビス属のもの）及びかじき その他のもの</p> <p>肝臓、卵及びしらこ たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵 その他のもの</p> <p>魚（冷凍したものに限りものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。） 太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンク</p>	A A X A A A P
〇三〇二・七〇		A X
〇三・〇三		A X

○三〇三・一一	ス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス。 肝臓、卵及びしらを除く。）	
○三〇三・一九	べにざけ（オンコルヒュンクス・ネルカ） その他のもの	
○三〇三・二二	その他のさけ科のもの（肝臓、卵及びしらを除く。）	
○三〇三・二二	ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラ ルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコ ルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）	
○三〇三・二九	大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ） その他のもの	
○三〇三・三一	ひらめ・かれい類（かれい科、ひらめ科、うしのした科、ささうしのした科、スコフ タルミダエ科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらを除く。）	
○三〇三・三二	ハリバット（レインハルドティウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロスス・ヒポグロ スス及びヒポグロスス・ステノレピス）	
○三〇三・三三	プレイス（プレウロネクテス・プラテサ）	
○三〇三・三九	ソール（ソレア属のもの） その他のもの	
○三〇三・四一	まぐろ（トウヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス） （肝臓、卵及びしらを除く。） びんながまぐろ（トウヌス・アラルンガ）	
		X X X X X X
		X X X X X X

○三〇三・四二	○三〇三・四三	○三〇三・四四	○三〇三・四五	○三〇三・四六	○三〇三・四九	○三〇三・五〇	○三〇三・六〇	○三〇三・七一	○三〇三・七二	○三〇三・七三	○三〇三・七四	○三〇三・七五
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

きはだまぐろ (トウヌス・アルバカレス)
 かつお
 めばちまぐろ (トウヌス・オベスス)
 くらまぐろ (トウヌス・テイヌス)
 みなみまぐろ (トウヌス・マツコイイ)
 その他のもの
 にしん (クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ。肝臓、卵及びしらこを除く。)
 コッド (ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス。肝臓、卵及びしらこを除く。)
 その他の魚 (肝臓、卵及びしらこを除く。)
 いわし (スプラトウス・スプラトウス、サルディナ・ピルカルドウス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの)
 サルディノプス属のもの
 その他のもの
 ハドック (メラノグラナムス・アイグレフィヌス)
 コールフィッシュ (ポルラキウス・ヴィレンス)
 さば (スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス)
 さめ

A	X	A	A	A	P	X	X	X	X	X	A	A
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

○三〇三・七六	うなぎ（アングイルラ属のもの）	
○三〇三・七七	シーバス（ディケントラルクス・ラブラクス及びディケントラルクス・ピンクタトウス）	
○三〇三・七八	ヘイク（メルルシウス属又はウロフュキス属のもの）	
	メルルシウス属のもの	
	ウロフュキス属のもの	
○三〇三・七九	その他のもの	
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドウス属又はテラグラ属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）、さんま（コロラビス属のもの）及びかじき	
	その他のもの	
○三〇三・八〇	肝臓、卵及びしらこ	
	たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵	
	その他のもの	
○三・〇四	魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。）	
○三〇四・一〇	生鮮のもの及び冷蔵したもの	
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわ	
		A X
		A X
		A X
		A
		A

〇三〇四・二〇

し(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)、さんま(コロラビス属のもの)、くろまぐろ(トウヌス・テイヌス)及びみなみまぐろ(トウヌス・マッコイ)その他のもの

冷凍したファイル

にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)、さんま(コロラビス属のもの)、まぐろ(トウヌス属のもの)及びかじき

〇三〇四・九〇

その他のもの

にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)、さんま(コロラビス属のもの)、くろまぐろ(トウヌス・テイヌス)及びみなみまぐろ(トウヌス・マッコイ)その他のもの

〇三・〇五

魚(乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。)、くん製した魚(くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。)並びに魚の粉、

A X

A X

A X

○三〇五・一〇	ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）	X
○三〇五・二〇	魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。） 魚の肝臓、卵及びしらこ（乾燥し、くん製し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。）	X
○三〇五・三〇	たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵 その他のもの 魚のフィレ（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、くん製したものを除く。）	A
○三〇五・四一	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディオプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの） その他のもの くん製した魚（フィレを含む。）	A
○三〇五・四二	太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）、大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ） にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ） その他のもの	A
○三〇五・四九	乾燥した魚（塩蔵してあるかないかを問わないものとし、くん製したものを除く。）	A

○三〇五・五一 ○三〇五・五九	コッド（ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス） その他のもの にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルデイノプス属又はエンングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの） その他のもの	X
○三〇五・六一	塩蔵した魚（乾燥し又はくん製したものを除く。）及び塩水漬けた魚	X
○三〇五・六二	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ）	X
○三〇五・六三	コッド（ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス）	X
○三〇五・六九	かたくちいわし（エンングラウリス属のもの） その他のもの さけ科のもの その他のもの	X A
○三・〇六	甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものであるかないかを問わない。）並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）	A

○三〇七・一〇	軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。） 水棲無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。） 並びに水棲無脊椎動物（甲殻類を除く。）の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）	
○三〇七・二一	かき	
○三〇七・二九	スキヤロップ（ペクテン属、クラミユス属又はプラコペクテン属のもの。いたや貝を含む。）	
○三〇七・三一	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	X X
○三〇七・三九	その他のもの い貝（ミュテイルス属又はペルナ属のもの） 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	A A
○三〇七・四一	その他のもの いか（セピア・オフイキナリス、ロシア・マクロソマ及びセピオラ属、オムマストリ フェス属、ロリゴ属、ノトトダルス属又はセピオテイウチス属のもの） 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	
○三〇七・四九	もんごういか その他のもの その他のもの 冷凍したもの	P A
		6

○三〇七・五一	たこ（オクトパス属のもの）
○三〇七・五九	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの
○三〇七・六〇	その他のもの
○三〇七・六一	かたつむりその他の巻貝（海棲のものを除く。） その他のもの（水棲無脊椎動物（甲殻類を除く。）の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）
○三〇七・九一	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの 水棲無脊椎動物（生きているものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。） 貝柱 いか（もんごういかを除く。） もんごういか、はまぐり、赤貝（生きているものに限る。）、くらげ、あわび、あさり及びしじみ うに その他のもの 軟体動物 その他のもの

A	X	B 6	A	P	X	A	A	A	A	X	P	A
6						7						

〇三〇七・九九	<p>その他のもの</p> <p>冷凍したもの</p> <p>もんごういか、くらげ、なまこ、はまぐり、あわび、あさり及びしじみ</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>くらげ、なまこ及びはまぐり</p> <p>その他のもの</p>		X A X A
<p>第四類</p> <p>〇四・〇一</p> <p>〇四・〇二</p> <p>〇四・〇三</p> <p>〇四・〇四</p> <p>〇四・〇五</p>	<p>酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品</p> <p>ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）</p> <p>ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）</p> <p>バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）</p> <p>ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）及びミルクの天然の組成分から成る物品（砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）</p> <p>ミルクから得たバターその他の油脂及びデリースプレッド</p>		X X X X

○四・〇六	チーズ及びカード								
○四〇七・〇〇	殻付きの鳥卵（生鮮のもの及び保存に適する処理又は加熱による調理をしたものに限る。）								
	ふ化用のもの								A
	その他のもの								A
	生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの								A
	医療用、実験用で特定の病原体を含まないもの								X
	その他のもの								X
○四・〇八	殻付きでない鳥卵及び卵黄（生鮮のもの及び乾燥、蒸気又は水煮による調理、成型、冷凍その他保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）								
	卵黄								
○四〇八・一一	乾燥したもの								B 4
○四〇八・一九	その他のもの								B 6
	一八・八%								
	二〇%（その率が一キログラムにつき四八円の従量税率より低いときは、当該従								

<p>第五類</p> <p>○五〇一・〇〇</p> <p>○五・〇二</p>	<p>○四〇八・九一</p> <p>○四〇八・九九</p> <p>○四〇九・〇〇</p> <p>○四一〇・〇〇</p>	<p>動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）</p> <p>人髪（加工してないものに限るものとし、洗ってあるかないかを問わない。）及びそのくず</p> <p>豚毛、いのししの毛、あなぐまの毛その他ブラシ製造用の獣毛及びこれらのくず</p>	<p>天然はちみつ</p> <p>食用の動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）</p> <p>その他のもの</p> <p>乾燥したもの</p> <p>全卵粉</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>A A</p>	<p>量税率)</p> <p>二一・三%</p> <p>二一・三%</p> <p>二一・三%</p> <p>（その率が一 キログラムに つき五一円の 従量税率より 低いときは、 当該従量税 率）</p> <p>X Q</p> <p>B B B</p> <p>6 6 4</p> <p>8</p>
--	---	--	---	------------	---

○五〇三・〇〇	馬毛及びそのくず（支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。）	A
○五〇四・〇〇	動物（魚を除く。）の腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限り。）	A
○五・〇五	羽毛皮その他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛及びその部分（加工してないもの及び単に清浄にし、消毒し又は保存のために処理したものに限り）とし、縁を整えてあるかないかを問わない。）並びに鳥の綿毛（加工してないもの及び単に清浄にし、消毒し又は保存のために処理したものに限り。）並びに羽毛又はその部分の粉及びくず	A
○五・〇六	骨及びホーンコア（加工してないもの及び脱脂し、単に整え、酸処理し又は脱膠したものに限り）とし、特定の形状に切ったものを除く。）並びにこれらの粉及びくず	A
○五・〇七	アイボリー、かめの甲、ホエールボーン、ホエールボーンヘア、角、枝角、ひづめ、つめ及びくちばし（加工してないもの及び単に整えたものに限り）とし、特定の形状に切ったものを除く。）並びにこれらの粉及びくず	A
○五〇八・〇〇	さんごその他これに類する物品（加工してないもの及び単に整えたものに限り。）並びに軟体動物、甲殻類又は棘皮動物の殻及びいかの甲（加工してないもの及び単に整えたものに限り）とし、特定の形状に切ったものを除く。）並びにこれらの粉及びくず	A
○五〇九・〇〇	動物性の海綿	A
○五一〇・〇〇	アンバーgris、海狸 ^り 香、シベット、じゃ香及びカンタリス、胆汁（乾燥してあるかないかを問わない。）並びに医療用品の調製用の腺 ^{せん} その他の動物性生産品（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの並びに一時的な保存に適する処理をしたものに限り。）	A

<p>第七類 ○七・〇一 ○七〇二・〇〇 ○七・〇三</p>	<p>食用の野菜、根及び塊茎 ばれいしょ（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） トマト（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） たまねぎ、シャロット、にんにく、リーキその他のねぎ属の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）</p>	<p>A X</p>	<p>第六類</p>	<p>装飾用の葉 生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び</p>	<p>A</p>	<p>○五・二一 ○五一・一〇 ○五一・九一 ○五一・九九</p>	<p>じゃ香及び牛黄 その他のもの 動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）及び第一類又は第三類の動物で生きていないものうち食用に適しないもの 牛の精液 その他のもの 魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の物品及び第三類の動物で生きていないもの 蚕種、動物の精液、腱、筋、原皮くず及び乾燥した血 その他のもの</p>	<p>X A A A X A</p>
---	--	------------	------------	---	----------	--	---	--------------------

○七〇三・一〇	たまねぎ及びシャロット たまねぎ	課税価格が一キログラムにつき七三円七〇銭以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と七三円七〇銭との差額（その率が八・五%の従価税率より高いときは、当該従価税率）	B 6
○七〇三・二〇	にんにく	課税価格が一キログラムにつき七三円七〇銭を超えるもの		A
○七〇三・九〇	リーキその他のねぎ属のもの			A
○七・〇四	キャベツ、カリフラワー、コールラビー、ケールその他これらに類するあぶらな属の食用の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）			A
○七・〇五	レタス（ラクトウカ・サティヴァ）及びチコリー（キコリウム属のもの）（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） レタス			A

○七〇五・一一	結球レタス	
○七〇五・一九	その他のもの	A
	チコリー	
○七〇五・二一	ウイットルーフチコリー（キコリウム・インテュブス変種フォリオスム）	X
○七〇五・二九	その他のもの	X
○七・〇六	にんじん、かぶ、サラダ用のビート、サルシファイ、セルリアク、大根その他これらに類する食用の根（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	A
○七〇七・〇〇	きゅうり及びガーキン（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	A
○七・〇八	豆（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、さやを除いてあるかないかを問わない。）	A
○七・〇九	その他の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	A
○七〇九・一〇	アーティチョーク	A
○七〇九・二〇	アスパラガス	A
○七〇九・三〇	なす	A
○七〇九・四〇	セルリー（セルリアクを除く。）	A
○七〇九・五一	きのこ及びトリフ	A
○七〇九・五二	きのこ（はらたけ属のもの）	A
○七〇九・五九	トリフ	A
	その他のもの	A
	まつたけ	A

〇七〇九・六〇	〇七〇九・七〇	〇七〇九・九〇	〇七一〇	〇七一〇・一一〇	〇七一〇・二一	〇七一〇・二二	〇七一〇・二九	〇七一〇・三〇	〇七一〇・四〇	〇七一〇・八〇	〇七一〇・九〇
---------	---------	---------	------	----------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

しいたけ	その他のもの	とうがらし属又はピメンタ属の果実	ほうれん草、つるな及びやまほうれん草	その他のもの	スイートコーン	その他のもの	冷凍野菜（調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限る。）	ばれいしょ	豆（さやを除いてあるかないかを問わない。）	えんどう（ピスム・サティヴム）	ささげ属又はいんげんまめ属の豆	その他のもの	ほうれん草、つるな及びやまほうれん草	スイートコーン	その他の野菜	ごぼう	ブロッコリー	その他のもの	野菜を混合したもの
------	--------	------------------	--------------------	--------	---------	--------	--------------------------------------	-------	-----------------------	-----------------	-----------------	--------	--------------------	---------	--------	-----	--------	--------	-----------

四・三%		六%				八・五%	八・五%	六%	一〇・六%	一二%	六%	六%							
X	B 6	A	A	B 4		B 6	B 6	X	B 6	B 6	B 6	B 6	B 6	B 8	B 6	B 4			

〇七・二一	スイトコーンを主成分とするもの その他のもの	六%	B	X
〇七二一・二〇	オリーブ		X	X
〇七二一・三〇	ケーパー		X	X
〇七二一・四〇	きゅうり及びびガーキン	九%	B	4
〇七二一・五一	きのこ及びトリフ	九%	B	6
〇七二一・五九	きのこ（はらたけ属のもの） その他のもの	九%	B	6
〇七二一・九〇	その他の野菜及び野菜を混合したもの なす	六%	B	4
	一個の重量が二〇グラム以下のもの	九%	B	4
	その他のもの		X	
〇七・二二	乾燥野菜（全形のもの及び切り、砕き又は粉状にしたものに限り、更に調製したものを除く。）			
〇七二二・二〇	たまねぎ きのこ、きくらげ（きくらげ属のもの）、白きくらげ（白きくらげ属のもの）及びト	九%	B	6

○七二二・三一	きのこと（はらたけ属のもの）	九% B 6
○七二二・三二	きくらげ（きくらげ属のもの）	X
○七二二・三三	白きくらげ（白きくらげ属のもの）	X
○七二二・三九	その他のもの	X
	しいたけ	X
	その他のもの	九% B 6
○七二二・九〇	その他の野菜及び野菜を混合したもの	A
	スイートコーン	A
	ばれいしょ（切つてあるかないかを問わないものとし、更に調製したものを除く。）、たけのこ、ぜんまい及びびんぼう	X
○七・二三	その他のもの	A
	乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。）	九% B 6
○七二二・一〇	えんどう（ピスム・サティヴム）	A
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	A
	その他のもの	A
○七二三・二〇	ひよこ豆	A
	ささげ属又はいんげんまめ属の豆	X

○七二三・三二	緑豆（ヴィグナ・ムンゴ及びヴィグナ・ラジアタ）			
○七一三・三二	小豆（ファセオルス・アングラリス又はヴィグナ・アングラリス）			
○七一三・三三	いんげん豆（ファセオルス・ウルガリス）			
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用 ^は に適する ようにしたもの			
	その他のもの			
○七一三・三九	その他のもの			
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用 ^は に適する ようにしたもの			
	その他のもの			
○七一三・四〇	ひら豆			
○七一三・五〇	そら豆（ヴィキア・ファバ変種マヨル、ヴィキア・ファバ変種エクイナ及びヴィキア・ファバ変種ミノル）			
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用 ^は に適する ようにしたもの			
	その他のもの			
○七一三・九〇	その他のもの			
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用 ^は に適する ようにしたもの			
	その他のもの			
		X	A	
		X	A	
		A	X	A
		X	A	
		X	A	

<p>第八類</p> <p>○八・〇一</p> <p>○八〇一・一一</p>	<p>○七・一四</p> <p>○七一四・二〇</p> <p>○七一四・九〇</p> <p>○七一四・一〇</p>	<p>食用の果実及びナツト、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮 ココヤシの実、ブラジルナツト及びカシューナツト（生鮮のもの及び乾燥したものに 限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。） ココヤシの実 乾燥したもの</p>	<p>カッサバ芋、アロールート、サレップ、菊芋、かんしょその他これらに類するでん粉又 はイヌリンを多量に含有する根及び塊茎（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥した ものに限るものとし、切つてあるかないか又はペレット状にしてあるかないかを問わ ない。）並びにサゴヤシの髓</p> <p>カッサバ芋</p> <p>飼料用のもの</p> <p>注 税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。</p> <p>その他のもの</p> <p>かんしょ</p> <p>その他のもの</p> <p>冷凍したもの</p> <p>その他のもの</p> <p>さといも（生鮮のものに限る。）</p> <p>その他のもの</p>	<p>A</p>	<p>九%</p> <p>B X X X X A</p> <p>6</p>
--	---	--	---	----------	---------------------------------------

○八〇一・一九	その他のもの	
	ブラジルナット	
○八〇一・二一	殻付きのもの	
○八〇一・二二	殻を除いたもの	
	カシューナット	
○八〇一・三二	殻付きのもの	
○八〇一・三三	殻を除いたもの	
○八・〇二	その他のナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）	
	アーモンド	
○八〇二・一一	殻付きのもの	
	バターアーモンド	
	スイートアーモンド	
○八〇二・一二	殻を除いたもの	
	バターアーモンド	
	スイートアーモンド	
	ヘーゼルナット（コリユルス属のもの）	
○八〇二・二二	殻付きのもの	
○八〇二・二三	殻を除いたもの	
	くるみ	
		X X
		X A
		X A
		A A
		X X
		A

〇八〇五・一〇	オレンジ	
〇八〇五・二〇	マンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん並びにクレメンタイン、ウイルキン グその他これらに類するかんきつ類の交雑種	
〇八〇五・四〇	グレープフルーツ	
〇八〇五・五〇	レモン（キトルス・リモン及びキトルス・リモヌム）及びライム（キトルス・アウラ ンティフォリア及びキトルス・ラティフォリア）	
〇八〇五・九〇	その他のもの	
	ライム（キトルス・アウランティフォリア及びキトルス・ラティフォリアを除 く。）	
	その他のもの	
〇八・〇六	ぶどう（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）	
〇八〇六・一〇	生鮮のもの	
	毎年四月一日から同年七月三十一日までに輸入されるもの	
	毎年八月一日から翌年三月三十一日までに輸入されるもの	
〇八〇六・二〇	乾燥したもの	
〇八・〇七	パイヤ及びメロン（すいかを含む。）（生鮮のものに限る。）	
〇八〇七・一一	すいか	
〇八〇七・一九	その他のもの	
〇八〇七・二〇	パイヤ	
		一 〇%
		Q
		六%
		六%
		A
		X
		B
		4
		X
		A
		A
		B
		6
		6
		A
		B
		6

〇八・〇八	りんご、なし及びマルメロ（生鮮のものに限る。）
〇八〇八・一〇	りんご
〇八〇八・二〇	なし及びマルメロ
〇八・〇九	あんず、さくらんぼ、桃（ネクタリンを含む。）、プラム及びスロー（生鮮のものに限る。）
〇八〇九・一〇	あんず
〇八〇九・二〇	さくらんぼ
〇八〇九・三〇	桃（ネクタリンを含む。）
〇八〇九・四〇	プラム及びスロー
〇八・一〇	その他の果実（生鮮のものに限る。）
〇八一〇・一〇	ストロベリー
〇八一〇・二〇	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実及びローガンベリー
〇八一〇・三〇	ブラックカラント、ホワイトカラント、レッドカラント及びグーズベリー
〇八一〇・四〇	克蘭ベリー、ビルベリーその他のバキニウム属の果実
〇八一〇・五〇	キウイフルーツ
〇八一〇・六〇	ドリアン
〇八一〇・九〇	その他のもの ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし
〇八・一一	冷凍果実及び冷凍ナット（調理していないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたもの） その他のもの

六%	六%	三%	三%	六%	六%	六%	八・五%	六%	四・八%
B 4	A	X	X	B 4	B 4	A	B 8	B 8	B 8
									X

その他のもの										
パイナップル										
パイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ										
ベリー										
桃及び梨										
カムカム										
その他のもの										
りんご及びかんきつ類（グレープフルーツ、レモン及びライムを除く。） その他のもの										
一時的な保存に適する処理をした果実及びナット（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）										
さくらんぼ										
その他のもの										
レモン及びライム（保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものを除く。）										
パイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナ										
	A	X	B 8	X	X	B 6	B 4	B 4		X
										R

○八・一三	乾燥果実（第○八・○一項から第○八・○六項までのものを除く。）及びこの類のナツト又は乾燥果実を混合したもの										
○八一三・一〇	あんず										
○八一三・二〇	プルーン										
○八一三・三〇	りんご										
○八一三・四〇	その他の果実										
○八一三・五〇	ベリー										
○八一四・〇〇	パイヤ、ポポー、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、シユガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ及びレイシ										
	干しがき及びサントル										
	その他のもの										
	この類のナツト又は乾燥果実を混合したもの										
	かんきつ類の果皮及びメロン（すいかを含む。）の皮（生鮮のもの及び冷凍し、乾燥し又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものに限る。）										
		九%		三・八%		四・五%				六%	
A	X	B 6	X	B 4		B 6	X	X	X	X	B 4

○九〇二・三〇	<p>紅茶及び部分的に発酵した茶（正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに限る。）</p>		X
○九〇二・二〇	<p>その他の緑茶（発酵していないものに限る。）</p> <p>くず（飲用に適するものを除く。）</p> <p>その他のもの</p>		X A
○九〇二・一〇	<p>緑茶（発酵していないもので、正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに限る。）</p>		X
○九〇一・九〇	<p>茶（香味を付けてあるかないかを問わない。）</p>		A
○九〇一・二二	<p>カフェインを除いたもの</p>	一〇%	B 4
○九〇一・一一	<p>カフェインを除いたものを除く。</p>	一〇%	B 4
○九〇一・一二	<p>カフェインを除いたもの</p>		A A
○九〇一・一一	<p>カフェインを除いたものを除く。</p>		A A
○九〇一・一一	<p>カフェインを除いたもの</p>		A A
第九類 ○九〇一	<p>コーヒー、茶、マテ及び香辛料</p> <p>コーヒー（いつてあるかないか又はカフェインを除いてあるかないかを問わない。）、 コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒー代用物（コーヒーの含有量の いかんを問わない。）</p> <p>コーヒー（いつたものを除く。）</p> <p>カフェインを除いたもの</p> <p>カフェインを除いたもの</p> <p>コーヒー（いつたものに限る。）</p> <p>カフェインを除いたもの</p> <p>カフェインを除いたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>茶（香味を付けてあるかないかを問わない。）</p> <p>緑茶（発酵していないもので、正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたもの に限る。）</p> <p>その他の緑茶（発酵していないものに限る。）</p> <p>くず（飲用に適するものを除く。）</p> <p>その他のもの</p>		

○九〇二・四〇	その他の紅茶及び部分的に発酵した茶 くず（飲用に適するものを除く。） その他のもの	X X A
○九〇三・〇〇	マテ	X
○九・〇四	とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、 破砕し又は粉砕したものに限り。）及び こしよう属のペッパー	
○九〇四・一一	ペッパー 破砕及び粉砕のいずれもしてないもの 小売用の容器入りにしたもの その他のもの	A X
○九〇四・一二	破砕し又は粉砕したもの 小売用の容器入りにしたもの その他のもの	A X
○九〇四・二〇	とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、 破砕し又は粉砕したものに限り。） 小売用の容器入りにしたもの その他のもの	X
○九〇五・〇〇	バナラ豆	A A
○九・〇六	けい皮及びシンナモンツリーの花	A
○九〇七・〇〇	丁子（果実、花及び花梗 <small>はなづか</small> に限る。） 小売用の容器入りにしたもの	X

○九〇九・二〇	○九〇九・一〇	○九・〇九	○九〇八・三〇	○九〇八・二〇	○九〇八・一〇	○九・〇八
小売用の容器入りにしたものの種	コリアンダーの種	アニス又は大ういきょうの種 その他のもの	アニス、大ういきょう、ういきょう、 ジュニパーベリー	カルダモン類 小売用の容器入りにしたものの その他のもの	肉づく 小売用の容器入りにしたものの その他のもの	肉づく、肉づく花及びカルダモン類 その他のもの
X	X A	X	A X	A X	A X	A

○九〇九・三〇	<p>その他のもの</p> <p>破碎及び粉碎のいずれもしてないもの</p> <p>破碎し又は粉碎したもの</p> <p>クミンの種</p> <p>小売用の容器入りにしたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>破碎及び粉碎のいずれもしてないもの</p> <p>破碎し又は粉碎したもの</p>	X	X	A
○九〇九・四〇	<p>カラウエイの種</p> <p>小売用の容器入りにしたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>破碎及び粉碎のいずれもしてないもの</p> <p>破碎し又は粉碎したもの</p>	X	X	A
○九〇九・五〇	<p>ういきょうの種及びジュニパーベリー</p> <p>小売用の容器入りにしたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>破碎及び粉碎のいずれもしてないもの</p> <p>破碎し又は粉碎したもの</p>	X	X	A
○九・一〇 ○九一〇・一〇	<p>しょうが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、カレーその他の香辛料</p> <p>しょうが</p> <p>破碎し又は粉碎したもの</p> <p>破碎及び粉碎のいずれもしてないもの</p>	X	X	A

<p>第一〇類</p> <p>一〇・〇一</p> <p>一〇〇一・一〇</p> <p>一〇〇一・九〇</p>	<p>〇九一〇・二〇</p> <p>〇九一〇・三〇</p> <p>〇九一〇・四〇</p> <p>〇九一〇・五〇</p> <p>〇九一〇・九一</p> <p>〇九一〇・九九</p>
<p>穀物</p> <p>小麦及びメスリン</p> <p>デュラム小麦</p> <p>その他のもの</p>	<p>サフラン</p> <p>小売用の容器入りにしたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>うこん</p> <p>小売用の容器入りにしたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>月けい樹の葉及びタイム</p> <p>小売用の容器入りにしたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>カレー</p> <p>その他の香辛料</p> <p>この類の注1(b)の混合物</p> <p>小売用の容器入りにしたもの</p> <p>その他のもの</p>
<p>X X</p>	<p>A A X X A X A X A X</p>
<p>R</p>	

一〇〇二・〇〇	ライ麦		
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種 ^は 用に適するよ うにしたもの		
	その他のもの		
一〇〇三・〇〇	大麦及び裸麦		
一〇〇四・〇〇	オート		
一〇・〇五	とうもろこし		
一〇〇五・一〇	播種 ^は 用のもの		
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種 ^は 用に適する ようにしたもの		
	その他のもの		
一〇〇五・九〇	その他のもの		
	爆裂種のもの（通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに限る。）		
	その他のもの		
	飼料用のもの		
	注 税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。		
	その他のもの		
一〇・〇六	米		
一〇〇七・〇〇	グレーンソルガム		
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種 ^は 用に適するよ		
		X	X
		A	A
		X	A
		A	X
		X	A

<p>第一類 一一〇一・〇〇 一一・〇二</p>	<p>一〇〇八・二〇 一〇〇八・三〇 一〇〇八・九〇</p> <p>一〇・〇八 一〇〇八・一〇</p>	<p>穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン 小麦粉及びメスリン粉 穀粉（小麦粉及びメスリン粉を除く。）</p>	<p>うにしたもの その他のもの 飼料用のもの</p> <p>注 税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。</p> <p>そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物 そば</p> <p>薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用^はに適する ようにしたもの その他のもの</p> <p>ミレット カナリーシード その他の穀物</p> <p>薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用^はに適する ようにしたもの その他のもの</p>	<p>X</p>	<p>X A A A X A X A A</p>	<p>R</p>	
----------------------------------	---	--	--	----------	--------------------------	----------	--

一一〇二・一〇	ライ麦粉		
一一〇二・二〇	とうもろこし粉		
	目開きが二五〇ミクロンのふるい（織金網製のものに限る。）に対する通過率が全重量の九〇％以上のもの		
	その他のもの		
一一〇二・三〇	米粉		
一一〇二・九〇	その他のもの		
一一〇三	ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット		
	ひき割り穀物及び穀物のミール		
一一〇三・一一	小麦のもの		
一一〇三・一三	とうもろこしのもの		
一一〇三・一九	その他の穀物のもの		
一一〇三・二〇	ペレット		
一一〇四	その他の加工穀物（例えば、殻を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第一〇・〇六項の米を除く。）及び穀物の胚芽 <small>はい</small> （全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）		
一一・〇五	ばれいしよの粉、ミール、フレーク、粒及びペレット		
一一・〇六	乾燥した豆（第七・一三項のものに限る。）、サゴやし又は根若しくは塊茎（第七・一四項のものに限る。）の粉及びミール並びに第八類の物品の粉及びミール		
一一〇六・一〇	乾燥した豆（第七・一三項のものに限る。）のもの		
		一一・三％	
X		C	X
X	X	a	
			R

<p>第二二類</p> <p>一一〇一・〇〇</p> <p>一一〇二</p>	<p>一一〇六・二〇</p> <p>一一〇六・三〇</p>	<p>採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物</p> <p>大豆（割ってあるかないかを問わない。）</p> <p>落花生（いってないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を</p>	<p>サゴやし又は根若しくは塊茎（第〇七・一四項のものに限る。）のもの</p> <p>カッサバ芋のもの</p> <p>飼料用のもの</p> <p>注 税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>第八類の物品のもの</p> <p>バナナのもの</p> <p>飼料用のもの</p> <p>注 税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>麦芽（いってあるかないかを問わない。）</p> <p>でん粉及びイヌリン</p> <p>小麦グルテン（乾燥してあるかないかを問わない。）</p>	<p>A</p>	<p>X X X X X A X X A</p>
--	-------------------------------	---	--	----------	--------------------------

一二〇二・一〇	除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。 殻付きのもの	
	採油用のもの	
	注 税関の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。 その他のもの	
一二〇二・二〇	殻を除いたもの（割ってあるかないかを問わない。） 採油用のもの	
	注 税関の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。 その他のもの	
一二〇三・〇〇	コブラ	
一二〇四・〇〇	亜麻の種（割ってあるかないかを問わない。）	
一二〇五	菜種（割ってあるかないかを問わない。）	
一二〇六・〇〇	ひまわりの種（割ってあるかないかを問わない。）	
一二〇七	その他の採油用の種及び果実（割ってあるかないかを問わない。）	
一二〇八	採油用の種又は果実の粉及びミール（マスタードの粉及びミールを除く。）	
一二〇八・一〇	大豆のもの	
一二〇八・九〇	その他のもの	
一二〇九	播種 ^は 用の種、果実及び胞子	
一二・一〇	ホップ（生鮮のもの及び乾燥したのものに限るものとし、粉碎し、粉状にし又はペレット状にしたものであるかないかを問わない。）及びルプリン	
		X
		A A X
		A A A A A X
		A X
		A
		X
		A

一一・一一	主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含み、生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、切り、碎き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）	
一一二・一一〇	甘草	A
一一二・一一二〇	おたねにんじん	X
一一二・一一三〇	コカ葉	A
一一二・一一四〇	けしがら	X
一一二・一一九〇	その他のもの 除虫菊、大麻草、びやくだん及びはとむぎ	X
一一二・一一二	その他のもの 海藻その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉碎してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・インテュブス変種サティヴム）の根でいつてないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）	A
一一二・一一一〇	ローカストビーン（種を含む。）	A
一一二・一一二〇	海藻その他の藻類 食用の海藻その他の藻類（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限る。）	X
	その他のもの	

<p>第三三類 一三・〇一 一三〇一・一〇</p>	<p>一二二二・三〇 一二二二・九一 一二二二・九九</p>	<p>ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス ラック、天然ガム、樹脂、ガムレジン及びオレオレジン（例えば、バルサム） ラック セラックその他の精製ラック</p>	<p>ふのり属、あまのり属、あおのり属、ひとえぐさ属、とろろこんぶ属又はこんぶ属のもの その他のもの あんず、桃（ネクタリンを含む。）又はプラムの核及び仁 その他のもの てん菜 その他のもの こんにやく芋（アモルフオファルス）（切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）及びチコリーの根 その他のもの 穀物のわら及び殻（切り、粉碎し、圧縮し又はペレット状にしたものであるかないかを問わないものとし、調製したものを除く。） ルタバガ、飼料用のビートその他の飼料用の根菜類、飼料用の乾草、ルーサン（アルファルファ）、クローバー、セインホイン、飼料用のケール、ルーピン、ベッチその他これらに類する飼料用植物（ペレット状にしてあるかないかを問わない。）</p>	<p>X</p>	<p>A A A X A X A X</p>
-----------------------------------	--	---	--	----------	------------------------

一三〇二・二〇	ペクチン質、ペクチニン酸塩及びペクチン酸塩	A
	その他のもの	A
	アルコール分が五〇%以上のもの	X
	その他のもの	A
	生漆、大麻エキス、大麻チンキ及び粗製コカイン	A
	その他のもの	X
	飲料のもと	X
	その他のもの	A
	除虫菊エキス	X
	その他のもの	A
	除虫菊のもの及びロテノン含有する植物の根のもの	A
	ホップのもの	A
	甘草のもの	A
	生あへん	A
	植物性の液汁及びエキス	
	植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシクナー（変性させてあるかないかを問わない。）	
一三〇二・一一	生あへん	A
一三〇二・一二	甘草のもの	A
一三〇二・一三	ホップのもの	A
一三〇二・一四	除虫菊のもの及びロテノン含有する植物の根のもの	A
	除虫菊エキス	X
	その他のもの	A
	その他のもの	
	飲料のもと	X
	その他のもの	
	生漆、大麻エキス、大麻チンキ及び粗製コカイン	A
	その他のもの	
	アルコール分が五〇%以上のもの	X
	その他のもの	A
一三〇二・二〇	ペクチン質、ペクチニン酸塩及びペクチン酸塩	A
	その他のもの	A
	アラビアゴム	A
	その他のもの	A
一三〇一・九〇	その他のもの	A
一三〇二	植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシクナー（変性させてあるかないかを問わない。）	
	植物性の液汁及びエキス	

<p>一三〇二・三一 一三〇二・三二 一三〇二・三九</p>	<p>植物性原料から得た粘質物及びシツクナー（変性させてあるかないかを問わない。） 寒天 ローカストビーン若しくはその種又はグアーシードから得た粘質物及びシツクナー （変性させてあるかないかを問わない。） その他のもの</p>	<p>A A X</p>
<p>第一四類 一四・〇一 一四〇一・一〇 一四〇一・二〇 一四〇一・九〇 一四〇二・〇〇</p>	<p>植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品 主として組物に使用する植物性材料（例えば、穀物のわらで清浄にし、漂白し又は染色したもの、竹、とう、あし、いぐさ、オージア、ラファイア及びライム樹皮） 竹 とう その他のもの 主として詰物として使用する植物性材料（例えば、カポック、ベジタブルヘア及びイー ルグラス。支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを 問わない。） 主としてほうき又はブラシに使用する植物性材料（例えば、ほうきもろこし、ピアッサ バ、カウチグラス及びメキシカンファイバー。束ねてあるかないかを問わない。） 植物性生産品（他の項に該当するものを除く。） 主として染色用又はなめし用に供する植物性原材料 コットンリンター</p>	<p>X A X A A A A</p>

一四〇四・九〇	<p>その他のもの</p> <p>除虫菊かす、雁皮並びにナット（殻を含むものとし、粉碎してあるかないかを問わない。）及び種</p> <p>その他のもの</p>	X A
<p>第一五類</p> <p>一五〇一・〇〇</p> <p>一五〇二・〇〇</p> <p>一五〇三・〇〇</p> <p>一五・〇四</p> <p>一五〇五・〇〇</p> <p>一五〇六・〇〇</p> <p>一五・〇七</p>	<p>動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう</p> <p>豚脂（ラードを含む。）及び家きん脂（第〇二・〇九項又は第一五・〇三項のものを除く。）</p> <p>豚脂（酸価が一・三を超えるものに限る。）</p> <p>その他のもの</p> <p>牛、羊又はやぎの脂肪（第一五・〇三項のものを除く。）</p> <p>ラードステアリン、ラード油、オレオステアリン、オレオ油及びタロー油（乳化、混合その他の調製をしてないものに限る。）</p> <p>魚又は海棲哺乳動物の油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）</p> <p>ウールグリース及びこれから得た脂肪性物質（ラノリンを含む。）</p> <p>その他の動物性油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）</p> <p>大豆油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあ</p>	<p>X A</p> <p>X A X A</p>

一五・〇八	るかないかを問わない。 落花生油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	X
一五・〇九	オリーブ油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	A
一五・一〇・〇〇	オリーブのみから得たその他の油及びその分別物（第一五・〇九項の油及びその分別物を混合したものを含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	A
一五・一一	パーム油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	X
一五・一二	ひまわり油、サフラワー油及び綿実油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	
一五・二二・一一	粗油 ひまわり油及びサフラワー油並びにこれらの分別物 酸価が〇・六を超えるもの ひまわり油	B 8
サフラワー油		B 6
		〇 銭 一キログラム につき八円五

一五・二二・二二 一五・二二・二九 一五・二三	綿実油及びその分別物 粗油（ゴシポールを除いてあるかないかを問わない。） その他のもの やし（コプラ）油、パーム核油及びババス油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	○銭 一キログラム につき一〇円 四〇銭 一キログラム につき一〇円 四〇銭 一キログラム につき一〇円 四〇銭	
一五・二二・一九	その他のもの ひまわり油及びその分別物 サフラワー油及びその分別物	四〇銭 一キログラム につき一〇円 四〇銭	B 8 B 6
	その他のもの ひまわり油	一キログラム につき一〇円 四〇銭	B 8
	サフラワー油	一キログラム につき一〇円 四〇銭	B 6

一五・一四	やし(コブラ)油及びその分別物 粗油	
一五・一五	その他のもの	
一五・一三・二九	パーム核油及びその分別物 粗油	
	パーム核油	
	ババス油	
	その他のもの	
	パーム核油及びその分別物	
	ババス油及びその分別物	
	菜種油及びからし油並びにこれらの分別物(化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。)	
	その他の植物性油脂及びその分別物(ホホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。)	
	亜麻仁油及びその分別物 粗油	
	その他のもの	
	とうもろこし油及びその分別物 粗油	
	その他のもの	
一五・一三・一九		X X
一五・一五・二二		X X
一五・一五・二九		X X

第一六類	<p>一五・一七</p> <p>一五二一・〇〇</p> <p>一五二〇・〇〇</p> <p>一五・二一</p> <p>一五二一・一〇</p> <p>一五二一・九〇</p> <p>一五二二・〇〇</p>	<p>エステル化し、リエステル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）</p> <p>マーガリン並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用のものに限るものとし、第一五・一六項の食用の油脂及びその分別物を除く。）</p> <p>動物性又は植物性の油脂及びその分別物（ボイル油化、酸化、脱水、硫化、吹込み又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の化学的な変性加工をしたものに限るものとし、第一五・一六項のものを除く。）並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用に適しないものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）</p> <p>グリセリン（粗のものに限る。）、グリセリン水及びグリセリン廃液</p> <p>植物性ろう（トリグリセリドを除く。）、みつろうその他の昆虫ろう及び鯨ろう（精製してあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）</p> <p>植物性ろう</p> <p>その他のもの</p> <p>デグラス及び脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろうの処理の際に生ずる残留物</p> <p>デグラス</p> <p>その他のもの</p>	<p>A X X A X X X X</p>
肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品			

一六〇一・〇〇	ソーセイジその他これに類する物品（肉、くず肉又は血から製造したものに限り。）及びこれらの物品をもととした調製食料品	X	
一六・〇二	その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血	X	
一六〇二・一〇	均質調製品	X	
一六〇二・二〇	動物の肝臓のもの	X	
	牛又は豚のもの	A	
	その他のもの	A	
一六〇二・三一	第〇一・〇五項の家きんのもの 七面鳥のもの	A	
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限り。）	Q	4
	その他のもの	A	
	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの	Q	
	その他のもの	A	
一六〇二・三二	鶏（ガルス・ドメステイクス）のもの	A	
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限り。）	Q	4
	その他のもの	Q	4
	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの	Q	
	その他のもの	A	
一六〇二・三九	その他のもの 腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限り。）	A	

一六〇二・四九	<p>その他のもの 牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの その他のもの</p>	A X Q
一六〇二・四二	<p>豚のもの もも肉及びこれを分割したもの ハム及びベーコン（滅菌したものを除く。）、プレスハム（豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。）並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉（一個の重量が一〇グラム以上のものに限る。）のみから成るもの（調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。）** その他のもの 肩肉及びこれを分割したもの ハム及びベーコン（滅菌したものを除く。）、プレスハム（豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。）並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉（一個の重量が一〇グラム以上のものに限る。）のみから成るもの（調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。）** その他のもの その他のもの（混合物を含む。） 腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）</p>	X Q
一六〇二・四一	<p>豚のもの もも肉及びこれを分割したもの ハム及びベーコン（滅菌したものを除く。）、プレスハム（豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。）並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉（一個の重量が一〇グラム以上のものに限る。）のみから成るもの（調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。）** その他のもの 肩肉及びこれを分割したもの ハム及びベーコン（滅菌したものを除く。）、プレスハム（豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。）並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉（一個の重量が一〇グラム以上のものに限る。）のみから成るもの（調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。）** その他のもの その他のもの（混合物を含む。） 腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）</p>	A Q
		2 2 4

その他のもの

ハム及びベーコン（滅菌したものを除く。）、プレスハム（豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。）並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉（一個の重量が一〇グラム以上のものに限る。）のみから成るもの（調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。）**

その他のもの

牛のもの

腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）

その他のもの

牛の臓器及び舌のもの

その他のもの

牛の肉及びくず肉（臓器及び舌を除く。）の含有量の合計が全重量の三〇%未満のもの

その他のもの

単に水煮した後に乾燥したもの

調味した後に乾燥したもの及びコーンビーフ*

その他のもの

気密容器入りのもの（野菜を含むものに限る。）*

その他のもの

X	Q	Q	X	X	X	A	X	Q
	1	1					2	

一六〇二・九〇	その他のもの（動物の血の調製品を含む。） 腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限り。） その他のもの	X A
一六〇三・〇〇	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物のエキス及びジュース 肉のエキス及びジュース その他のもの	A X
一六〇四	魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限り。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物	A
一六〇五	甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限り。）	
一六〇五・一〇	かに 気密容器入りのもの（くん製したものを除く。） その他のもの 米を含むもの その他のもの	A
一六〇五・二〇	シュリンプ及びプローン くん製したものと及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したものと その他のもの 米を含むもの	A X
		X A

<p>第一七類 一七・〇一</p> <p>一七〇一・一一 一七〇一・一二</p> <p>一七〇一・九一 一七〇一・九九</p> <p>一七・〇二</p>	<p>一六〇五・三〇 一六〇五・四〇 一六〇五・九〇</p>
<p>糖類及び砂糖菓子 甘しや糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしよ糖（固体のものに限る。） 粗糖（香味料又は着色料を加えてないものに限る。） 甘しや糖 てん菜糖 その他のもの 香味料又は着色料を加えたもの その他のもの その他の糖類（化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体</p>	<p>その他のもの ロブスター その他の甲殻類 その他のもの いか（くん製したものを除く。） 米を含むもの その他のもの 気密容器入りのもの その他のもの その他のもの</p>
<p>X X X X</p>	<p>A P P X A A A</p>
<p>R R R</p>	<p>6 11</p>

一七〇二・一一	のものに限る。)、糖水(香料又は着色料を加えてないものに限る。)、人造はちみつ(天然はちみつを混合してあるかないかを問わない。)、及びカラメル乳糖及び乳糖水	
一七〇二・一九	無水乳糖として計算した乳糖の含有量が乾燥状態において全重量の九九%以上のもの	
一七〇二・二〇	その他のもの	X X
	かえで糖及びかえで糖水	
	かえで糖	
一七〇二・三〇	かえで糖水	X X
	ぶどう糖及びぶどう糖水(果糖を含有しないもの及び果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇%未満のものに限る。)	X
一七〇二・四〇	ぶどう糖及びぶどう糖水(果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇%以上五〇%未満のものに限るものとし、転化糖を除く。)	X
一七〇二・五〇	果糖(化学的に純粋なものに限る。)	X X
一七〇二・六〇	その他の果糖及び果糖水(果糖の含有量が乾燥状態において全重量の五〇%を超えるものに限るものとし、転化糖を除く。)	
	りゆうぜつらん(アガヴェ・テクイラナ及びアガヴェ・サルミアナ)の液汁、エキス又は濃縮物から得た果糖水(ブリックス値が七四を超えるものうち、乾燥状態において、しよ糖の含有量が全重量の四%以下で、ぶどう糖の含有量が全重量の二五%以下であり、かつ、果糖の含有量が全重量の七〇%を超えるものに限	
		X X
		R

一七〇二・九〇	<p>るものとし、精製してあるかないかを問わず、香味料、着色料又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの（転化糖並びにその他の糖類及び糖水の混合物で果糖を乾燥状態において全重量の五〇％含有するものを含む。）</p>	X Q
一七〇三	糖みつ（砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る。）	X
一七〇三・一〇	<p>甘しや糖蜜</p> <p>グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五ーリボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの</p> <p>その他のもの</p> <p>飼料用のもの</p> <p>注 税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。</p>	X
一七〇三・九〇	<p>その他のもの</p> <p>注 税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。</p> <p>その他のもの</p> <p>グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五ーリボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの</p> <p>その他のもの</p> <p>飼料用のもの</p> <p>注 税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。</p> <p>その他のもの</p>	X
		A
		X
		A
		X
		X
		X
		X
		X
		R
		R
		R
		R
		33

<p>一七・〇四 一七〇四・一〇 一七〇四・九〇</p>	<p>砂糖菓子（ホワイトチョコレートを含むものとし、ココアを含有しないものに限る。） チューインガム（砂糖で覆ってあるかないかを問わない。） その他のもの 甘草エキス（菓子にしたものを除く。） その他のもの</p>		<p>X A X</p>	<p>R R</p>
<p>第一八類 一八〇一・〇〇 一八〇二・〇〇 一八・〇三 一八〇四・〇〇 一八〇五・〇〇 一八・〇六 一八〇六・一〇 一八〇六・二〇</p>	<p>ココア及びその調製品 カカオ豆（生のもの及びいったもので、全形のもの及び割ったものに限る。） カカオ豆の殻、皮その他のくず ココアペースト（脱脂してあるかないかを問わない。） カカオ脂 ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。） チョコレートその他のココアを含有する調製食料品 ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。） 砂糖を加えたもの その他のもの その他の調製品（塊状、板状又は棒状のもので、その重量が二キログラムを超えるもの及び液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が二キログラムを超える容器入り又は直接包装にしたものに限る。） その他のもの（塊状、板状又は棒状のものに限る。）</p>	<p>一一・五%</p>	<p>X B X X A X A A</p>	<p>R</p>

<p>一八〇六・三一 一八〇六・三二 一八〇六・九〇</p>	<p>詰物をしたもの 詰物をしてないもの その他のもの</p>		<p>X X X</p>
<p>第一九類</p>	<p>穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品</p>		<p>X</p>
<p>第二〇類 二〇・〇一</p>	<p>野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品 食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分</p>		
<p>二〇〇一・一〇</p>	<p>きゅうり及びガーキンの砂糖を加えたもの</p>	<p>一二%</p>	<p>B 8</p>
<p>二〇〇一・九〇</p>	<p>その他のもの 砂糖を加えたもの その他のもの 砂糖を加えたもの</p> <p>パイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、ドリアン、ピリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ、マンゴー、マンゴスチン、スイートコーン及びヤングコーンコブ</p> <p>その他のもの</p>	<p>九%</p>	<p>B 6</p>
		<p>一二%</p>	<p>B X 8</p>

二〇・〇二	調製し又は保存に適する処理をしたトマト（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）				
二〇〇二・一〇	トマト（全形のもの及び断片状のものに限る。）	七・六%	B	6	
二〇〇二・九〇	その他のもの				
	砂糖を加えたもの	一三・四%	B	8	
	その他のもの				
	トマトピューレー及びトマトペースト				
	トマトケチャップその他のトマトソースの製造に使用するもの				
	その他のもの				
二〇・〇三	調製し又は保存に適する処理をしたきのこ及びトリフ（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）	七・六%	B	6	X
二〇〇三・一〇	きのこ（はらたけ属のもの）				
	その他のもの				
	パパイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ、マンゴー、マンゴスチン、スイートコーン、ヤングコーンコブ及びしようが				
	その他のもの	九%	B	6	X

二〇〇三・二〇	砂糖を加えたもの その他のもの 気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。） フレンチマッシュルーム その他のもの その他のもの	一三・四％ B 8
二〇〇三・九〇	トリフ 気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。） その他のもの その他のもの 砂糖を加えたもの その他のもの	四・八％ X B 6 一三・四％ B 8
二〇・〇四	その他のもの 気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。） その他のもの 調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍したものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二〇・〇六項の物品を除く。）	一〇・五％ B 8 X

二〇〇四・一〇	ばれいしょ								
二〇〇四・九〇	その他の野菜及び野菜を混合したもの 砂糖を加えたもの								
	その他のもの								
	アスパラガス及び豆								
	アスパラガス、ひよこ豆、ひら豆及び緑豆（ヴィグナ・ムンゴ及びヴィグナ・ラジアタ）								
	その他のもの								
	たけのこ、スイートコーン及びヤングコーンコブ								
	その他のもの								
二〇・〇五	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍してないものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二〇・〇六項の物品を除く。）								
二〇〇五・一〇	均質調製野菜								
二〇〇五・二〇	ばれいしょ								
二〇〇五・四〇	えんどう（ピスム・サティヴム）								
	ささげ属又はいんげんまめ属の豆								
二〇〇五・五一	さやを除いた豆								
二〇〇五・五九	その他のもの								
	砂糖を加えたもの								
一三・四%									
C a	X	X	X	X					
					B 6	X	X	B 6	X

二〇〇五・六〇	アスパラガス	その他のもの	
	気密容器入りのもの（容器とも一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	その他のもの	
	その他のもの	気密容器入りのもの（容器とも一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	
二〇〇五・七〇	オリーブ	その他のもの	
	気密容器入りのもの（容器とも一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	その他のもの	
	その他のもの	スイトコーン（ゼア・マユス変種サカラタ）	
二〇〇五・八〇		その他の野菜及び野菜を混合したもの	
二〇〇五・九〇		砂糖を加えたもの	
		豆（さや付きのものを除く。）	
		気密容器入りのもの（トマトピューレーその他のトマトの調製品及び豚の肉又はラードその他の豚脂を含有するものに限る。）	
		ひよこ豆及びびら豆	
		その他のもの	
			四・五%
			九・六%
			九%
			一六%
			一二%
			一四%
X	B	X	B
	8		6
		A	
			6
			6

二〇〇六・〇〇										
									その他のもの	
									その他のもの	
									その他のもの	
									たけのこ	
									ヤングコーンコブ	
									気密容器入りのもの	
									その他のもの	
									豆（さや付きのものを除く。）	
									ひよこ豆及びひら豆	
									その他のもの	
									サワークラウト	
									その他のもの	
									気密容器入りのもの（容器とも一個の重量が一〇キログラム以下のものに 限る。）	
									その他のもの	
									にんにくの粉	
									その他のもの	
									砂糖により調製した野菜、果実、ナット、果皮その他植物の部分（ドレインしたもの、 グラッセのもの及びクリスタライズしたものに限り。）	
									マロングラッセ及びあんず	
									一三・四%	
									一三・六%	
									九%	
									一五%	
									一七%	
									九・六%	
									九・六%	
									八%	
									九%	
X	B	B	B	B	X	B	B	B	B	X
	6	6	6	6		8	6	8	a	

二〇・〇七	その他のもの ジャム、フルーツゼリー、マーマレード、果実又はナットのピューレー及び果実又はナットのペースト（加熱調理をして得られたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）	九%	B	
二〇〇七・一〇	均質調製果実			X
	その他のもの			
二〇〇七・九一	かんきつ類の果実			X
二〇〇七・九九	その他のもの			
	ジャム及びフルーツゼリー			
	砂糖を加えたもの			
	りんご又はパイナップルを含むもの	一六・八%	B	X
	その他のもの			
	りんご又はパイナップルを含むもの			
	その他のもの			
	砂糖を加えたもの	一二%	B	X
	フルーツピューレー及びフルーツペースト			
	りんご又はパイナップルを含むもの			
	その他のもの	三四%	B	X

二〇・〇八	<p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>フルーツピューレー及びフルーツペースト</p> <p>りんご又はパイナップルを含むもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。）</p> <p>ナット、落花生その他の種（これらを相互に混合してあるかないかを問わない。）</p> <p>落花生</p> <p>その他のもの（混合したものを含む。）</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>パルプ状のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>アーモンド及びペカン（いったものに限る。）並びにココヤシの実、ブラジルナット、パラダイスナット、ヘーゼルナット、カシューナット及びぎんなん</p> <p>マカダミアナット</p>	四〇%	C a
二〇〇八・一一		二一・三%	B 8
二〇〇八・一九		二五%	C a
		A X	X

二〇〇八・五〇
二〇〇八・六〇
二〇〇八・七〇

気密容器入りのもの
 その他のもの
 その他のもの
 気密容器入りのもの
 その他のもの
 その他のもの
 パルプ状のもの
 気密容器入りのもの
 その他のもの
 その他のもの
 その他のもの
 その他のもの
 気密容器入りのもの
 その他のもの
 その他のもの
 パルプ状のもの
 砂糖を加えたもの
 桃（ネクタリンを含む。）
 さくらんぼ
 あんず

二九・八%	二一・三%			五・四%	九%	七・五%	一二%	一〇・八%	一五%	一一%
C a	C a	X	X	B 8	B 8	B 8	B 8	C a	C a	C a

マンゴー、グアバ及びマンゴスチン	七・五%	B 6	
その他のもの	二一・三%	B 8	
その他のもの			
プルーン、さといも（冷凍したものに限り。）、ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ、ごれんし、カムカム、爆裂種のもろこし（通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに限り。）、かんしょ（単に蒸気又は水煮による加熱をした後、乾燥したもので、全形のもの及び断片状のものに限る。）及びりんご バナナ、アボカド、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン	四・八%	B 4	
その他のもの	一一・二%	B 8	
果実又は野菜のジュース（ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。） オレンジジュース			
冷凍したもの			
砂糖を加えたもの			
しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの* の*			
その他のもの**			
その他のもの			
しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの***			
二〇〇九・一一			
二〇・〇九			
Q	Q	Q	13
B 8	B 4	X	
B 8	B 6		

二〇〇九・一二	その他のもの*	Q	13
	冷凍してないもの（ブリックス値が二〇以下のものに限る。）		
	砂糖を加えたもの		
	しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの*	Q	13
	その他のもの**	Q	13
	その他のもの		
	しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの***	Q	13
	その他のもの*	Q	13
二〇〇九・一九	その他のもの		
	砂糖を加えたもの		
	しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの*	Q	13
	その他のもの**	Q	13
	その他のもの		
	しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの***		
	その他のもの*	Q	13
	グレープフルーツジュース		
二〇〇九・二二	ブリックス値が二〇以下のもの		
	砂糖を加えたもの		

しょう糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下のもの その他のもの	二九・八% B 8
その他のもの しょう糖の含有量が全重量の10%以下のもの その他のもの	一九・一% B 8 二五・五% B 8
その他のもの 砂糖を加えたもの しょう糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下のもの その他のもの	二九・八% B 8 二九・八% B 8

二〇〇九・二九

つき二三円の 従量税率より 低いときは、 当該従量税 率)	一九・一％ 二五・五％	X	六％ 一一％	X	X
その他のもの	しよ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの	その他のもの	その他のかんきつ類の果実のジュース（二以上の果実から得たものを除く。） ブリックス値が二〇以下のもの	砂糖を加えたもの	その他のもの
			しよ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの	レモンジュース	ライムジュース
				その他のもの	その他のもの
				砂糖を加えたもの	その他のもの
					二〇〇九・三九
					二〇〇九・三二

二〇〇九・六九	その他のもの 砂糖を加えたもの その他のもの 砂糖を加えたもの しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの の その他のもの その他のもの しよ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの その他のもの	従量税率より 低いときは、 当該従量税 率） 一九・一％ B 6
二〇〇九・七一 二〇〇九・七九 二〇〇九・八〇	りんごジュース ブリックス値が二〇以下のもの その他のもの その他の果実又は野菜のジュース（二以上の果実又は野菜から得たものを除く。） 果汁 砂糖を加えたもの しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの	一九・一％ B 6 X X X

二〇〇九・九〇

混合ジュース

の
その他のもの

その他のもの

しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの

プルーンジューズ

その他のもの

その他のもの

野菜ジュース

砂糖を加えたもの

その他のもの

気密容器入りのもの

その他のもの

二九・八%
（その率が一
キログラムに
つき二三円の
従量税率より
低いときは、
当該従量税
率）

二三%
C a

二九・八%
C a

（その率が一

キログラムに

つき二三円の

従量税率より

低いときは、

当該従量税

率）

一九・一%

二五・五%

七・二%

X

X

X

B 6

C a

混合果汁

砂糖を加えたもの

の
しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの

オレンジ、マンダリン、りんご、パイナップル又はその他のかんきつ類
（グレープフルーツ、レモン及びライムを除く。）のうち、いずれか単一の果汁又はこれらの混合果汁が重量比で五〇％以下のもの

その他のもの

その他のもの

オレンジ、マンダリン、りんご、パイナップル又はその他のかんきつ類
（グレープフルーツ、レモン及びライムを除く。）のうち、いずれか単一の果汁又はこれらの混合果汁が重量比で五〇％以下のもの

その他のもの

	二九・八％ （その率が一 キログラムに つき二三円の 従量税率より 低いときは、 当該従量税 率）		一三％
X		C a	X C a

<p>第二類 二一・〇一</p>	
<p>各種の調製食料品 コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、 コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物 (いったものに限る。)並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物 コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びに</p>	<p>その他のもの しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの オレンジ、マンダリン、りんご、パイナップル又はその他のかんきつ類 (グレープフルーツ、レモン及びライムを除く。)のうち、いずれか単一の果汁又はこれらの混合果汁が重量比で五〇%以下のもの その他のもの その他のもの オレンジ、マンダリン、りんご、パイナップル又はその他のかんきつ類 (グレープフルーツ、レモン及びライムを除く。)のうち、いずれか単一の果汁又はこれらの混合果汁が重量比で五〇%以下のもの その他のもの 混合野菜ジュース 砂糖を加えたもの その他のもの</p>
	<p>一九・一% 二五・五% 八・一% 五・四%</p>
	<p>C X B C a B 6 B 6 B 6 C a</p>

その他のもの	二二・〇四
スープ、ブロス、スープ用又はブロス用の調製品及び均質混合調製食料品	二二・〇四
スープ、ブロス及びスープ用又はブロス用の調製品	二二〇四・一〇
野菜のもの（気密容器入りのものに限る。）	二二〇四・二〇
その他のもの	二二〇五・〇〇
均質混合調製食料品	二二・〇六
アイスクリームその他の氷菓（ココアを含有するかしないかを問わない。）	二二〇六・一〇
調製食料品（他の項に該当するものを除く。）	二二〇六・九〇
たんぱく質濃縮物及び繊維状にしたたんぱく質系物質	
その他のもの	
ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上の調製品	
その他のもの	
米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかの含有量が全重量の三〇%を超える調製食料品	
その他のもの	
糖水（着色料又は香味料を加えたものに限る。）	
分蜜糖のもの	
その他のもの	
チューインガム	
X	
七%	B 6
八・四%	B 6
X	X
X	X
X	X
X	X
R	X
五%	B 6

	<p>その他のもの</p> <p>たんぱく質変性防止剤（冷凍すり身の製造に使用する種類のもの でソルビトールその他の政令で定める物品に政令で定める調製を 加えたものに限る。）</p> <p>その他のもの</p> <p>ひじき（ヒジキア・フスイフォルミス）</p> <p>その他のもの</p>	<p>一〇%</p>	<p>X C A</p> <p>a</p>
<p>第二三類</p> <p>二二・〇一</p> <p>二二〇一・一〇</p> <p>二二〇一・九〇</p> <p>二二・〇二</p> <p>二二〇二・一〇</p>	<p>飲料、アルコール及び食酢</p> <p>水（天然又は人造の鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものを除く。）、氷及び雪</p> <p>鉱水及び炭酸水</p> <p>その他のもの</p> <p>水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第二〇・〇九項の果実又は野菜のジュースを除く。）</p> <p>水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>一三・四%</p> <p>九・六%</p>	<p>B C</p> <p>6 a</p> <p>A X</p>

二二〇二・九〇	その他のもの	
	砂糖を加えたもの	一三・四%
	その他のもの	九・六%
二二〇三・〇〇	ビール	A
二二一・〇四	ぶどう酒（強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限り。）及びぶどう搾汁（第二〇・〇九項のものを除く。）	A
二二〇四・一〇	スパークリングワイン	A
二二〇四・二一	その他のぶどう酒及びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの	A
二二〇四・二九	二リットル以下の容器入りにしたもの	A
二二〇四・三〇	その他のもの	
	その他のぶどう搾汁	
	アルコール分が一%未満のもの	
	砂糖を加えたもの	二三%
	の	
	しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの	二九・八%
	の	
	その他のもの	（その率が一 キログラムに つき二三円の 従量税率より
		B 6
		B 6
		B 4
		B 8

二二・〇五	その他のもの しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの その他のもの ベルモットその他のぶどう酒（生鮮のぶどうから製造したもので、植物又は芳香性物質により香味を付けたものに限る。）	一九・一% 二五・五%	B 6
二二〇五・一〇	ニリットル以下の容器入りにしたもの	一九・一%	A
二二〇五・九〇	その他のもの	一九・一%	C a
二二〇六・〇〇	その他のもの アルコール分が一%未満のもの その他のもの その他の発酵酒（例えば、りんご酒、なし酒及びミード）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。） アルコール分が一%未満のもの その他のもの 清酒及び濁酒 その他のもの 発酵酒（清酒を除く。）と第二〇・〇九項又は第二二・〇二項の物品との混合	一九・一%	A X X

二二・〇七	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇%以上のものに限る。） 及び変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）	
二二・〇八	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇%未満のものに限る。） 及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料	
二二〇八・二〇	ぶどう酒又はぶどう酒もろみの搾りかすから得た蒸留酒	A
二二〇八・三〇	ウイスキー	A
二二〇八・四〇	ラム及びタフィア	A
二二〇八・五〇	ジン及びジュネヴァ	A
二二〇八・六〇	ウオッカ	A
二二〇八・七〇	リキュール及びコーディアル	A
二二〇八・九〇	その他のもの	A
	エチルアルコール及び蒸留酒	
	フルーツブランデー	A
	その他のもの	A
	アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）	A
	物	X
	その他のもの	X
	麦芽を原料の一部としたもので発泡性を有するもの	A
	その他のもの	X

<p>二二〇九・〇〇</p>	<p>その他のもの テキーラ、メスカル及びソトール その他のもの その他のアルコール飲料 食酢及び酢酸から得た食酢代用物</p>	<p>四・八%</p>	<p>B X X A 6</p>
<p>第三三類 二三・〇一 二三・〇二 二三・〇三 二三・〇四・〇〇 二三・〇五・〇〇 二三・〇六 二三・〇七・〇〇 二三・〇八・〇〇</p>	<p>食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料 肉、くず肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（食用に適しないものに限る。）並びに獣脂かす ふすま、ぬかその他のかす（穀物又は豆のふり分け、製粉その他の処理の際に生ずるものに限るものとし、ペレット状であるかないかを問わない。） でん粉製造の際に生ずるかすその他これに類するかす、ビートパルプ、バガスその他の砂糖製造の際に生ずるかす及び醸造又は蒸留の際に生ずるかす（ペレット状であるかないかを問わない。） 大豆油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。） 落花生油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。） その他の植物性の油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わないものとし、第二三・〇四項又は第二三・〇五項のものを除く。） ぶどう酒かす及びアールゴル 飼料用に供する種類の植物材料、植物のくず、植物のかす及び植物性副産物（ペレット</p>	<p>A A A A A A A</p>	<p>A A</p>

二二二・〇九	<p>状であるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。） 飼料用に供する種類の調製品</p>	A
二二二〇九・一〇	<p>犬用又は猫用の飼料（小売用にしたものに限る。）</p>	X
	<p>乳糖の含有量が全重量の一〇%以上のもの その他のもの</p>	A
	<p>気密容器入りのもの（容器とも一つの重量が一〇キログラム以下のものに限る。）</p>	A
	<p>その他のもの 課税価格が一キログラムにつき七〇円を超えるもの（粗たんぱく質の含有量が全重量の三五%未満のものに限る。）</p>	A
	<p>その他のもの 粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のもの（しよ糖として計算した糖類の含有量が全重量の五%未満で、遊離でん粉の含有量が全重量の二〇%未満であり、かつ、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五%未満のものに限るものとし、政令で定める選別方法により分離できる碎米、米粉及び米のミールの含有量の合計が全重量の一〇%以上のものを除く。）</p>	A
二二二〇九・九〇	<p>その他のもの</p>	B
	<p>一キログラムにつき一八円</p>	4

飼料用に供する種類の調製品（飼料に添加するものに限る。）
その他のもの

乳糖の含有量が全重量の一〇%以上のもの

ホワイトヴィール用子牛の育成に使用するもの

その他のもの

その他のもの

第一二・一四項又は第二三・〇三項の物品をもとしたもの（ペレット状、

キューブ状その他これらに類する形状のものに限る。）
、アルファルファ緑

葉たんぱく濃縮物並びに魚又は海棲哺乳動物のソリユブル

その他のもの

気密容器入りのもの（容器とも一個の重量が一〇キログラム以下のもの
に限る。）

その他のもの

課税価格が一キログラムにつき七〇円を超えるもの（小売用の容器入り
にしたもの（気密容器入りのものを除く。）で、粗たんぱく質の含有量
が全重量の三五%未満のものに限る。）

その他のもの

粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状、キューブ状その他これら
に類する形状のもの（しょ糖として計算した糖類の含有量が全重量の
五%未満で、遊離でん粉の含有量が全重量の二〇%未満であり、か

X

X A

A

A

A

<p>第二四類</p> <p>二四・〇一</p> <p>二四・〇二</p> <p>二四〇二・一〇</p> <p>二四〇二・二〇</p> <p>二四〇二・九〇</p> <p>二四・〇三</p> <p>二四〇三・一〇</p> <p>二四〇三・九一</p>	
<p>たばこ及び製造たばこ代用品</p> <p>たばこ（製造たばこを除く。）及びくずたばこ</p> <p>葉巻たばこ、シエルト、シガリロ及び紙巻たばこ（たばこ又はたばこ代用物から成るものに限る。）</p> <p>葉巻たばこ、シエルト及びシガリロ（たばこを含有するものに限る。）</p> <p>紙巻たばこ（たばこを含有するものに限る。）</p> <p>その他のもの</p> <p>その他の製造たばこ及び製造たばこ代用品、シートたばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス</p> <p>喫煙たばこ（たばこ代用物を含有するかしないかを問わないものとし、その含有量のいかんを問わない。）</p> <p>その他のもの</p> <p>シートたばこ</p>	<p>つ、粗たんばく質の含有量が全重量の三五%未満のものに限るものと</p> <p>し、政令で定める選別方法により分離できる碎米、米粉及び米のミールの含有量の合計が全重量の一〇%以上のものを除く。）</p> <p>犬、猫その他これらに類する観賞用又は愛がんに用の動物用のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p>
<p>A</p> <p>X</p> <p>X X A</p>	<p>X X A</p>

二四〇三・九九	<p>その他のもの</p> <p>たばこのエキス及びエッセンス</p> <p>その他のもの</p>		X A
<p>第二五類</p> <p>二五〇一・〇〇</p>	<p>塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント</p> <p>塩（食卓塩及び変性させた塩を含むものとし、水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかないかを問わない。）</p> <p>純塩化ナトリウム（水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかないかを問わない。）及び海水</p> <p>塩及び純塩化ナトリウム（目開きが二・八ミリメートルのふり（織金網製のものに限る。）に対する通過率が全重量の七〇%以上のもの及び凝結させたものに限るものとし、水溶液を除く。）</p> <p>その他のもの</p> <p>硫化鉄鉱（焼いてないものに限る。）</p> <p>硫黄（昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄を除く。）</p> <p>天然黒鉛</p> <p>天然の砂（着色してあるかないかを問わないものとし、第二六類の砂状の金属鉱を除く。）</p> <p>石英（天然の砂を除く。）及びけい岩（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）</p>		A A A A A A B 2
二五〇二・〇〇			A
二五〇三・〇〇			A
二五〇四			A
二五〇五			A
二五〇六			A

二五〇七・〇〇	カオリンその他のカオリン系粘土（焼いてあるかないかを問わない。）	A
二五・〇八	その他の粘土、アンダルーサイト、カイアナイト及びシリマナイト（焼いてあるかないかを問わないものとし、第六八・〇六項のエキスパンデッドクレーを除く。）並びにムライト、シャモット及びダイナスアース	A
二五〇九・〇〇	白亜	A
二五・一〇	天然のりん酸カルシウム及びりん酸アルミニウムカルシウム並びにりん酸塩を含有する白亜	A
二五・一一	天然の硫酸バリウム（重晶石）及び天然の炭酸バリウム（毒重石。焼いてあるかないかを問わないものとし、第二八・一六項の酸化バリウムを除く。）	A
二五・一二・〇〇	けいそう土その他これに類するけい酸質の土（見掛け比重が一以下のものに限るものとし、焼いてあるかないかを問わない。）	A
二五・一三	コランダム、ガーネットその他の研磨用の材料（天然のものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）、パミストーン及びエメリー	A
二五・一四・〇〇	スレート（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）	A
二五・一五	大理石、トラバーチン、エコーシンその他の石碑用又は建築用の石灰質の岩石（見掛け比重が二・五以上のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）及びアラバスター（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つ	A

二五・一六	てあるかないかを問わない。）	A
二五・一七	花こう岩、はん岩、玄武岩、砂岩その他の石碑用又は建築用の岩石（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。） 小石、砂利及び碎石（コンクリート用、道路舗装用又は鉄道用その他のバラスト用に通常供するものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）、シングル及びフリント（熱処理をしてあるかないかを問わない。）並びにスラグ、ドロスその他これらに類する工業廃棄物から成るマカダム（小石、砂利、碎石、シングル又はフリントを混入してあるかないかを問わない。）及びタールマカダム並びに第二五・一五項又は第二五・一六項の岩石の粒、破片及び粉（熱処理をしてあるかないかを問わない。） ドロマイト（粗削りしたものと及びのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状又は板状に単に切つたものを含むものとし、焼いてあるかないか又は焼結してあるかないかを問わない。）及びドロマイトラミングミックス 天然の炭酸マグネシウム（マグネサイト）並びに熔融マグネシア、焼結マグネシア（焼結前に他の酸化物を少量加えてあるかないかを問わない。）及びその他の酸化マグネシウム（純粹であるかないかを問わない。） 天然石膏及び天然無水石膏並びに天然石膏を焼いたもの又は硫酸カルシウムから成るプラスチック（着色してあるかないか又は少量の促進剤若しくは遅緩剤を加えてあるかないかを問わない。）	A
二五・一八	石灰石その他の石灰質の岩石（石灰又はセメントの製造に使用する種類のものに限る。）	A
二五・一九		A
二五・二〇		A
二五二一・〇〇		A

第二七類 二七・〇一	<p>鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう 石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの</p>	A	
第二六類	<p>鉱石、スラグ及び灰</p>	A	
二五・二九 二五・三〇	<p>長石、白榴石、ネフェリン、ネフェリンサイアナイト及びほたる石 鉱物（他の項に該当するものを除く。）</p>	A A A	
二五・二八	<p>天然ほう酸塩及びその精鉱（焼いてあるかないかを問わないものとし、天然かん水から分離したものを除く。）並びに天然ほう酸でオルトほう酸の含有量が乾燥状態において全重量の八五%以下のもの</p>	A	
二五・二五 二五・二六	<p>雲母（はく離雲母を含む。）及びそのくず ステアタイト（天然のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）及びタルク</p>	A A A	
二五二四・〇〇	<p>石綿</p>	A	
二五・二三	<p>生石灰、消石灰及び水硬性石灰（第二八・二五項の酸化カルシウム及び水酸化カルシウムを除く。） ポルトランドセメント、アルミナセメント、スラグセメント、スーパーサルフェートセメントその他これらに類する水硬性セメント（着色してあるかないか又はクリンカー状であるかないかを問わない。）</p>	A	

二七・〇二	亜炭（凝結させてあるかないかを問わないものとし、黒玉を除く。）	A
二七〇三・〇〇	泥炭（ピートリッターを含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）	A
二七〇四・〇〇	コークス及び半成コークス（石炭、亜炭又は泥炭から製造したものに限るものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）並びにレトルトカーボン	A
二七〇五・〇〇	石炭ガス、水性ガス、発生炉ガスその他これらに類するガス（石油ガスその他のガス状炭化水素を除く。）	A
二七〇六・〇〇	石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタールその他の鉱物性タール（再生タールを含むものとし、脱水してあるかないか又は蒸留により成分の一部を除いてあるかないかを問わない。）	A
二七・〇七	高温コールタールの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族成分の重量が非芳香族成分の重量を超えるもの	A
二七・〇八	ピッチ及びピッチコークス（コールタールその他の鉱物性タールから得たものに限る。）	A
二七〇九・〇〇	石油及び歴青油（原油に限る。）	A
二七・一〇	石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油	A
二七一〇・一一	石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。） 軽質油及びその調製品	B 1

石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五％未満のものを含む。）

揮発油

低重合度の混合アルキレン

政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算五％留出温度と減失量加算九五％留出温度との温度差が二度以内のもの（低重合度の混合アルキレンを除く。）

その他のもの

灯油

低重合度の混合アルキレン

その他のもの

ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五％以上のものに限る。）

その他のもの

軽油

その他のもの

その他のもの

石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五％未満のものを含む。）

灯油

A B B A A B A A
1 1 1 1 1 1

低重合度の混合アルキレン

その他のもの

ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五%以上のものに限る。）

その他のもの

軽油

重油及び粗油

温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの

製油の原料として使用するもの（税関の監督の下で重油又は粗油を原料とする製油により得た製品を含む。）

その他のもの

温度一五度における比重が〇・八三以上で引火点が温度一三〇度以下のもの（本邦に到着した時においてこれらの性質を有するもの又は政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得たものでこれらの性質を有するものに限る。）のうち、農林漁業の用に供するもの

その他のもの

温度一五度における比重が〇・九〇三七を超えるもの

その他のもの

その他のもの

A	A	B	B	A		B		B	B	A	A
		1	1			1		1	1		

<p>第二九類 二九・〇一 二九・〇二</p>	<p>第二八類</p>	<p>二七・一〇・九一 二七・一〇・九九 二七・一一 二七・一二 二七・一三 二七・一四 二七・一五・〇〇</p>	<p>廃油 ポリ塩化ビフェニル（PCB）、ポリ塩化テルフェニル（PCT）又はポリ臭化ビフェニル（PBB）を含むもの その他のもの 石油ガスその他のガス状炭化水素 ペトロラタム並びにパラフィンろう、マイクロクリスタリン石油ワックス、スラックワックス、オゾケライト、モンタンろう、泥炭ろうその他の鉱物性ろう及びこれらに類する物品で合成その他の方法により得たもの（着色してあるかないかを問わない。） 石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は歴青油の残留物 天然ビチューメン、天然アスファルト、歴青質^{けつ}頁岩、油母^{けつ}頁岩、タールサンド、アスファルタイト及びアスファルチックロック 歴青質混合物（天然アスファルト、天然ビチューメン、石油アスファルト、鉱物性タール又は鉱物性タールピッチをもととしたものに限る。例えば、マスチック及びカットバック） 無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物 有機化学品 非環式炭化水素 環式炭化水素</p>	<p>A A</p>	<p>A</p>	<p>A A A A A A A A A</p>
---------------------------------	-------------	---	--	------------	----------	--------------------------

二九・〇三	炭化水素のハロゲン化誘導体	
二九・〇四	炭化水素のスルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体（ハロゲン化してあるかないかを問わない。）	
二九・〇五	非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
	飽和一価アルコール	
二九〇五・一一	メタノール（メチルアルコール）	A
二九〇五・一二	プロパノール（プロピルアルコール）及びプロパノール（イソプロピルアルコール）	A
二九〇五・一三	ブタノール（ノルマルブチルアルコール）	A
二九〇五・一四	その他のブタノール	A
二九〇五・一五	ペンタノール（アミルアルコール）及びその異性体	A
二九〇五・一六	オクタノール（オクチルアルコール）及びその異性体	A
二九〇五・一七	ドデカノール（ラウリルアルコール）、ヘキサデカノール（セチルアルコール）及びオクタデカノール（ステアリルアルコール）	A
二九〇五・一九	その他のもの	A
	不飽和一価アルコール	
二九〇五・二二	非環式テルペンアルコール	A
二九〇五・二九	その他のもの	A
	二価アルコール	
		A

二九〇五・三一	エチレングリコール（エタンジオール）	A
二九〇五・三二	プロピレングリコール（プロパンー一・二ージオール）	A
二九〇五・三九	その他のもの	A
二九〇五・四一	その他の多価アルコール	
二九〇五・四二	二ーエチルー二ー（ヒドロキシメチル）プロパンー一・三ージオール（トリメチロールプロパン）	A
二九〇五・四三	ペンタエリトリトール	A
二九〇五・四四	マンニトール	X
二九〇五・四五	Dーグルシトール（ソルビトール）	Q
二九〇五・四九	グリセリン	X
	その他のもの	A
	非環式アルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロ化誘導体	
二九〇五・五一	エトクロルビノール（INN）	A
二九〇五・五九	その他のもの	A
二九・〇六	環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
	飽和脂環式アルコール、不飽和脂環式アルコール及びシクロテルペンアルコール並びにこれらの誘導体	
二九〇六・一一	メントール	C

八・八%（そ

二九〇六・一二	シクロヘキサノール、メチルシクロヘキサノール及びジメチルシクロヘキサノール	の率が一キロ グラムにつき 二四六円四〇 銭の従量税率 より低いとき は、当該従量 税率)
二九〇六・一三	ステロール及びイノシトール	
二九〇六・一四	テルピネオール	
二九〇六・一九	その他のもの	
二九〇六・二一	芳香族アルコール及びその誘導体	
二九〇六・二九	ベンジルアルコール	
二九・〇七	その他のもの	
二九・〇八	フェノール及びフェノールアルコール	
二九・〇九	フェノール又はフェノールアルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ 化誘導体及びニトロソ化誘導体	
	エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノー ル、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド（化学的 に単一であるかないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘	
	A	A
	A	A
	A	A
	A	A
	A	A

二九・一〇	導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 三員環のエポキシド、エポキシアルコール、エポキシフェノール及びエポキシエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九一・〇〇	アセタール及びヘミアセタール（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九・一二	アルデヒド（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）、アルデヒドの環式重合体及びパラホルムアルデヒド	A
二九一三・〇〇	第二九・一二項の物品のハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九・一四	ケトン及びキノン（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九・一五	飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九・一六	不飽和非環式モノカルボン酸及び環式モノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九・一七	ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれら	A

二九一八・二九	その他のもの	A
二九一八・三〇	アルデヒド官能又はケトン官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	A
二九一八・九〇	その他のもの	A
二九一九・〇〇	りん酸エステル及びその塩（ラクトホスフェートを含む。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九・二〇	非金属のその他の無機酸のエステル（ハロゲン化水素酸エステルを除く。）及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九・二一	アミン官能化合物	A
二九・二二	酸素官能のアミノ化合物	A
二九二二・一一	アミノアルコール（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩	A
二九二二・一二	モノエタノールアミン及びその塩	A
二九二二・一三	ジエタノールアミン及びその塩	A
二九二二・一四	トリエタノールアミン及びその塩	A
二九二二・一九	デキストロプロポキシフェン（INN）及びその塩	A
	その他のもの	A
	アミノナフトールその他のアミノフェノール（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩	A

二九・二二三	第四級アンモニウム塩、水酸化第四級アンモニウム及びレシチンその他のホスホアミノ アミノ化合物	A
二九二二・五〇	アミノアルコールフェノール、アミノ酸フェノール及び酸素官能基を有するその他の アミノ化合物	A
二九二二・四九	その他のもの	A
二九二二・四四	チリジン（INN）及びその塩	A
二九二二・四三	アントラニル酸及びその塩	A
二九二二・四一	リジン及びそのエステル並びにこれらの塩	A
二九二二・四二	グルタミン酸及びその塩	A
	グルタミン酸ソーダ	C
	その他のもの	A
二九二二・三九	アミノ酸（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）及びそのエステル並びに これらの塩	A
	その他のもの	A
二九二二・三一	アンフェプラモン（INN）、メサドン（INN）及びノルメサドン（INN）並 びにこれらの塩	A
	その他のもの	A
二九二二・二九	アミノアルデヒド、アミノケトン及びアミノキノン（二種類以上の酸素官能基を有す るものを除く。）並びにこれらの塩	A
二九二二・二二	アニシジン、ジアニシジン及びフェネチジン並びにこれらの塩	A
二九二二・二一	アミノヒドロキシナフタレンスルホン酸及びその塩	A

五・二％

二九・二四	リピド（レシチンその他のホスホアミノリピドについては、化学的に単一であるか かを問わない。）	A
二九・二五	カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物	A
二九・二六	カルボキシイミド官能化合物（サッカリン及びその塩を含む。）及びイミン官能化合物 ニトリル官能化合物	A
二九二七・〇〇	ジアゾ化合物、アゾ化合物及びアゾキシ化合物	A
二九二八・〇〇	ヒドラジン又はヒドロキシルアミンの有機誘導体	A
二九・二九	その他の窒素官能基を有する化合物	A
二九・三〇	有機硫黄化合物	A
二九三一・〇〇	その他のオルガノインオルガニック化合物	A
二九・三二	複素環式化合物（ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。）	A
二九・三三	複素環式化合物（ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。）	A
二九・三四	核酸及びその塩（化学的に単一であるかかを問わない。）並びにその他の複素環式 化合物	A
二九三五・〇〇	スルホンアミド	A
二九・三六	プロビタミン及びビタミン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のもの（天 然のものを濃縮したものを含む。）に限る。）並びにこれらの誘導体で主としてビタミ ンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物（この項の物品については、溶媒に 溶かしてあるかかを問わない。）	A
二九・三七	ホルモン、プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエン（天然のもの及び	A

第三二類	第三一類	第三〇類	二九・四一 二九四二・〇〇	二九四〇・〇〇	二九・三九	二九・三八
なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ	肥料	医療用品	抗生物質 その他の有機化合物	糖類（化学的に純粋なものに限るものとし、しよ糖、乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を除く。）並びに糖エーテル、糖アセタール、糖エステル、糖エーテルの塩、糖アセタールの塩及び糖エステルの塩（第二九・三七項から第二九・三九項までの物品を除く。）	植物アルカロイド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体	これと同一の構造を有する合成のものに限る。）並びにこれらの誘導体及び構造類似物（主としてホルモンとして使用するもので、変性ポリペプチドを含む。） グリコシド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体
A	A	A	A A A	A	A	A

第三三類	三三三・〇一	精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類	精油（コンクリートのもの及びアブソリュートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかないかを問わない。）、レジノイド、オレオレジン抽出物、精油のコンセントレート（冷浸法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。）、精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物並びに精油のアクィアスチレート及びアクィアスソリュション	A
	三三三〇一・一一	精油（かんきつ類の果実のものに限る。）	ベルガモットのもの	A
	三三三〇一・一二		オレンジのもの	A
	三三三〇一・一三		レモンのもの	A
	三三三〇一・一四		ライムのもの	A
	三三三〇一・一九		その他のもの	A
	三三三〇一・二一	精油（かんきつ類の果実のものを除く。）	ゼラニウムのもの	A
	三三三〇一・二二		ジャスミンのもの	X
	三三三〇一・二三		ラベンダー又はラバンジンのもの	X
	三三三〇一・二四		ペパーミント（メンタ・ペペリタ）のもの	X
	三三三〇一・二五	その他のミントのもの	ペパーミント油（メンタ・アルヴェンスイスから採取したもので政令で定める試験方法による総メントールの含有量が全重量の六五%を超えるものに限る。）	A

<p>第三四類</p>	<p>せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペーパースト、歯科用ワックス及びプラスチックをもととした歯科用の調製品</p>		A
<p>第三五類 三五〇一 三五〇一・一〇 三五〇一・九〇 三五〇二 三五〇二・一一 三五〇二・一九 三五〇二・二〇 三五〇二・九〇 三五〇三・〇〇</p>	<p>たんぱく系物質、変性でん粉、<small>こ</small>膠着剤及び酵素 カゼイン及びカゼイナートその他のカゼイン誘導体並びにカゼイングルー カゼイン その他のもの アルブミン（二以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含むものとし、ホエイたんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の八〇％を超えるものに限る。）及びアルブミナート その他のアルブミン誘導体 卵白 乾燥したもの その他のもの ミルクアルブミン（二以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含む。） その他のもの ゼラチン（長方形（正方形を含む。）のシート状のものを含むものとし、表面加工をしてあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）、ゼラチン誘導体、アイシンガラス及びその他のにかわ（第三五・〇一項のカゼイングルーを除く。）</p>	<p>X A A X X</p>	<p>X A</p>

第三七類	第三六類	三五・〇七	三五〇五・一〇	三五〇五・二〇	三五〇五・二〇	三五〇四・〇〇
各種の化学工業生産品	写真用又は映画用の材料	火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料	酵素及び他の項に該当しない調製した酵素 一キログラム以下のものに限る。	調製膠着剤その他の調製接着剤（他の項に該当するものを除く。）及び膠着剤又は接着剤としての使用に適する物品（膠着剤又は接着剤として小売用にしたもので正味重量が一キログラム以下のものに限る。）	デキストリンその他の変性でん粉（例えば、糊化済でん粉及びエステル化でん粉）及びでん粉又はデキストリンその他の変性でん粉をもととした膠着剤 デキストリンその他の変性でん粉 エステル化でん粉その他のでん粉誘導体 その他のもの 膠着剤	ペプトン及びその誘導体並びにその他のたんぱく質系物質及びその誘導体（他の項に該当するものを除く。）並びに皮粉（クロムみょうばんを加えたものを含む。） ペプトン、その誘導体及び皮粉 その他のもの
	A	A	A A	X Q X	X A	
				19		

三八・〇一	人造黒鉛及びコロイド状又は半コロイド状の黒鉛並びに黒鉛その他の炭素をもととした調製品（ペーパースト状、塊状、板状その他半製品の形状にしたものに限る。）	A
三八・〇二	活性炭及び活性化した天然の鉱物性生産品並びに獣炭（廃獣炭を含む。）	A
三八〇三・〇〇	トール油（精製してあるかないかを問わない。）	A
三八〇四・〇〇	木材パルプの製造の際に生ずる廃液（リグニンスルホン酸塩を含むものとし、濃縮し、糖類を除き又は化学的に処理したものであるかないかを問わず、第三八・〇三項のトール油を除く。）	A
三八・〇五	ガムテレピン油、ウッドテレピン油、硫酸テレピン油その他のテルペン油（蒸留その他の方法により針葉樹から得たものに限る。）、ジペンテン（粗のものに限る。）、亜硫酸テレピンその他のパラシメン（粗のものに限る。）及びパイン油（アルファ―テルピネオールを主成分とするものに限る。）	A
三八・〇六	ロジン及び樹脂酸並びにこれらの誘導体、ロジンスピリット、ロジン油並びにランガム	A
三八〇七・〇〇	木タール、木タール油、木クレオソート、木ナフサ及び植物性ピッチ並びにブルーワーズピッチその他これに類する調製品でロジン、樹脂酸又は植物性ピッチをもととしたもの	A
三八・〇八	殺虫剤、殺鼠 ^そ 剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、植物生長調整剤、消毒剤その他これらに類する物品（小売用の形状若しくは包装にし、製剤にし又は製品にしたもの（例えば、硫黄を含ませた帯、しん及びろうそく並びにはえ取り紙）に限る。）	A
三八・〇九	仕上剤、促進剤、媒染剤その他の物品及び調製品（繊維工業、製紙工業、皮革工業その他これらに類する工業において使用する種類のものに限るものとし、他の項に該当する	A

三八〇九・一〇	ものを除く。） でん粉質の物質をもととしたもの その他のもの	
三八〇九・九一	繊維工業その他これに類する工業において使用する種類のもの	A
三八〇九・九二	製紙工業その他これに類する工業において使用する種類のもの	A
三八〇九・九三	皮革工業その他これに類する工業において使用する種類のもの	A
三八・一〇	金属表面処理用の調製浸せき剤、はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用のフラックスその他の調製した助剤、はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の粉及びペーストで金属と他の材料とから成るもの並びに溶接用の電極又は溶接棒のしん又は被覆に使用する種類の調製品	A
三八・一一	アンチノック剤、酸化防止剤、ガム化防止剤、粘度指数向上剤、腐食防止剤その他の調製添加剤（鉍物油（ガンリンを含む。）用又は鉍物油と同じ目的に使用するその他の液体用のものに限る。）	A
三八・一二	調製したゴム加硫促進剤、ゴム用又はプラスチック用の複合した可塑剤（他の項に該当するものを除く。）及びゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤その他の複合した安定剤	A
三八一三・〇〇	消火器用の調製品及び装てん物並びに装てんした消火弾	A
三八一四・〇〇	有機の配合溶剤及び配合シンナー（他の項に該当するものを除く。）並びにペイント用又はワニス用の調製除去剤	A
三八・一五	反応開始剤、反応促進剤及び調製触媒（他の項に該当するものを除く。）	A

三八一六・〇〇	耐火性のセメント、モルタル、コンクリートその他これらに類する配合品（第三八・〇一項の物品を除く。）	A
三八一七・〇〇	混合アルキルベンゼン及び混合アルキルナフタレン（第二七・〇七項又は第二九・〇二項のものを除く。）	A
三八一八・〇〇	元素を電子工業用にドーブ処理したもの（円盤状、ウエハー状その他これらに類する形状にしたものに限る。）及び化合物を電子工業用にドーブ処理したもの	A
三八一九・〇〇	液圧ブレーキ液その他の液圧伝動用の調製液（石油又は歴青油を含有しないもの及び石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%未満のものに限る。）	A
三八二〇・〇〇	調製不凍液及び調製解凍液	A
三八二一・〇〇	微生物用の調製培養剤	A
三八二二・〇〇	診断用又は理化学用の試薬（支持体を使用したものに限る。）及び診断用又は理化学用の調製試薬（支持体を使用しているかないかを問わない。）（第三〇・〇二項又は第三〇・〇六項のものを除く。）並びに認証標準物質	A
三八・二三	工業用の脂肪性モノカルボン酸、アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの及び工業用の脂肪性アルコール	X
三八・二四	鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業（類似の工業を含む。）において生産される化学品及び調製品（天然物のみを混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）	A
三八二四・一〇	鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤	A
三八二四・二〇	ナフテン酸並びにその塩（水溶性のものを除く。）及びエステル	A

<p>第四一類 四一・〇一</p>	<p>第四〇類</p>	<p>第三九類</p>	<p>三八二四・三〇 三八二四・四〇 三八二四・五〇 三八二四・六〇 三八二四・七一 三八二四・七九 三八二四・九〇 三八・二五</p>
<p>原皮（毛皮を除く。）及び革 牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸</p>	<p>ゴム及びその製品</p>	<p>プラスチック及びその製品</p>	<p>金属炭化物の混合物及び金属炭化物と金属粘結剤との混合物（凝結させてないものに 限る。） セメント用、モルタル用又はコンクリート用の調製添加剤 非耐火性のモルタル及びコンクリート ソルビトール（第二九〇五・四四号のものを除く。） 非環式炭化水素のペルハロゲン化誘導体（二以上の異なるハロゲン原子を有するもの に限る。）を含有する混合物 非環式炭化水素のペルハロゲン化誘導体（ふっ素原子及び塩素原子のみを有するもの に限る。）を含有するもの その他のもの その他のもの 化学工業（類似の工業を含む。）において生ずる残留物（他の項に該当するものを除 く。）、都市廃棄物、下水汚泥及びこの類の注6のその他の廃棄物</p>
	<p>A</p>	<p>A</p>	<p>A A A A X A A A</p>

四一〇一・二〇	<p>漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。）</p>		20
四一〇一・五〇	<p>全形の原皮（重量が一枚につき、単に乾燥したものは八キログラム以下、乾式塩蔵をしたものは一〇キログラム以下又は生鮮のもの若しくは湿式塩蔵その他の保存に適する処理をしたものは一六キログラム以下のものに限る。）</p> <p>クロムなめしのもの（なめし（前なめしを含む。）過程中的ものうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの</p> <p>その他のもの</p>	E A	20
四一〇一・九〇	<p>その他のもの（バット、ベンズ及びベリーを含む。）</p> <p>クロムなめしのもの（なめし（前なめしを含む。）過程中的ものうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの</p> <p>その他のもの</p>	E A	20
四一〇二	<p>羊の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、毛が付いているかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。た</p>	E A	20

四一・〇五	<p>羊のなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わな</p>	E 20
	<p>その他のもの</p>	E 22
	<p>染色したもの</p>	E 20
	<p>その他のもの</p>	A 20
	<p>クロムなめししたもの</p>	A 20
	<p>その他のもの</p>	E 20
	<p>なめしたものと（再なめしをしたものを含む。）で、これを超える加工をしてないもの</p>	E 20
	<p>その他のもの</p>	E 22
	<p>染色したもの</p>	E 20
	<p>その他のもの</p>	A 20
四一〇四・四一	<p>乾燥状態（クラスト）のもの フルグレーション（スプリットしてないものに限る。）及びグレーションスプリット なめしたものと（再なめしをしたものを含む。）で、これを超える加工をしてないもの</p>	E 20
四一〇四・四九	<p>その他のもの</p>	E 20

四一〇六・四〇	爬 ^は 虫類のもの 植物性前なめしをしたもの
四一〇六・三二	その他のもの
四一〇六・三二	染着色したもの
四一〇六・三二	乾燥状態（クラスト）のもの
四一〇六・三二	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの
四一〇六・三二	豚のもの
四一〇六・三二	その他のもの
四一〇六・二二	染着色したもの
四一〇六・二二	乾燥状態（クラスト）のもの
四一〇六・二二	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの
四一〇六・二二	やぎのもの
四一〇六・二二	その他の動物のなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）
四一〇五・一〇	い。 湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの
四一〇五・三〇	乾燥状態（クラスト）のもの
四一〇五・三〇	染着色したもの
四一〇五・三〇	その他のもの
四一〇六	その他の動物のなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）

A	六%	八%	六%	A	E	A	A	E	A
	B 8	B 8	B 8						
	21	21	21		23			23	

四一〇七・九二	四一〇七・九一	四一〇七・一九
---------	---------	---------

パーチメント仕上げをしたもの
その他のもの
染色色し又は模様付けしたもの
その他のもの

その他のもの
パーチメント仕上げをしたもの
その他のもの
染色色し又は模様付けしたもの
その他のもの

その他のもの
フルグレーン（サイドを含む。）
フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）
パーチメント仕上げをしたもの
その他のもの
染色色し又は模様付けしたもの
その他のもの
グレースプリット
パーチメント仕上げをしたもの
その他のもの
染色色し又は模様付けしたもの
その他のもの

E	E	六 %	B 8	E	E	六 %	B 8	E	E	六 %	B 8
20	22	21	20	22	21	20	22	21	20	22	21

		四一〇七・九九							
		その他のもの							
		パーチメント仕上げをしたもの							
		その他のもの							
		染色し又は模様付けしたもの							
		その他のもの							
		四一二・〇〇							
		羊革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。）							
		パーチメント仕上げをしたもの							
		その他のもの							
		染色し又は模様付けしたもの							
		その他のもの							
		四一・二三							
		その他の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。）							
		やぎのもの							
		パーチメント仕上げをしたもの							
		その他のもの							
		染色し又は模様付けしたもの							
		その他のもの							
		四一三・一〇							
		やぎのもの							
		パーチメント仕上げをしたもの							
		その他のもの							
		染色し又は模様付けしたもの							
		その他のもの							
		六%							
A	E	B		A	E	B	E	E	B
		8				8			8
	23	21		23	21		20	22	21

四一三・二〇	豚のもの パーチメント仕上げをしたもの その他のもの 染色し又は模様付けしたもの その他のもの	六%	B 8	21
四一一三・三〇	爬虫類 ^は のもの パーチメント仕上げをしたもの その他のもの 染色し又は模様付けしたもの その他のもの わに革及びとかげ革 その他のもの その他のもの	六% 六% 八% 六% 六% 一〇%	B 8 B 8 B 8 B 8	21 21 21 21 21 21
四一一三・九〇	その他のもの パーチメント仕上げをしたもの その他のもの 染色し又は模様付けしたもの その他のもの	六% 六% 六%	A B 8 B 8	21 21 21
四一・一四	シャモア革（コンビネーションシャモア革を含む。） 、パテントレザー及びパテントラ ミネーテッドレザー並びにメタライズドレザー	六%	A B 8	21
四一一四・一〇	シャモア革（コンビネーションシャモア革を含む。）	二五%	B 8	21

四一四・二〇	<p>パテントレザー及びパテントラミネーテッドレザー並びにメタライズドレザー メタライズドレザー その他のもの</p>	二〇%	B 8	24
四一・一五	<p>コンポジションレザー（革又は革繊維をもととして製造したもので、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、巻いてあるかないかを問わない。） 革又はコンポジションレザーのくず（革製品の製造に適しないものに限る。）及び革の粉</p>	二八%	B 8	24
四一五・一〇	<p>コンポジションレザー（革又は革繊維をもととして製造したもので、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、巻いてあるかないかを問わない。）</p>	六%	B 8	21
四一五・二〇	<p>革又はコンポジションレザーのくず（革製品の製造に適しないものに限る。）及び革の粉</p>	三%	B 8	21
第四二類	<p>革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品</p>			
四二〇一・〇〇	<p>動物用装着具（引き革、引き綱、ひざ当て、口輪、くら敷き、くら袋、犬用のコートその他これらに類する物品を含むものとし、材料を問わない。）</p>	五・三%	B 8	25
四二・〇二	<p>旅行用バッグ、断熱加工された飲食料用バッグ、化粧用バッグ、リュックサック、ハンドバッグ、買物袋、財布、マップケース、シガレットケース、たばこ入れ、工具袋、スポーツバッグ、瓶用ケース、宝石入れ、おしろい入れ、刃物用ケースその他これらに類する容器（革、コンポジションレザー、プラスチックシート、紡織用繊維、バルカナイズドファイバー若しくは板紙から製造し又は全部若しくは大部分をこれらの材料若しく</p>			

四二〇二・一九	<p>は紙で被覆したものに限り。）及びトランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばん、眼鏡用ケース、双眼鏡用ケース、写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、けん銃用のホルスターその他これらに類する容器</p> <p>トランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばんその他これらに類する容器</p> <p>外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの</p> <p>携帯用化粧道具入れ（貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したものうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）</p> <p>その他のもの</p> <p>外面がプラスチック製又は紡織用繊維製のもの</p> <p>携帯用化粧道具入れ（貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したものうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）</p> <p>その他のもの</p> <p>外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>ハンドバッグ（取手が付いていないものを含むものとし、肩ひもが付いているかいない</p>	四・一%	四・六%	八%	一六%	一〇%	一六%	B8	B8	B8	B8	B8	B8	25	26	26	26	26	26
---------	--	------	------	----	-----	-----	-----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

四二〇三・二二	その他のもの 手袋、ミトン及びミット 特に運動用に製造したもの							
四二〇三・二九	毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの その他のもの 野球用のもの その他のもの							一 二・五 %
四二〇三・三〇	ベルト及び負い革 毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの その他のもの							一 六 %
四二〇三・四〇	その他の衣類附属品 毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした							一 六 %
		X	B 8	B 8	B 8	X	B 8	B 8

四二〇四・〇〇	た金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの その他のもの 機械用その他の技術的用途に供する種類の革製品及びコンポジションレザー製品 ベルト、ベルチング、コーミングレザー及びインターギルレザー その他のもの	一六％ 一〇％	B B	8 8
四二〇五・〇〇	その他の革製品及びコンポジションレザー製品	三・三％	B	8
四二・〇六	腸、ゴールドビーターズスキン、ぼうこう又は臍 <small>けん</small> の製品	三・三％	B	8
第四三類	毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品			
四三・〇一	原毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するものを含むものとし、第四一・〇一項から第四一・〇三項までの原皮を除く。）			
四三〇一・一〇	ミンクのもの（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）		X	
四三〇一・三〇	子羊のもの（アストラカン羊、ブロードテール羊、カラクル羊、ペルシャ羊その他これらに類する羊、インド羊、中国羊、モンゴル羊又はチベット羊の子羊で全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）		A	
四三〇一・六〇	きつねのもの（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）		A	
四三〇一・七〇	あざらしのもの（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）		A	
		25		
		27		
		25		
		25		

四三〇一・八〇	その他の毛皮（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）	A
四三〇一・九〇	頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するもの	A
四三・〇二	なめし又は仕上げた毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片を含み、組み合わせないもの及び他の材料を加えることなく組み合わせたものに限るものとし、第四三・〇三項のものを除く。）	A
四三・〇三	衣類、衣類附属品その他の毛皮製品	X
四三〇四・〇〇	人造毛皮及びその製品	A
第四四類	木材及びその製品並びに木炭	A
四四・〇一	のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）、薪材並びにチップ状又は小片状の木材	A
四四〇二・〇〇	木炭（植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）	A
四四・〇三	木材（粗のものに限るものとし、皮又は辺材をはいであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。）	A
四四・〇四	たが材、割ったポール、木製のくい（端をとがらせたものに限るものとし、縦にひいたものを除く。）、木製の棒（つえ、傘の柄、工具の柄その他これらに類する物品の製造	A

四四〇五・〇〇	木毛及び木粉	
四四・〇六	木製の鉄道用又は軌道用のまくら木	A
四四・〇七	木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが六ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）	A A A
四四〇七・一〇	針葉樹のもの	
四四〇七・二四	熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの	A
四四〇七・二五	バイロラ、マホガニー（スウイエテニア属のもの）、インブイア及びバルサ ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ及びメランチバカウ	A
四四〇七・二六	かんながけし又はやすりがけしたもの その他のもの ホワイトラワン、ホワイトメランチ、ホワイトセラヤ、イエローメランチ及びアラ ン	X A
四四〇七・二九	かんながけし又はやすりがけしたもの その他のもの ふたばがき科のもの	A

四四〇七・九一	その他のもの	A	X
四四〇七・九二	その他のもの その他のもの オーク（コナラ属のもの）のもの ビーチ（ブナ属のもの）のもの	A	A
四四〇七・九九	その他のもの ふたばがき科のもの かんながけし又はやすりがけしたもの その他のもの	A	A
四四・〇八	化粧ばり用单板（積層木材を平削りすることにより得られるものを含む。）、合板用单板、これらに類する積層木材用单板及びその他の縦にひき、平削りし又は丸はぎした木材（厚さが六ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし、はぎ合わせをし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）	A	X
四四〇八・一〇	針葉樹のもの インセンスシダーのもの（長さが二〇センチメートル以下で、幅が八センチメートル以下のものに限る。） その他のもの 積層木材を平削りすることにより得られるもの その他のもの	A	
三・六%	A B 4	A	

四四〇八・三一	熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ及びメランチバカウ 積層木材を平削りすることにより得られるもの その他のもの	三・六%	A B 4
四四〇八・三九	その他のもの ジェルトンのも（長さが二〇センチメートル以下で、幅が八センチメートル以下のものに限る。） その他のもの 積層木材を平削りすることにより得られるもの その他のもの	三・六%	A B 4
四四〇八・九〇	その他のもの 積層木材を平削りすることにより得られるもの その他のもの	三・六%	A B 4
四四・〇九	さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。） 針葉樹のもの 針葉樹以外のもの		
四四〇九・一〇	針葉樹のもの		A
四四〇九・二〇	針葉樹以外のもの		A
	引抜材（竹製のものに限る。）	四・五%	B 6

四四・一〇	その他のもの	A
パーティクルボードその他これに類するボード（例えば、オリエントドストランドボード及びウエファード）（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない。）	オリエントドストランドボード及びウエファード（木材のものに限る。）	三・六%
	加工していないもの又はやすりがけを超える加工をしてないもの	三・六%
板状のもの	板状のもの	C
その他のもの	その他のもの	三・〇%
その他のもの	その他のもの	三・六%
その他のもの	その他のもの	三・〇%
その他のもの（木材のものに限る。）	その他のもの（木材のものに限る。）	三・六%
加工していないもの又はやすりがけを超える加工をしてないもの	加工していないもの又はやすりがけを超える加工をしてないもの	三・六%
板状のもの	板状のもの	C
その他のもの	その他のもの	三・〇%
メラミンを染み込ませた紙で表面を被覆したもの	メラミンを染み込ませた紙で表面を被覆したもの	三・六%
板状のもの	板状のもの	C
その他のもの	その他のもの	三・〇%
プラスチック製の装飾積層板で表面を被覆したもの	プラスチック製の装飾積層板で表面を被覆したもの	三・六%
板状のもの	板状のもの	C

四四一〇・三九	その他のもの	三・〇%	C
	その他のもの		
	板状のもの	三・六%	B 4
	その他のもの	三・〇%	B 4
四四一〇・九〇	その他のもの		
	板状のもの	四・七%	B 6
	その他のもの	三・九%	B 4
四四・一一	繊維板（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機物質により結合してあるかないかを問わない。）	一・五%	B 4
四四・一二	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材		
	合板（木材の単板のみから成るもので各単板の厚さが六ミリメートル以下のものに限る。）		
四四一二・一三	少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの		X
四四一二・一四	その他のもの（少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限る。）		X
四四一二・一九	その他のもの		X
	その他のもの（少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限る。）		
四四一二・二二	少なくとも一の単板が熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの		
	集成材		
	その他のもの	三・六%	B 4
四四一二・二三	その他のもの（少なくとも一層がパーティクルボードのものに限る。）		

<p>第四六類 四六・〇一</p>	<p>第四五類</p>	<p>四四一九・〇〇 四四・二〇 四四二〇・一〇 四四二〇・九〇 四四・二一 四四二一・一〇 四四二一・九〇</p>
<p>わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物 さなだその他これに類する組物材料の物品（ストリップ状にしてあるかないかを問わない。）並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料の物品を平行につないだ物品及び組物材料又はさなだその他これに類する組物材料の物品を織った物品（シート</p>	<p>コルク及びその製品</p>	<p>けら板を含む。） 木製の食卓用品及び台所用品 寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製の小像その他の装飾品並びに第九四類に属しない木製の家具 木製の小像その他の装飾品 その他のもの 寄せ木し又は象眼した木材 その他のもの その他の木製品 衣類用ハンガー その他のもの 竹製のくし その他のもの</p>
	<p>A</p>	<p>六% A B 6</p>
		<p>六% A B 6</p>

第四八類	第四七類	<p>四六〇一・二〇</p> <p>四六〇一・九九</p> <p>四六〇二</p> <p>四六〇二・一〇</p> <p>四六〇二・九〇</p>
紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品	木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙	<p>状のものに限るものとし、敷物、すだれ、その他の最終製品であるかないかを問わな い。)</p> <p>敷物及びすだれ（植物性材料製のものに限る。）</p> <p>いぐさ製又は七島製のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>植物性材料製のもの</p> <p>いぐさ製又は七島製のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>扇子及びうちわ並びにこれらの部分品、瓶用のわらづと並びに畳床</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>かご細工物、枝条細工物その他の製品（組物材料から直接造形したもの及び第四六・〇 一項の物品から製造したものに限る。）及びへちま製品</p> <p>植物性材料製のもの</p>
		<p>四・七%</p> <p>六%</p> <p>六%</p>
A	A	<p>A B 5</p> <p>A</p> <p>A A B 5</p> <p>A B 5</p>

<p>第四九類</p>	<p>印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案</p>		<p>A</p>
<p>第五〇類 五〇〇一・〇〇 五〇〇二・〇〇〇</p>	<p>絹及び絹織物 繭（繰糸に適するものに限る。） 生糸（よつてないものに限る。） 野蚕のもの その他のもの</p>	<p>X A</p>	<p>X A</p>
<p>第五〇・〇三 五〇〇四・〇〇 五〇〇五・〇〇〇</p>	<p>絹のくず（繰糸に適しない繭、糸くず及び反毛した繊維を含む。） 絹糸（絹紡糸、絹紡糸及び小売用にしたものを除く。） 絹紡糸及び絹紡糸（小売用にしたものを除く。）</p>	<p>A A</p>	<p>A A</p>
<p>第五一類 五〇〇六・〇〇 五〇〇七</p>	<p>羊毛、織獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物 絹糸、絹紡糸及び絹紡糸（小売用にしたものに限る。）並びに天然てぐす絹織物</p>	<p>A</p>	<p>A</p>
<p>第五二類 五二〇一・〇〇 五二〇二</p>	<p>綿及び綿織物 実綿及び繰綿（カードし又はコムしたものを除く。） 綿のくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）</p>	<p>A A</p>	<p>A A</p>

五二〇三・〇〇	綿（カードし又はコームしたものに限る。）		A
五二・〇四	綿製の縫糸（小売用にしたものではないかを問わない。）		A
五二・〇五	綿糸（綿の重量が全重量の八五％以上のものに限り、縫糸及び小売用にしたものを除く。）		
五二〇五・一一	<p>単糸（コームした繊維製のものを除く。）</p> <p>七二四・二九デシテックス以上のもの（メートル式番手一四以下のもの）</p> <p>合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>一・九％（その率が一キログラムにつき</p> <p>一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）</p>	B
五二〇五・一二	<p>二二三・五六デシテックス以上七二四・二九デシテックス未満のもの（メートル式番手一四を超え四三以下のもの）</p> <p>合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの</p> <p>その他のもの</p>		A
		一・九％（そ	B

五二〇五・一三	一九二・三一デシテックス以上二三二・五六デシテックス未満のもの（メートル式番手四三を超え五二以下のもの）	の率が一キログラムにつき 一三円の従量 税率より低い ときは、当該 従量税率）
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの	A
	その他のもの	
	綿のみから成るもの 漂白してないもの（マーセライズしたものを除く。）	B 5
その他のもの		の率が一キログラムにつき 一七円の従量 税率より低い ときは、当該 従量税率） 一・九%（そ B 5

五二〇五・一四

他の繊維を混ぜたもの

一二五デシテックス以上一九二・三二デシテックス未満のもの（メートル式番手五二を超え八〇以下のもの）

合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの
その他のもの

綿のみから成るもの
漂白してないもの（マーセライズしたものを除く。）

の率が一キロ グラムにつき 一三円の従量 税率より低い ときは、当該 従量税率）	一・九%（そ の率が一キロ グラムにつき 一三円の従量 税率より低い ときは、当該 従量税率）	二・三%（そ
B 5	B 5	A B 5

その他のもの

他の繊維を混ぜたもの

の率が一キロ グラムにつき 一七円の従量 税率より低い ときは、当該 従量税率)	一・九% (そ の率が一キロ グラムにつき 一三円の従量 税率より低い ときは、当該 従量税率)
B 5	B 5

一二五デシテックス未満のもの（メートル式番手八〇を超えるもの）

合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの

その他のもの

綿のみから成るもの

漂白してないもの（マーセライズしたものを除く。）

その他のもの

他の繊維を混ぜたもの

A	B 5	二・三%（その率が一キログラムにつき 一七円の従量税率より低いときは、当該従量税率） 一・九%（その率が一キログラムにつき 一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率） 一・九%（そ
---	--------	--

五二〇五・二二	<p>単糸（コームした繊維製のものに限る。）</p> <p>七二四・二九デシテックス以上のもの（メートル式番手一四以下のもの）</p> <p>合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>の率が一キロ グラムにつき 一三円の従量 税率より低い ときは、当該 従量税率）</p>
五二〇五・二二	<p>二三二・五六デシテックス以上七二四・二九デシテックス未満のもの（メートル式番手一四を超え四三以下のもの）</p> <p>合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全</p>	<p>一・九%（そ の率が一キロ グラムにつき 一三円の従量 税率より低い ときは、当該 従量税率）</p>
	A B 5	

五二〇五・二三

重量の一〇%を超えるもの
その他のもの

一九二・三ーデシテックス以上二三二・五六デシテックス未満のもの（メートル式
番手四三を超え五二以下のもの）

合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全
重量の一〇%を超えるもの

その他のもの

綿のみから成るもの

漂白してないもの（マーセライズしたものを除く。）

一・九%（そ の率が一キロ グラムにつき 一三円の従量 税率より低い ときは、当該 従量税率）	A
二・三%（そ の率が一キロ グラムにつき 一七円の従量 税率より低い ときは、当該	B 5

その他のもの	他の繊維を混ぜたもの	従量税率) 一・九% (その率が一キログラムにつき 一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率) 一・九% (その率が一キログラムにつき 一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	B5
五二〇五・二四 一二五デシテックス以上一九二・三ーデシテックス未満のもの (メートル式番手五二を超え八〇以下のもの) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの その他のもの		従量税率) 一・九% (その率が一キログラムにつき 一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	A

綿のみから成るもの
漂白してないもの（マーセライズしたものを除く。）

その他のもの

他の繊維を混ぜたもの

二・三%（その率が一キログラムにつき一七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	二・三%（その率が一キログラムにつき一七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
B5	B5

五二〇五・二六

一〇六・三八デシテックス以上一二五デシテックス未満のもの（メートル式番手八〇を超え九四以下のもの）

合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの

その他のもの

綿のみから成るもの

漂白してないもの（マーセライズしたものを除く。）

その他のもの

ときは、当該 従量税率)	二・三%（そ の率が一キロ グラムにつき 一七円の従量 税率より低い ときは、当該 従量税率）	一・九%（そ の率が一キロ グラムにつき 一三円の従量 税率より低い
A	B5	B5

五二〇五・二七

他の繊維を混ぜたもの

八三・三三デシテックス以上一〇六・三八デシテックス未満のもの（メートル式番手九四を超え一二〇以下のもの）

合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの

その他のもの

綿のみから成るもの

漂白してないもの（マーセライズしたものを除く。）

ときは、当該 従量税率）	一・九%（そ の率が一キロ グラムにつき 一三円の従量 税率より低い ときは、当該 従量税率）	A	二・三%（そ の率が一キロ グラムにつき 一七円の従量 税率より低い
B 5			B 5

<p>五二〇五・二八</p>	<p>八三・三三デシテックス未満のもの（メートル式番手一二〇を超えるもの） 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの その他のもの</p>	<p>ときは、当該従量税率） 一・九%（その率が一キログラムにつき 一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率） 一・九%（その率が一キログラムにつき 一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率） B5 A</p>
<p>他の繊維を混ぜたもの</p>	<p>その他のもの</p>	<p>ときは、当該従量税率） 一・九%（その率が一キログラムにつき 一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率） B5</p>

綿のみから成るもの
漂白してないもの（マーセライズしたものを除く。）

その他のもの

他の繊維を混ぜたもの

二・三%（その率が一キログラムにつき一七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	二・三%（その率が一キログラムにつき一三円の従量税率より低い
B 5	B 5

五二〇五・三一	<p>マルチプルヤーン及びケーブルヤーン（コームした繊維製のものを除く。） 構成する単糸が七一四・二九デシテックス以上のもの（構成する単糸がメートル式番手一四以下のもの） 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの その他のもの</p>	<p>ときは、当該 従量税率）</p>	A
五二〇五・三二	<p>構成する単糸が二三二・五六デシテックス以上七一四・二九デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手一四を超え四三以下のもの） 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの その他のもの</p>	<p>一・九%（その率が一キログラムにつき一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）</p>	B 5

五二〇五・三三

構成する単糸が一九二・三二デシテックス以上二二二・五六デシテックス未満のもの
(構成する単糸がメートル式番手四三を超え五二以下のもの)

合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの

その他のもの

綿のみから成るもの

他の繊維を混ぜたもの

グラムにつき 一三円の従量 税率より低い ときは、当該 従量税率)	グラムにつき 二・三% (そ の率が一キロ グラムにつき 一七円の従量 税率より低い ときは、当該 従量税率)	グラムにつき 一・九% (そ の率が一キロ グラムにつき
A	B 5	B 5

五二〇五・三四

構成する単糸が一二五デシテックス以上一九二・三ーデシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手五二を超え八〇以下のもの）

合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの

その他のもの

綿のみから成るもの

他の繊維を混ぜたもの

一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	一三円の従量
二・三% (その率が一キログラムにつき	二・三% (その
一七円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	一七円の従量
一・九% (その率が一キログラムにつき	一・九% (その
一三円の従量	一三円の従量
B 5	B 5
A	

五二〇五・三五

構成する単糸が一二五デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手八〇を超えるもの）

合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの

その他のもの

綿のみから成るもの

他の繊維を混ぜたもの

税率より低いときは、当該従量税率)	税率より低い
二・三% (その率が一キログラムにつき	一七円の従量税率より低いときは、当該従量税率)
一・九% (その率が一キログラムにつき	一三円の従量税率より低い
B 5	B 5
	A

五二〇五・四一	<p>マルチプルヤーン及びケーブルヤーン（コームした繊維製のものに限る。） 構成する単糸が七一四・二九デシテックス以上のもの（構成する単糸がメートル式番手一四以下のもの） 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの その他のもの</p>	<p>ときは、当該 従量税率）</p>	A
五二〇五・四二	<p>構成する単糸が二三二・五六デシテックス以上七一四・二九デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手一四を超え四三以下のもの） 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの その他のもの</p>	<p>一・九%（その率が一キログラムにつき一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）</p>	B 5

五二〇五・四三

構成する単糸が一九二・三二デシテックス以上二二二・五六デシテックス未満のもの
(構成する単糸がメートル式番手四三を超え五二以下のもの)

合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの

その他のもの

綿のみから成るもの

他の繊維を混ぜたもの

グラムにつき 一三円の従量 税率より低い ときは、当該 従量税率)	グラムにつき 二・三% (そ の率が一キロ グラムにつき 一七円の従量 税率より低い ときは、当該 従量税率)	グラムにつき 一・九% (そ の率が一キロ グラムにつき
A	B 5	B 5

五二〇五・四四

構成する単糸が一二五デシテックス以上一九二・三デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手五二を超え八〇以下のもの）

合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの

その他のもの

綿のみから成るもの

他の繊維を混ぜたもの

一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	一三円の従量
二・三%（その率が一キログラムにつき	二・三%（その率が一キログラムにつき
一七円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	一七円の従量
一・九%（その率が一キログラムにつき	一・九%（その率が一キログラムにつき
一三円の従量	一三円の従量
B 5	B 5
A	

五二〇五・四六

構成する単糸が一〇六・三八デシテックス以上一二五デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手八〇を超え九四以下のもの）

合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全

重量の一〇%を超えるもの

その他のもの

綿のみから成るもの

他の繊維を混ぜたもの

税率より低いときは、当該従量税率)	税率より低い
二・三% (その率が一キログラムにつき	一七円の従量税率より低いときは、当該従量税率)
一・九% (その率が一キログラムにつき	一三円の従量税率より低い
B 5	B 5
A	

五二〇五・四七

構成する単糸が八三・三三デシテックス以上一〇六・三八デシテックス未満のもの
(構成する単糸がメートル式番手九四を超え一二〇以下のもの)

合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの

その他のもの

綿のみから成るもの

他の繊維を混ぜたもの

ときは、当該 従量税率)	A
二・三% (そ の率が一キロ グラムにつき 一七円の従量 税率より低い ときは、当該 従量税率)	B 5
一・九% (そ の率が一キロ グラムにつき 一三円の従量 税率より低い ときは、当該 従量税率)	B 5

五二〇五・四八

構成する単糸が八三・三三デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手一二〇を超えるもの）

合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの

その他のもの

綿のみから成るもの

他の繊維を混ぜたもの

従量税率)	
二・三% (その率が一キログラムにつき一七円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	A
一・九% (その率が一キログラムにつき一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	B5

五二・〇六	綿糸（綿の重量が全重量の八五%未満のものに限るものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）	単糸（コームした繊維製のものを除く。）	五二〇六・一一	七二四・二九デシテックス以上のもの（メートル式番手一四以下のもの） 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの その他のもの	その他のもの	一・九%（その率が一キログラムにつき	B 5
五二〇六・一一	一三三二・五六デシテックス以上七二四・二九デシテックス未満のもの（メートル式番手一四を超え四三以下のもの） 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの その他のもの	その他のもの	その他のもの	従量税率） ときは、当該 税率より低い 一三円の従量 税率より低い ときは、当該 従量税率）	一・九%（その率が一キログラムにつき	A	

五二〇六・一三	<p>一九二・三ーデシテックス以上二三二・五六デシテックス未満のもの（メートル式番手四三を超え五二以下のもの）</p> <p>合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）</p>	A B 5
五二〇六・一四	<p>一二五デシテックス以上一九二・三ーデシテックス未満のもの（メートル式番手五二を超え八〇以下のもの）</p> <p>合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>一・九%（その率が一キログラムにつき一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）</p>	A B 5

五二〇六・二一	<p>単糸（コムした繊維製のものに限る。）</p> <p>七二四・二九デシテックス以上のもの（メートル式番手一四以下のもの）</p> <p>合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの</p>	A
五二〇六・一五	<p>一二五デシテックス未満のもの（メートル式番手八〇を超えるもの）</p> <p>合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>の率が一キログラムにつき一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）</p> <p>一・九%（その率が一キログラムにつき一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）</p> <p>A B 5</p>

<p>五二〇六・二二三</p>	<p>その他のもの</p> <p>一九二・三一デシテックス以上二三三二・五六デシテックス未満のもの（メートル式番手四三を超え五二以下のもの）</p>	<p>一・九%（その率が一キログラムにつき一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）</p> <p>B 5</p>
<p>五二〇六・二二三</p>	<p>二二三二・五六デシテックス以上七一四・二九デシテックス未満のもの（メートル式番手一四を超え四三以下のもの）</p> <p>合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>一・九%（その率が一キログラムにつき一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）</p> <p>A B 5</p>

五二〇六・二四

合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの
その他のもの

一二五デシテックス以上一九二・三デシテックス未満のもの（メートル式番手五二を超え八〇以下のもの）

合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの
その他のもの

一・九%（その率が一キログラムにつき 一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	A
一・九%（その率が一キログラムにつき 一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B 5

五二〇六・二五

一二五デシテックス未満のもの（メートル式番手八〇を超えるもの）

合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの

その他のもの

一・九%（その率が一キログラムにつき
A B 5

五二〇六・三一

マルチプルヤーン及びケーブルヤーン（コームした繊維製のものを除く。）

構成する単糸が七一四・二九デシテックス以上のもの（構成する単糸がメートル式番手一四以下のもの）

合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの

その他のもの

一・九%（その率が一キログラムにつき
A B 5
税率より低い

五二〇六・三二	<p>構成する単糸が二三二・五六デシテックス以上七一四・二九デシテックス未満のもの (構成する単糸がメートル式番手一四を超え四三以下のもの) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの その他のもの</p>	<p>ときは、当該 従量税率)</p>	A B5
五二〇六・三三	<p>構成する単糸が一九二・三二デシテックス以上二三二・五六デシテックス未満のもの (構成する単糸がメートル式番手四三を超え五二以下のもの) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの その他のもの</p>	<p>従量税率) ときは、当該 税率より低い 一三円の従量 グラムにつき の率が一キロ グラムにつき</p>	A B5

五二〇六・三四	<p>構成する単糸が一二五デシテックス以上一九二・三ーデシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手五二を超え八〇以下のもの）</p> <p>合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）</p>	A B 5
五二〇六・三五	<p>構成する単糸が一二五デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手八〇を超えるもの）</p> <p>合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>一・九%（その率が一キログラムにつき一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）</p>	A B 5

五二〇六・四一	<p>マルチプルヤーン及びケーブルヤーン（コームした繊維製のものに限る。） 構成する単糸が七一四・二九デシテックス以上のもの（構成する単糸がメートル式番手一四以下のもの）</p> <p>合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>の率が一キロ グラムにつき 一三円の従量 税率より低い ときは、当該 従量税率）</p>
五二〇六・四二	<p>構成する単糸が二三二・五六デシテックス以上七一四・二九デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手一四を超え四三以下のもの）</p>	<p>一・九%（そ の率が一キロ グラムにつき 一三円の従量 税率より低い ときは、当該 従量税率）</p>
	A B 5	

五二〇六・四三

合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの
その他のもの

構成する単糸が一九二・三二デシテックス以上二二三二・五六デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手四三を超え五二以下のもの）

合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの
その他のもの

一・九%（その率が一キログラムにつき 一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	A
一・九%（その率が一キログラムにつき 一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B 5

五二〇六・四四

構成する単糸が一二五デシテックス以上一九二・三デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手五二を超え八〇以下のもの）

合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの

その他のもの

一・九%（その

率が一キロ

グラムにつき

一三円の従量

税率より低い

ときは、当該

従量税率）

B A
5

五二〇六・四五

構成する単糸が一二五デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手八〇を超えるもの）

合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの

その他のもの

一・九%（そ

の率が一キロ

グラムにつき

一三円の従量

税率より低い

B A
5

五二・〇七	綿糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。）	ときは、当該	A
五二〇七・一〇	綿の重量が全重量の八五%以上のもの 一個の重量が一二五グラム以下のもの その他のもの	従量税率）	A
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの その他のもの	一・九%（その率が一キログラムにつき	B 5
五二〇七・九〇	その他のもの 一個の重量が一二五グラム以下のもの その他のもの	一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	A
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの		A

その他のもの	五二・〇八	綿織物（綿の重量が全重量の八五%以上で、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のものに限る。）	一・九%（その率が一キログラムにつき一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B5
<p>漂白してないもの</p> <p>平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラム以下のもの</p> <p>合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの</p> <p>その他のもの</p> <p>ポプリン</p>	五二〇八・一一		五・六% C	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併

<p>五二〇八・一二</p>	<p>平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラムを超えるもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの その他のもの ポプリン</p>	<p>用 の 税 率 よ り 低 い と き は、 当 該 従 価 従 量 併 用 の 税 率 ） 三・七%（そ の 率 が 二・九 % 及 び 一 平 方 メ ー ト ル に つ き 一 円 一 銭 の 従 価 従 量 併 用 の 税 率 よ り 低 い と き は、 当 該 従 価 従 量 併 用 の 税 率 ） 五・六% 五・六%（そ の 率 が 四・四 C C C</p>
----------------	---	---

五二〇八・一三

その他のもの

三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの
合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全

%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
三・七%（その率が二・九%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）

C

五二〇八・一九

重量の一〇%を超えるもの
その他のもの

その他の織物

合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの
その他のもの

五・六%	三・七% (その率が二・九%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率)
C	C
五・六%	三・七% (その率が二・九%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率)
C	C

五二〇八・二二

漂白したもの

平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラム以下のもの

合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全

重量の一〇%を超えるもの

その他のもの

ポプリン

その他のもの

の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率)

五・六%

C

五・六% (その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率)

C

五二〇八・二二二

平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラムを超えるもの

合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全

重量の一〇%を超えるもの

その他のもの

ポプリン

の率が二・九 %及び一平方 メートルにつ き一円一銭の 従価従量併用 の税率より低 いときは、当 該従価従量併 用の税率)	五・六%	五・六% (そ の率が四・四 %及び一平方 メートルにつ き一円五二銭 の従価従量併 用の税率より
	C	C

五二〇八・二三

その他のもの

三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの

合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの
その他のもの

低いときは、 当該従価従量 併用の税率）	三・七%（そ の率が二・九 %及び一平方 メートルにつ き一円一銭の 従価従量併用 の税率より低 いときは、当 該従価従量併 用の税率）	五・六% 三・七%（そ の率が二・九 %及び一平方 メートルにつ	C C C
----------------------------	---	--	-------------

五二〇八・二九

その他の織物

合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全

重量の一〇%を超えるもの

その他のもの

浸染したもの

き一円一銭の
従価従量併用
の税率より低
いときは、当
該従価従量併
用の税率)

五・六%

三・七% (そ

の率が二・九

%及び一平方

メートルにつ

き一円一銭の

従価従量併用

の税率より低

いときは、当

該従価従量併

用の税率)

C C

平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラム以下のもの

合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの

その他のもの

先染めしたもの

その他のもの

ポプリン

五・六%	三・七%	三・七%	五・六%
（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭	（その率が二・九%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	（その率が二・九%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭
C	C	C	C

五二〇八・三二

その他のもの

平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラムを超えるもの

合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全

重量の一〇%を超えるもの

その他のもの

先染めしたもの

の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率)	三・七% (その率が二・九%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率)	三・七% (その率が二・九%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率)	三・七% (その率が二・九%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率)
	C	C	C

その他のもの
ポプリン

の率が二・九 %及び一平方 メートルにつ き一円一銭の 従価従量併用 の税率より低 いときは、当 該従価従量併 用の税率)	五・六% (そ の率が四・四 %及び一平方 メートルにつ き一円五二銭 の従価従量併 用の税率より 低いときは、 当該従価従量 併用の税率)
---	---

C

五二〇八・三三

その他のもの

三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの

合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの
その他のもの

三・七%（その率が二・九%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	C
五・六%	C
三・七%（その率が二・九%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	C

五二〇八・三九	その他の織物	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの	その他のもの	いときは、当該従価従量併用の税率)	C
五二〇八・四一	異なる色の糸から成るもの	平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラム以下のもの	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの	該従価従量併用の税率)	C

その他のもの

ギンガム及びポプリン

その他のもの

五・六% (その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率)	三・七% (その率が二・九%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率)
C	C

五二〇八・四二

平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラムを超えるもの

合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの

その他のもの

ギンガム及びポプリン

その他のもの

	用の税率)
五・六% (その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率)	C
三・七% (その率が二・九%及び一平方メートルにつき一円一銭の	C

五二〇八・四九	<p>その他の織物</p> <p>合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全</p>	<p>従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率)</p>
五二〇八・四三	<p>三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの</p> <p>合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率)</p> <p>五・六%</p> <p>三・七%（その率が二・九%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率)</p>
		C C

<p>重量の一〇%を超えるもの その他のもの</p>	<p>なせんしたもの</p>	<p>五二〇八・五二</p> <p>平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラム以下のもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの ろうけつ染めのもの（手工業によりろうけつ染めしたものであることが、原産国の政府又は政府代行機関により証明されているものに限る。以下この類において同じ。） その他のもの その他のもの</p>	<p>五・六% 三・七%（その率が二・九%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）</p>	<p>五・六%</p>	<p>C C</p>
		<p>C A</p>			

ろうけつ染めのもの
その他のもの
ポプリン

その他のもの

五・六% (その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率)	三・七% (その率が二・九%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当	A
C	C	

五二〇八・五二

平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラムを超えるもの

合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの

ろうけつ染めのもの

その他のもの

その他のもの

ろうけつ染めのもの

その他のもの

ポプリン

該従価従量併用の税率)

五・六%

五・六% (その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率)

C

A

C

A

五二〇八・五三

その他のもの

三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの

合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの

ろうけつ染めのもの

その他のもの

その他のもの

ろうけつ染めのもの

その他のもの

三・七%（その率が二・九%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）

五・六%

三・七%（その率が二・九%及び一平方

C

A

C

A

C

五二〇八・五九

その他の織物

合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの

ろうけつ染めのもの

その他のもの

その他のもの

ろうけつ染めのもの

その他のもの

メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率)

五・六%

三・七% (その率が二・九%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用

C A

C A

五二・〇九	綿織物（綿の重量が全重量の八五%以上で、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるものに限る。）	の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二〇九・一一	漂白していないもの 平織りのもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの その他のもの	五・六% 三・七%（その率が二・九%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
		C C

五二〇九・一二	<p>三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの その他のもの</p>	<p>五・六% 三・七%（その率が二・九%及び一平方メートルにつき</p>	C C
五二〇九・一九	<p>その他の織物 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの その他のもの</p>	<p>該従価従量併用の税率） 五・六% 三・七%（その率が二・九%及び一平方メートルにつき</p>	C C

五二〇九・二二

漂白したもの

平織りのもの

合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの
その他のもの

き一円一銭の
従価従量併用
の税率より低
いときは、当
該従価従量併
用の税率)

五・六%
三・七% (そ
の率が二・九
%及び一平方
メートルにつ
き一円一銭の
従価従量併用
の税率より低
いときは、当
該従価従量併
用の税率)

C C

五二〇九・二二	<p>三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの その他のもの</p>	<p>五・六% 三・七%（その率が二・九%及び一平方メートルにつき</p>	C C	
五二〇九・二九	<p>その他の織物 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの その他のもの</p>	<p>該従価従量併用の税率） 従価従量併用の税率より低いときは、当 該従価従量併用の税率）</p>	<p>五・六% 三・七%（その率が二・九%及び一平方メートルにつ</p>	C C

五二〇九・三一

浸染したもの

平織りのもの

合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの
その他のもの

き一円一銭の
従価従量併用
の税率より低
いときは、当
該従価従量併
用の税率)

五・六%
三・七% (そ
の率が二・九
%及び一平方
メートルにつ
き一円一銭の
従価従量併用
の税率より低
いときは、当
該従価従量併
用の税率)

C C

五二〇九・三二	<p>三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの その他のもの</p>	<p>五・六% 三・七%（その率が二・九%及び一平方メートルにつき</p>	C C	
五二〇九・三九	<p>その他の織物 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの その他のもの</p>	<p>該従価従量併用の税率） 従価従量併用の税率より低いときは、当</p>	<p>五・六% 三・七%（その率が二・九%及び一平方メートルにつき</p>	C C

五二〇九・四一

異なる色の糸から成るもの

平織りのもの

合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全

重量の一〇%を超えるもの

その他のもの

き一円一銭の
従価従量併用
の税率より低
いときは、当
該従価従量併
用の税率)

五・六%
三・七% (そ
の率が二・九
%及び一平方
メートルにつ
き一円一銭の
従価従量併用
の税率より低
いときは、当
該従価従量併
用の税率)

C C

五二〇九・四二	デニム	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの その他のもの	五・六% 三・七% (その率が二・九%及び一平方メートルにつき	C C
五二〇九・四三	その他の三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）の織物	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの その他のもの	五・六% 三・七% (その率が二・九%及び一平方メートルにつき	C C
			該従価従量併用の税率)	

五二〇九・四九

その他の織物

合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全

重量の一〇%を超えるもの

その他のもの

なせんしたもの

き一円一銭の
従価従量併用
の税率より低
いときは、当
該従価従量併
用の税率)

五・六%
三・七% (そ
の率が二・九
%及び一平方
メートルにつ
き一円一銭の
従価従量併用
の税率より低
いときは、当
該従価従量併
用の税率)

C C

五二〇九・五一	平織りのもの	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全	重量の一〇%を超えるもの	ろうけつ染めのもの	その他のもの	その他のもの	ろうけつ染めのもの	その他のもの	三・七% (その率が二・九%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率)	C	A
五二〇九・五二	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全	重量の一〇%を超えるもの								

	<p>五二〇九・五九</p> <p>その他の織物</p> <p>合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの</p> <p>ろうけつ染めのもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>三・七% (その率が二・九%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率)</p> <p>五・六%</p> <p>C A C A C A</p>
--	--	--

<p>ろうけつ染めのもの その他のもの</p>	<p>五二・一〇</p>	<p>綿織物（綿の重量が全重量の八五%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のものうち、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のものに限る。）</p>	<p>三・七%（その率が二・九%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）</p>	<p>C A</p>
<p>平織りのもの 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）</p>	<p>五二一〇・一一</p>	<p>漂白していないもの</p>	<p>七・四% C</p>	<p>五・六% C</p>

五二一〇・一二

その他のもの

三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの

経緯系のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの

合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯系のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）
その他のもの

三・七%（その率が二・九%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	C
七・四%	C
五・六%	C
三・七%（その率が二・九%及び一平方メートルにつき	C

その他の織物

経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの

合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）

その他のもの

き一円一銭の 従価従量併用 の税率より低 いときは、当 該従価従量併 用の税率)	七・四%	C
五・六%	C	
三・七%（そ の率が二・九 %及び一平方 メートルにつ き一円一銭の 従価従量併用 の税率より低 いときは、当	C	

五二一〇・二二	<p>漂白したもの 平織りのもの</p> <p>経緯系のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの</p> <p>合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯系のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）</p> <p>その他のもの</p>	該従価従量併用の税率）	七・四% C
五二一〇・二二	<p>三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの</p>	該従価従量併用の税率）	三・七%（その率が二・九%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）

<p>経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの の 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。） その他のもの</p>	<p>七・四% C</p>
<p>その他の織物 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの の 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成</p>	<p>三・七%（その率が二・九%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率） 七・四% C</p>

五二一〇・三二

繊維又はアセテート繊維のものを除く。
その他のもの

浸染したもの

平織りのもの

経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの

合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）
その他のもの

五・六% C	三・七%（その率が二・九%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	七・四% C	五・六% C	三・七%（その率が二・九%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	三・七%（その率が二・九%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
-----------	---	-----------	-----------	---	---

三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの
 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のも
 の
 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全
 重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成
 繊維又はアセテート繊維のものを除く。）
 その他のもの

該従価従量併 用の税率）	七・四%	C
従価従量併用 の税率より低 いときは、当 該従価従量併 用の税率）	五・六%	C
従価従量併用 の税率より低 いときは、当 該従価従量併 用の税率）	三・七%（そ の率が二・九 %及び一平方 メートルにつ き一円一銭の 従価従量併用	C

その他の織物

経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの

の
 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）
 その他のもの

の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率)	七・四%	C
の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率)	五・六%	C
の税率が二・九%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率)	三・七% (その率が二・九%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率)	C

五二一〇・四一	異なる色の糸から成るもの	平織りのもの	<p>経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの</p> <p>合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）</p> <p>その他のもの</p>	七・四%	C
五二一〇・四二	<p>三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの</p> <p>経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの</p>	<p>該従価従量併用の税率）</p> <p>いときは、当</p> <p>の税率より低</p> <p>従価従量併用</p> <p>き一円一銭の</p> <p>メートルにつ</p> <p>%及び一平方</p> <p>の率が二・九</p> <p>三・七%（そ</p> <p>五・六%</p>	C C	七・四%	C

合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）

五・六%
三・七%（その率が二・九%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
C C

その他の織物

経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの

七・四%
C

合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）

五・六%
三・七%（その）
C C

五二一〇・五一

なせんしたもの

平織りのもの

経緯系のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの

ろうけつ染めのもの

その他のもの

合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯系のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）

ろうけつ染めのもの

その他のもの

の率が二・九%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率)

七・四%

C A

五・六%

C A

<p>その他のもの ろうけつ染めのもの その他のもの</p>	<p>三・七%（その率が二・九%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）</p>	<p>C A</p>
<p>五二一〇・五二二 三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの の ろうけつ染めのもの その他のもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）</p>	<p>七・四%</p>	<p>C A</p>

ろうけつ染めのもの	その他のもの	その他のもの	ろうけつ染めのもの	その他のもの	五二一〇・五九
五・六%	五・六%	三・七% (その率が二・九%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率)	その他の織物	経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	
C A	C A	C A	ろうけつ染めのもの	その他のもの	
七・四%	C A		合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全		

五二・一一・一一	平織りのもの		
五二・一一	<p>綿織物（綿の重量が全重量の八五%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のものうち、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるものに限る。） 漂白してないもの</p>	<p>該従価従量併用の税率）</p>	
	<p>重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。） ろうけつ染めのもの その他のもの その他のもの ろうけつ染めのもの その他のもの</p>	<p>三・七%（その率が二・九%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）</p>	<p>C A C A</p>
	五・六%		C A

<p>経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの</p> <p>合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）</p> <p>その他のもの</p>	<p>七・四%</p> <p>五・六%</p> <p>三・七%（その率が二・九%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）</p> <p>C</p> <p>C</p>
<p>五二二一・一二二</p> <p>三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの</p> <p>経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの</p> <p>合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成</p>	<p>七・四%</p> <p>C</p>

五二二一・一九

繊維又はアセテート繊維のものを除く。
その他のもの

その他の織物

経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの
の
合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）
その他のもの

五・六% 三・七%（その率が二・九%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	五・六% 三・七%（その率が二・九%及び一平方	C	C
七・四%	五・六% 三・七%（その率が二・九%及び一平方	C	C

五二二・二二

漂白したもの

平織りのもの

経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの

合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）
その他のもの

メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）

七・四%

C

五・六%

C

三・七%（その率が二・九%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用

C

五二二一・二二二

三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの

経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの

合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）
その他のもの

の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）

七・四%

C

五・六%

C

三・七%（その率が二・九%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）

C

五二二一・二九	その他の織物	経緯系のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの の 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯系のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。） その他のもの	七・四%	C
五二二一・三一	浸染したもの 平織りのもの	経緯系のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの の	七・四%	C
		三・七%（その率が二・九%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率） 五・六% 三・七%（その率が二・九%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	C C	

五二二一・三二

合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）
その他のもの

五・六%
三・七%（その率が二・九%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
C C

三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの
の
経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの

七・四%
C

合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）
その他のもの

五・六%
三・七%（その率が二・九%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
C C

その他の織物

経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの

合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）
その他のもの

の率が二・九%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率)	七・四%	C
の率が二・九%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率)	五・六%	C
の率が二・九%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率)	三・七% (その率が二・九%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率)	C

異なる色の糸から成るもの

平織りのもの

経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの

合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）
その他のもの

従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率)	従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率)	七・四%	五・六%	三・七% (その率が二・九%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当
		C	C	C

五二二一・四二	<p>デニム</p> <p>経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のも の</p> <p>合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全 重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成 繊維又はアセテート繊維のものを除く。）</p> <p>その他のもの</p>	<p>該従価従量併 用の税率）</p> <p>七・四%</p> <p>C</p>
五二二一・四三	<p>その他の三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）の織物</p> <p>経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のも</p>	<p>該従価従量併 用の税率）</p> <p>三・七%（そ の率が二・九 %及び一平方 メートルにつ き一円一銭の 従価従量併用 の税率より低 いときは、当 該従価従量併 用の税率）</p> <p>C</p>

五二二一・四九

の
合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）
その他のもの

その他の織物
経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの
の
合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）

七・四%
C

五・六%
C

三・七%（その率が二・九%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）

七・四%
C

五・六%
C

その他のもの	五二二一・五二
なせんしたもの	
平織りのもの	
経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	
ろうけつ染めのもの	
その他のもの	
合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。） ろうけつ染めのもの	
三・七%（その率が二・九%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	
C	
七・四%	
A	
A	

その他のもの	五・六%	C
ろうけつ染めのもの	三・七% (その率が二・九%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率)	C
その他のもの	七・四%	A
<p>三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの</p> <p>経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの</p> <p>の</p> <p>ろうけつ染めのもの</p> <p>その他のもの</p> <p>合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成</p>	七・四%	C
五二二一・五二二		

<p>五二二・五九</p>	<p>織維又はアセテート織維のものを除く。 ろうけつ染めのもの その他のもの その他のもの ろうけつ染めのもの その他のもの</p> <p>その他の織物 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成織維又はアセテート織維のもの ろうけつ染めのもの その他のもの</p>	<p>三・七% (その率が二・九%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率)</p> <p>五・六%</p> <p>七・四%</p>	<p>C A C A C A</p>
---------------	--	---	--------------------

五二・二二・一一	重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のもの 漂白してないもの	該従価従量併用の税率)	
五二・二二	その他の綿織物		
その他のもの	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	三・七%（その率が二・九%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	C
ろうけつ染めのもの			A
その他のもの		五・六%	C
ろうけつ染めのもの			A

五二二二・一二

経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの
の
合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）
その他のもの

七・四%
C

五・六%
C

三・七%（その率が二・九%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）

七・四%
C

漂白したもの
の
経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの
の
合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成

五二二二・一三

繊維又はアセテート繊維のものを除く。
その他のもの

浸染したもの

経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの
の
合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）
その他のもの

五・六% 三・七%（その率が二・九%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	C
五・六% 三・七%（その率が二・九%及び一平方	C

五二二二・一四

異なる色の糸から成るもの

経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの

合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）
その他のもの

メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	七・四%	C
五・六%	C	
三・七%（その率が二・九%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低い		C

五二二二・一五

なせんしたもの

経緯系のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの

ろうけつ染めのもの

その他のもの

合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯系のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）

ろうけつ染めのもの

その他のもの

その他のもの

ろうけつ染めのもの

その他のもの

いときは、当該従価従量併用の税率）

七・四%

C A

五・六%

C A

三・七%（その率が二・九%及び一平方メートルにつき一円一銭の

C A

重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるもの

漂白していないもの

経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの

合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）
その他のもの

従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率)	
従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率)	七・四%
従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率)	五・六%
従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率)	三・七% (その率が二・九%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当
	C
	C
	C

五二二二・二二二	<p>漂白したもの</p> <p>経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの</p> <p>の</p> <p>合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）</p> <p>その他のもの</p>	<p>該従価従量併用の税率)</p> <p>七・四%</p>	C
五二二二・二二三	<p>浸染したもの</p> <p>経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの</p>	<p>該従価従量併用の税率)</p> <p>五・六%</p> <p>三・七% (その率が二・九%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率)</p>	C

五二二二・二四

の
合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）
その他のもの

異なる色の糸から成るもの

の
経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの
合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）

七・四%
C

五・六%
C

三・七%（その率が二・九%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）

七・四%
C

五・六%
C

五二二二・二五

その他のもの

なせんしたもの

経緯系のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの

ろうけつ染めのもの

その他のもの

合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯系のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）

ろうけつ染めのもの

その他のもの

三・七%（その率が二・九%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）

七・四%

C A

五・六%

C A

第五六類	第五五類	第五四類	第五三類	
ウオッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、網及びケーブル並びにこれ	人造繊維の短繊維及びその織物	人造繊維の長繊維及びその織物	その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物	その他のもの ろうけつ染めのもの その他のもの
				三・七%（その率が二・九%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
	A	A	A	C A

	らの製品		A
第五七類	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物		A
第五八類 五八・〇一 五八〇一・一〇	特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布 パイル織物及びシェニール織物（第五八・〇二項又は第五八・〇六項の織物類を除く。） 羊毛製又は織獣毛製のもの 綿製のもの		A
五八〇一・二一	よこパイル織物（パイルを切っていないものに限る。） プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した もの その他のもの		A
五八〇一・二二	経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。） その他のもの コールド天（パイルを切ったものに限る。） プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した	五・六% 三・七% 五・六% 三・七%	C C C C

五八〇一・二三	その他のよこパイル織物 その他のもの プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	四・五%	C A
五八〇一・二四	たてパイル織物（パイルを切っていないものに限る。） プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの その他のもの	四・五%	C A
五八〇一・二五	たてパイル織物（パイルを切ったものに限る。） プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの その他のもの	三・七%	C A
五八〇一・二六	シェニール織物 政令で定める難燃性を有するもの（幅が一四二センチメートル以上のものに限る。） その他のもの プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	三・七%	C A

	その他のもの	
	人造繊維製のもの	
五八〇一・三一	よこパイル織物（パイルを切っていないものに限る。）	A
五八〇一・三二	コール天（パイルを切ったものに限る。）	A
五八〇一・三三	その他のよこパイル織物	A
五八〇一・三四	たてパイル織物（パイルを切っていないものに限る。）	A
五八〇一・三五	たてパイル織物（パイルを切ったものに限る。）	A
五八〇一・三六	シェニール織物	A
五八〇一・九〇	その他の紡織用繊維製のもの	A
五八・〇二	テリータオル地その他のテリー織物（第五八・〇六項の細幅織物類を除く。）及びタフ	A
	テッド織物類（第五七・〇三項の物品を除く。）	A
五八・〇三	もじり織物（第五八・〇六項の細幅織物類を除く。）	A
五八・〇四	チュールその他の網地（織ったもの及びメリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）	A
	及びレース（レース地及びモチーフに限るものとし、第六〇・〇二項から第六〇・〇六	A
	項までの編物を除く。）	A
五八〇五・〇〇	ゴブラン織り、フランダーズ織り、オービュソン織り、ボーベ織りその他これらに類す	A
	る手織りのつづれ織物及びプチポワン、クロスステッチ等を使用して手針によりつづれ	A
	織り風にした織物（製品にしたものであるかないかを問わない。）	A
五八・〇六	細幅織物（第五八・〇七項の物品を除く。）及び接着剤により接着したたて糸のみから	A
	成る細幅織物類（ボルダック）	A
		C

五八・〇七	紡織用繊維から成るラベル、バッジその他これらに類する物品（反物状又はストリップ状のもの及び特定の形状又は大きさに切ったものに限るものとし、ししゅうしたものを除く。）	A
五八・〇八	組ひも及び装飾用トリミング（そのまま特定の用途に供しないものに限るものとし、装飾用トリミングにあつては、ししゅうしたもの及びメリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）並びにタッセル、ポンポンその他これらに類する製品	A
五八〇九・〇〇	金属糸又は第五六・〇五項の金属を交えた糸の織物（衣類、室内用品その他これらに類する物品に使用する種類のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	A
五八・一〇	ししゅう布（モチーフを含む。）	A
五八一・〇〇	縫製その他の方法により紡織用繊維の一以上の層と詰物材料とを重ね合わせた反物状のキルティングした物品（第五八・一〇項のししゅう布を除く。）	A
	プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものの他のもの	A
	綿製のもの	B 5
	三・七%（その率が二・九%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低	

第六四類 六四・〇一	第六三類	第六二類	第六一類	第六〇類	第五九類	その他のもの
履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品 防水性の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限るものとし、縫合、リベット締め、くぎ打ち、ねじ締め、プラグ止めその他これらに類する方法により甲を底に固定し又は組み立てたものを除く。）	紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びびろ	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	メリヤス編物及びクロセ編物	染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品	
						いときは、当 該従価従量併 用の税率）
	A	A	A	A	A	A

品目	短靴	その他のもの	税率
六四・〇三	履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が革製のものに限る。）	スポーツ用の履物	一〇%
六四〇三・一二	スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）及びスノーボードブーツ	その他のもの	二七%
六四〇三・一九	その他のもの	本底がゴム製、革製又はコンポジションレザー製のもの	三〇%
六四〇三・二〇	履物（本底が革製で、革製のストラップが足の甲及び親指の回りにかかるものに限る。）	その他のもの	二七%
六四〇三・三〇	履物（ベース又はプラットホームが木製のものに限るものとし、中敷き又は保護用の金属製トキヤップを有するものを除く。）	本底がゴム製、革製又はコンポジションレザー製のもの（スリッパその他の室内用履物を除く。）	二七%
六四〇三・四〇	その他のもの	その他のもの	二七%
	その他の履物（保護用の金属製トキヤップを有するものに限る。）	その他の履物（本底が革製のものに限る。）	二七%
	スリッパ		二七%
	その他のもの		二七%
	その他の履物（保護用の金属製トキヤップを有するものに限る。）		二七%
	その他の履物（本底が革製のものに限る。）		二七%

六四〇三・九九	その他のもの 本底がゴム製又はコンポジションレザー製のもの（スリッパその他の室内履物を除く。） 体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物 その他のもの その他のもの スリッパ及び体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物 その他のもの								
六四・〇四	履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が紡織用繊維製のものに限る。） 履物（本底がゴム製又はプラスチック製のものに限る。） スポーツ用の履物及びテニスシューズ、バスケットシューズ、体操シューズ、トレーニングシューズその他これらに類する履物 その他のもの								
六四〇四・一一	甲に毛皮を使用したもの 甲の一部に革を使用したもの（スリッパを除く。） その他のもの その他のもの 地下た及びキャンバスシューズ その他のもの								
六四〇四・一九									
		六・七%	三〇%	八%					
		B 8	B 8	B 8	E X	E X	E X		
			28	28	28	28			

六四〇四・二〇	履物（本底が革製又はコンポジションレザー製のものに限る。） 甲に毛皮を使用したもの 甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。） その他のもの 本底が革製のもの（甲に毛皮を使用したものを除く。） キャンバスシューズ 甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物及び体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物を除く。） その他のもの その他のもの	X E	28
六四・〇五	その他の履物	X E	28
六四〇五・一〇	甲が革製又はコンポジションレザー製のもの 本底が革製のもの（甲がコンポジションレザー製のものに限る。） 甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）	E	28

六・七%

第六八類	第六七類	第六六類	第六五類	六四〇六・九一	六四〇六・九一	六四〇六・二〇	六四〇六・一〇
石、プラスチック、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品	調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品	傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品	帽子及びその部分品	その他の材料製のもの 革製のもの及び毛皮を使用したもの その他のもの	毛皮を使用したもの その他のもの	木製のもの 本底及びかかと（ゴム製又はプラスチック製のものに限る。） その他のもの	ゲートル、レギンスその他これらに類する物品及びこれらの部分品 甲及びその部分品（しんを除く。） 革製のもの及び毛皮を使用したもの その他のもの
				三・四％	三・四％	三・四％	三・四％
A	A	A	A	B 8 X	B 8 X	B 8 B 8	B 8 X

第六九類	陶磁製品		A
第七〇類	ガラス及びその製品		A
七〇〇一・〇〇	ガラスのくず及び塊		A
七〇・〇二	ガラスの球（第七〇・一八項のマイクロファイアを除く。）		A
七〇・〇三	棒及び管（加工してないものに限る。）		A
七〇・〇四	鑄込み法又はロール法により製造した板ガラス及び溝型ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）		A
七〇・〇五	引上げ法又は吹上げ法により製造した板ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）		A
七〇・〇六	フロート板ガラス及び磨き板ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）		A
七〇〇六・〇〇	ガラス（第七〇・〇三項から第七〇・〇五項までのガラスを曲げ、縁加工し、彫り、穴をあけ、ほうろく引きをし又はその他の加工をしたものに限るものとし、枠付きのもの及び他の材料を取り付けたものを除く。）		A
七〇・〇七	安全ガラス（強化ガラス及び合わせガラスに限る。）		A
七〇〇八・〇〇	断熱用複層ガラス		A
七〇・〇九	ガラス鏡（枠付きであるかないかを問わないものとし、バックミラーを含む。）		A
七〇・一〇	ガラス製の瓶、フラスコ、ジャー、つぼ、アンブルその他の容器（輸送又は包装に使用		A

七〇・一一	する種類のものに限る。)、保存用ジャー及び栓、ふたその他これらに類する物品 ガラス製のバルブ、チューブその他これらに類する物品で封じてないもの及びこれらの 部分品(電灯、陰極線管その他これらに類する物品に使用するもので取付具を有しない ものに限る。)	A
七〇一二・〇〇	魔法瓶その他の真空容器用のガラス製の瓶	A A
七〇・一三	ガラス製品(食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途 に供する種類のものに限るものとし、第七〇・一〇項又は第七〇・一八項のものを除 く。)	A A
七〇一四・〇〇	ガラス製の信号用品及び光学用品(第七〇・一五項のもの及び光学的に研磨したものを 除く。)	A
七〇・一五	時計用ガラスその他これに類するガラス及び眼鏡用(視力矯正用であるかないかを問わ ない。)のガラス(曲面のもの、曲げたもの、中空のものその他これらに類する形状の ものに限るものとし、光学的に研磨したものを除く。)並びにこれらの製造に使用する 中空の球面ガラス及びそのセグメント	A
七〇・一六	ガラス製の舗装用ブロック、スラブ、れんが、タイルその他の建築又は建設に使用する 種類の製品(プレスし又は成型したものに限るものとし、金属の線又は網を入れてある かないかを問わない。)、ガラス製のキューブその他の細貨(モザイク用その他これに 類する装飾用のものに限るものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。)、ステッ ドグラスその他これに類するガラス及びブロック、パネル、板、殻その他これらに類す る形状の多泡ガラス	A

第七四類	銅及びその製品				
第七五類	ニッケル及びその製品				
第七六類	アルミニウム及びその製品				
第七八類	鉛及びその製品				
第七九類 七九・〇一	亜鉛及びその製品 亜鉛の塊 亜鉛（合金を除く。）				
七九〇一・一一	亜鉛の含有量が全重量の九九・九九%以上のもの 課税価格が一キログラムにつき二五〇円以下のもの				
		一キログラムにつき、課税価格と二五〇円との差額に〇・四を乗じて得た額（その率が一キロ			
		B5	A	A	A

七九〇一・一二

課税価格が一キログラムにつき二五〇円を超えるもの
亜鉛の含有量が全重量の九九・九九%未満のもの
課税価格が一キログラムにつき二五〇円以下のもの

グラムにつき 一円七二銭の 従量税率より 高いときは、 当該従量税 率)	A
一キログラム につき、課税 価格と二五〇 円との差額に 〇・四を乗じ て得た額(そ の率が一キロ グラムにつき 一円七二銭の 従量税率より 高いときは、 当該従量税	B 5

第八〇類	<p>七九〇一・二〇</p> <p>亜鉛合金</p> <p>課税価格が一キログラムにつき二五〇円を超えるもの</p> <p>アルミニウムの含有量が全重量の三%を超えるもの</p> <p>その他のもの</p> <p>亜鉛の含有量が全重量の九五%以上のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>亜鉛のくず</p> <p>亜鉛のダスト、粉及びフレーク</p> <p>亜鉛の棒、形材及び線</p> <p>亜鉛の板、シート、ストリップ及びはく</p> <p>亜鉛製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）</p> <p>その他の亜鉛製品</p>	<p>すず及びその製品</p>		<p>率)</p> <p>一キログラムにつき一円七二銭</p> <p>一キログラムにつき一円六八銭</p>	A	A A A A A A A B 5 B 5 A
------	---	-----------------	--	---	---	-------------------------

第八九類	第八八類	第八七類	第八六類	第八五類	第八四類	第八三類	第八二類	第八一類
船舶及び浮き構造物	航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品	鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品	鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器（電気機械式のものを含む。）	電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品	原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品	各種の卑金属製品	卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品	その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品
A	A	A	A	A	A	A	A	A

第九三類	武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品	A
第九四類	<p>家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物</p> <p>腰掛け（寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第九四・〇二項のものを除く。）及びその部分品</p> <p>航空機に使用する種類の腰掛け</p> <p>自動車に使用する種類の腰掛け</p> <p>回転腰掛け（高さを調節することができるものに限る。）</p> <p>腰掛け（寝台として兼用することができるものに限るものとし、庭園用又はキャンプ装具用のものを除く。）</p> <p>とう、オージア、竹その他これらに類する材料製の腰掛け</p> <p>その他の腰掛け（木製フレームのものに限る。）</p> <p>アップホルスターのもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他の腰掛け（金属製フレームのものに限る。）</p> <p>アップホルスターのもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>A A A A A A A A A</p>

第九五類	<p>九四〇一・八〇 その他の腰掛け</p> <p>九四〇一・九〇 部分品</p> <p>革製のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>九四・〇二 医療用又は獣医用の備付品（例えば、手術台、検査台、病院用機構付きベッド及び歯科用いす）及び理髪用いすその他これに類するいすで回転し、傾斜し、かつ、上下するための機構を有するもの並びにこれらの部分品</p> <p>九四・〇三 その他の家具及びその部分品</p> <p>九四・〇四 寝具その他これに類する物品（例えば、マットレス、布団、羽根布団、クッション、プフ及びまくら。スプリング付きのもの、何らかの材料を詰物とし又は内部に入れたもの及びセルラーラバー製又は多泡性プラスチック製のものに限るものとし、被覆してあるかないかを問わない。）及びマットレスサポート</p> <p>九四・〇五 ランプその他の照明器具及びその部分品（サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品（他の項に該当するものを除く。）</p> <p>九四〇六・〇〇 プレハブ建築物</p>	がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品		三・八%	A	A A A A A A A B 8	32
------	---	-------------------------------	--	------	---	-------------------	----

第九六類	雑品
九六・〇一	アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限り。）及び製品（これらの材料から製造したものに限り。）とし、成形により得た製品を含む。）
九六〇二・〇〇	植物性又は鉱物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限り。）及び製品（これらの材料から製造したものに限り。）、成形品、彫刻品及び細工品（ろう、ステアリン、天然ガム、天然レジン又はモデリングペーストから製造したものに限り。）、他の項に該当しないその他の成形品、彫刻品及び細工品並びに硬化させてないゼラチン（加工したものに限り。）とし、第三五・〇三項のゼラチンを除く。）及び硬化させてないゼラチンの製品
九六・〇三	ほうき、ブラシ（機械類又は車両の部分品として使用するブラシを含む。）、動力駆動式でない手動床掃除機、モップ及び羽毛ダスター、ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品、ペイントパッド、ペイントローラー並びにスクイージー（ローラースクイージーを除く。）
九六〇四・〇〇	手ふるい
九六〇五・〇〇	トラベルセット（化粧用、洗面用、裁縫用又は靴若しくは衣服の清浄用のものに限り。）
九六・〇六	ボタン、プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品（ボタンモールドを含む。）並びにボタンのブランク
九六・〇七	スライドファスナー及びその部分品
九六・〇八	ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆
	六・六%
	A A
	B 8
	A A
	A
	A
	26

九六・〇九	その他のペン、鉄筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー並びにこれらの部分品（キャップ及びクリップを含むものとし、第九六・〇九項の物品を除く。）	A
九六・一〇	鉛筆（第九六・〇八項のシャープペンシルを除く。）、クレヨン、鉛筆のしん、パステル、図画用木炭、テールラスチョーク及び筆記用又は図画用のチョーク	A
九六一〇・〇〇	石盤、黒板その他これらに類する板（筆記用又は図画用のものに限るものとし、枠を有するか有しないかを問わない。）	A
九六一一・〇〇	日付印、封かん用の印、ナンバリングスタンプその他これらに類する物品（ラベルに印捺又は型押しをする器具を含むものとし、手動式のものに限る。）並びに手動式コンポジションステイック及びこれを有する手動式印刷用セット	A
九六・一二	タイプライターリボンその他これに類するリボン（インキを付けたもの及びその他の方法により印字することができるとしたものに限るものとし、スプールに巻いてあるかないか又はカートリッジに入れてあるかないかを問わない。）及びインキパッド（インキを付けてあるかないか又は箱に入れてあるかないかを問わない。）	A
九六・一三	たばこ用ライターその他のライター（機械式であるかないか又は電気式であるかないかを問わない。）及びその部分品（着火石及びしんを除く。）	A
九六・一四	喫煙用パイプ（パイプボールを含む。）、シガーホルダー及びシガレットホルダー並びにこれらの部分品	A
九六・一五	くし、ヘアスライドその他これらに類する物品並びにヘアピン、カールピン、カールクリップ、ヘアカーラーその他これらに類する物品（第八五・一六項の物品を除く。）及	A

第九七類	美術品、収集品及びこつとう		A	
九六一八・〇〇	品で作動するもの		A	
九六一七・〇〇	魔法瓶その他の真空容器（ケース入りのものに限る。）及びその部分品（ガラス製の内部容器を除く。）		A	
九六一六	香水用噴霧器その他これに類する化粧用噴霧器及びこれらの頭部並びに化粧用のパフ及びパッド		A	
	びこれらの部分品		A	

（第三節は、スペイン語及び英語により作成され、この附属書の不可分の一部を成す。）